

令和6年度第1回春日部市男女共同参画推進審議会

日 時：令和6年9月27日(金)

午後1時30分から

場 所：春日部市役所

本庁舎2階 203会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 委員紹介

4 会長あいさつ

5 議 事

(1) 春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」

令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画について

(2) かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）

令和5年度事業報告及び一次評価、市民評価について

(3) その他

6 閉 会

令和6年度 春日部市男女共同参画推進審議会委員名簿

資料1

	審議会役職	氏名	ふりがな	選任区分	任期
1	会長	金子 和夫	かねこ かずお	学 識 経 験 者	令和5年12月1日～令和7年11月30日
2	副会長	井ノ口 和子	いのぐち かずこ	学 識 経 験 者	令和5年12月1日～令和7年11月30日
3	委員	大藤 やすえ	おおふじ やすえ	知識及び経験を有する者 (春日部市民生委員・児童委員協議会)	令和5年12月1日～令和7年11月30日
4	委員	中田 和代	なかだ かずよ	知識及び経験を有する者 (越谷人権擁護委員協議会春日部部会)	令和5年12月1日～令和7年11月30日
5	委員	宇井 つぎ子	うい つぎこ	市内各種団体を代表する者 (春日部市ボランティア活動推進連絡会)	令和5年12月1日～令和7年11月30日
6	委員	梅原 由里	うめはら ゆり	市内各種団体を代表する者 (埼玉県助産師会春日部地区)	令和5年12月1日～令和7年11月30日
7	委員	金子 忠史	かねこ ただし	市内各種団体を代表する者 (春日部市PTA連合会)	令和6年5月22日～令和7年11月30日
8	委員	関 根 豊	せきね ゆたか	市内各種団体を代表する者 (春日部商工会議所)	令和5年12月1日～令和7年11月30日
9	委員	鈴木 和光	すずき かずひこ	公募に応じた者	令和5年12月1日～令和7年11月30日
10	委員	高橋 良成	たかはし よしなり	公募に応じた者	令和5年12月1日～令和7年11月30日

※会長と副会長を除くほか、選任区分ごとに50音順とし、敬称は略しています。

令和6年度

春日部市男女共同参画推進センター

要 覧

(令和5年度統計)

ハ一モ二一春日部

目 次

1	春日部市男女共同参画推進センターの概要	1
2	春日部市男女共同参画推進条例	4
3	春日部市男女共同参画推進センター条例	6
4	春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則	12
5	令和5年度春日部市男女共同参画行政所管組織	16
6	団体登録制度	17
7	使用方法	19
8	令和5年度利用統計	25
9	令和5年度情報事業	26
	（1）情報ライブラリー／パネル展示テーマ	26
	（2）令和5年度図書関係	27
10	令和5年度主催事業実績	32
	（1）学習提供事業	33
	（2）利用団体交流事業・市民活動支援事業	61
11	令和5年度自主事業実績	63
12	令和5年度ハーモニー相談事業	65
	（1）女性の悩み相談 利用統計（令和5年度分）	66
	（2）男性のための相談 利用統計（令和5年度分）	67

1 春日部市男女共同参画推進センターの概要

愛称:ハーモニー春日部

(1) 趣旨

男女共同参画社会の実現のための活動拠点。男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野の活動に参画できるようにするために、必要な情報や学習の機会を提供する。また、男女共同参画に関する問題を継続して考え、問題解決に向かって自主的な活動ができるように支援する。老若男女、あらゆる市民に対して開かれた、ふれ合い、学び合いの場とする。

(2) 施設概要

所在地	春日部市緑町三丁目3番17号
敷地面積	2,637.97㎡
床面積	約1,085.05㎡
階数／構造	地上2階一部地下1階 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)

(3) 主な機能と施設内容

①情報機能 男女共同参画に関する資料・図書の閲覧・貸出。調査研究の手伝い。

※情報ライブラリー(78.00㎡)

②相談機能 家庭・職場・地域などで生じる様々な悩み事や問題に対して、女性相談員が相談に応じる。(総合相談、からだ相談、カウンセリング相談、法律相談)

その他、男性の相談員による男性のための相談を行う。

※相談室1(18.00㎡)

③学習機能 男女共同参画社会の実現に向けて各種セミナーや講演会などを開催し、主体的な問題解決の能力を養う。

※多目的ホール(135.81㎡)、生活学習室(97.28㎡)、

研修室1(60.00㎡)、研修室2(39.00㎡)、

和室・茶室(41.60㎡)、印刷工房(14.40㎡)、

こどものへや(34.20㎡)

④交流機能 個人やグループ活動及びグループ間交流やネットワーク作りを支援する。

男女共同参画社会に向けて活動する人たちの輪を広げる。

⑤駐 車 場 32台(身障者用1台含む) [駐 輪 場] 24台

⑥そ の 他 事務室(40.00㎡)、サークル活動室(38.00㎡)、
ミーティングルーム(6.50㎡)、男女各トイレ、多目的トイレ、給湯室
授乳室、倉庫、生活学習室倉庫、外物置

(4)工 程

平成 9年度 基本設計・実施設計

平成10年度 用地取得・11月着工

平成11年度 10月完成

平成11年度 12月4日オープン

(5)建設事業費

502,371,197円

(6)補助金

彩の国づくり推進特別事業費補助金 44,000,000円

氷蓄熱式空調システム普及促進事業補助金 892,500円

(7)指定管理者

平成30年4月1日より指定管理者制度へ移行

指定管理者(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

埼玉県鴻巣市逆川1丁目2番地2号

街活性室株式会社

代表取締役 斉藤 徹

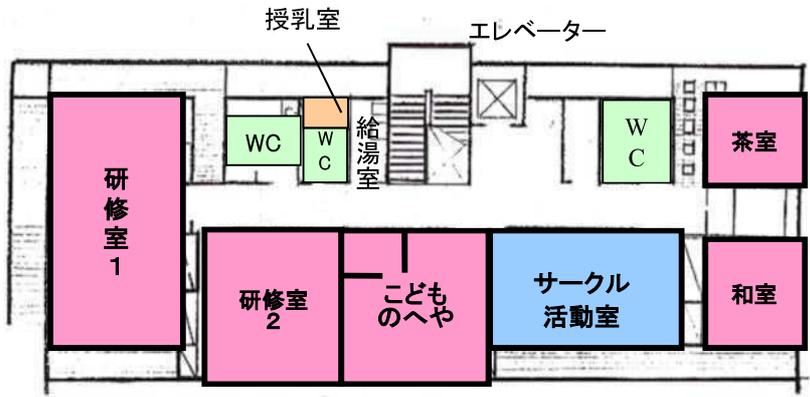
(8)愛称のいわれ

女性と男性の調和(ハーモニー)やセンターと街の調和を願って名付けられました。

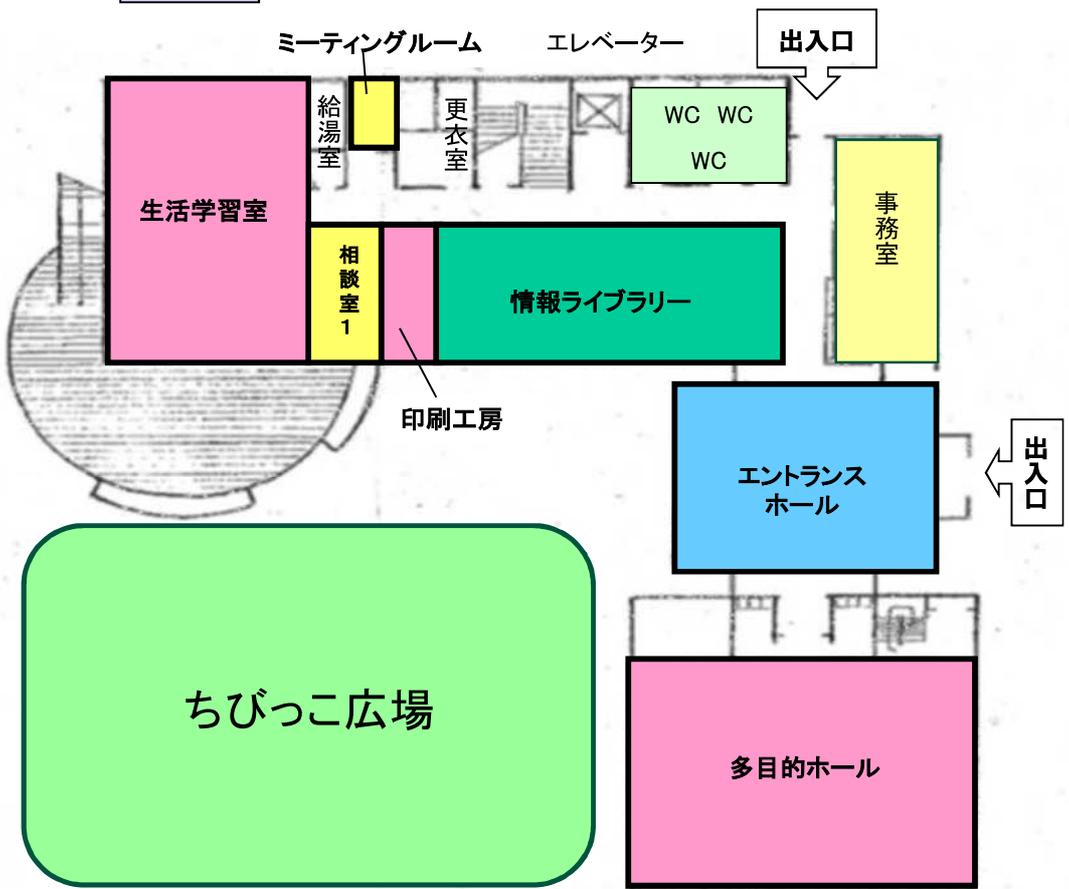
また、男女が社会の対等な構成員として和音を奏でるという意味も込められています。

ハーモニー春日部平面図

2階



1階



2 春日部市男女共同参画推進条例

平成18年12月18日 条例第57号

我が国は、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、さらに男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女平等の実現のため、国際社会の取組と連動しながら様々な施策を講じてきました。

春日部市は、誰もが平等で平和な生活を送ることができる社会実現のため、県下に先駆けて、男女共同参画を推進するための拠点施設を開設し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行、配偶者等への暴力など、真の男女平等を達成するには、いまだに多くの課題が存在しています。

春日部市が、埼玉県東部地域の中核都市として、また、将来にわたって豊かで活力あるまちとして発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要です。

私たちのまち「春日部市」は、市民一人ひとりの価値観や生活様式に照らし合わせ、豊かに生活でき、男女が社会の対等な構成員として自らの意思と責任により、あらゆる分野へ共同参画する社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに市の施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共同して責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育に携わる者 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (5) 配偶者等 配偶者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）を旨として行わなければならない。

- (1) 男女が性別によって差別されることがなく、あらゆる場で人類が共有する普遍的価値である人権が尊重され、公平に自己実現がされ、及び個人自らの意思によってその能力が発揮できること。
- (2) 男女の固定的な役割分担を見直し、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で共同して参画する機会を確保するために、積極的に格差をなくすこと。
- (3) 配偶者等からの暴力及び児童への暴力並びに性的いやがらせによって、個人の尊厳を害してはならないこと及び被害にあった人に対する必要な支援をすること。
- (4) 社会における制度及び慣行が男女の活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮し、男女が社会、経済及び家庭において自立した生活を営み、家庭とその他の活動との両立ができるよう必要な支援をすること。
- (5) 男女が互いに人権尊重の視点に立ち、妊娠、出産を含む性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 国際社会を視野に入れ、それぞれの地域で取り組むこと及び市内に在住する支援が必要な外国人へ配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国及び県等と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野に積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって男女が共同して参画できる体制を整備するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 市、市民及び事業者は、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、配偶者等への暴力その他の性別に起因する暴力及び性的いやがらせを行ってはならない。

(性別による権利侵害への対応)

第8条 市は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談の窓口を置くものとする。

2 市は、前項の相談を受けた場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(配偶者等からの暴力の防止等)

第9条 市は、配偶者等からの暴力の防止に努め、配偶者等からの暴力を受けた者に対し、関係機関と協力して支援するものとする。

(広報物への留意等)

第10条 市は、広報物を作成するに当たっては、その表現において基本理念に留意しなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、広報物を基本理念に留意して作成するよう啓発しなければならない。

(教育及び学習)

第11条 市及び教育に携わる者は、市民及び事業者と協力し、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場での教育及び学習の機会を確保し、男女における人権尊重並びに平等に関する教育及び学習を推進しなければならない。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会形成の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(推進体制)

第13条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(苦情等への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者からの苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 春日部市男女共同参画推進センター条例

平成17年10月1日条例第27号

改正

平成19年3月20日条例第11号

平成29年3月16日条例第9号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を促進するため、春日部市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日部市男女共同参画推進センター

位置 春日部市緑町三丁目3番17号

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に係る学習の機会の提供に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に係る相談に関すること。
- (4) 多目的ホール、研修室、生活学習室等の使用に関すること。
- (5) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の許可及び制限)

第5条 センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
- (6) その他管理上支障があるとき。

3 市長は、使用を許可するに当たって管理上支障があるときは、使用について条件を付することができる。

(譲渡等の禁止)

第6条 前条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

追加〔平成29年条例9号〕

(許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項第1号から第5号までのいずれかに違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用時間)

第8条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(休所日)

第9条 センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 市長は、前項に規定する休所日のほか、センターの管理上支障があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

一部改正〔平成19年条例11号・29年9号〕

(入所の制限)

第10条 市長は、センター内の秩序を乱すおそれのある者の入所を禁止し、又は乱す者に対し、退所を命ずることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(原状回復義務)

第11条 使用者は、センターの使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(損害賠償)

第12条 使用者は、使用に際し施設設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料)

第13条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの施設等を使用することができないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を行わせることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者の指定の手続)

第17条 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書によるセンターの管理運営が市民の平等なセンターの利用を確保することができること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。
- (4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定の制限)

第18条 次に掲げる法人その他の団体（本市が財政援助を与えるものを除く。）は、指定管理者になることができない。

- (1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体
- (2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
- (3) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人（令第133条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(欠格事項)

第19条 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体
- (3) 法人その他の団体の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者の業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) センターの施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第5条及び第7条から第9条までの適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(管理の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者の業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
- (2) センターの維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第24条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(事業報告の聴取等)

第23条 市長は、指定管理者の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 第18条各号の指定の制限及び第19条第1項各号の欠格事項に該当したとき。
- (4) 第21条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと思われるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者による施設の原状回復義務)

第25条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(損害賠償義務)

第26条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第27条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(利用料金の納付等)

第28条 第13条の規定にかかわらず、第16条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、使用者は、利用料金を納めなければならない。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準等により利用料金の減免又は還付をすることができる。

3 指定管理者は、使用者が第1項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

4 市又は指定管理者は、使用者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成19年条例11号・29年9号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、春日部市男女共同参画推進センター設置及び管理条例（平成11年春日部市条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月20日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例に規定する施設の使用に係る使用料については、平成19年11月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月16日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者に春日部市男女共同参画推進センターの管理を行わせるときは、当該管理を行わせる日前に第1条の規定による改正前の春日部市男女共同参画推進センター条例の規定により市長がした使用の許可その他の処分（同日以後の使用に係るものに限る。）又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、同日以後は、第1条の規定による改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした使用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第13条関係）

春日部市男女共同参画推進センター使用料

施設等の名称	時間区分	金額（円）					
		午前 8時30分から 午前10時 30分まで	午前 10時30分 から午後0時 30分まで	午後 1時から午 後3時まで	午後 3時から午 後5時まで	午後 5時30分 から午後7時 30分まで	午後 7時30分 から午後9時 30分まで
多目的ホール		1,100					
生活学習室		800					
研修室1		500					
研修室2		300					
茶室・和室		300					
附属設備		別に市長が定める。					

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

4 春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則

平成17年10月1日規則第12号

改正

平成19年8月1日規則第62号
平成19年11月29日規則第87号
平成20年6月26日規則第54号
平成25年3月15日規則第21号
平成28年3月25日規則第62号
平成29年3月16日規則第12号
平成30年3月28日規則第34号
平成31年3月22日規則第16号
令和5年3月17日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市男女共同参画推進センター条例（平成17年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 春日部市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）は、総務部人権共生課が所管する。

一部改正〔平成25年規則21号・令和5年22号〕

(許可手続等)

第3条 条例第5条第1項の規定により、センターの使用の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、春日部市男女共同参画推進センター使用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。）の規定による予約者の決定の後に受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第13条に規定する使用料を徴収し、春日部市男女共同参画推進センター使用許可書兼領収書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

4 条例第5条第1項の規定により、センターの使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用日の7日前までに春日部市男女共同参画推進センター使用変更申請・取消届出書兼使用料還付申請書（様式第3号）により市長に申請し、又は届け出なければならない。ただし、使用日を変更しようとするときは、第2項の規定を準用する。

5 前項の申請又は届出をするときは、許可書を提示しなければならない。

6 市長は、第4項の規定による申請又は届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市男女共同参画推進センター使用変更許可・取消通知書兼領収書兼使用料還付通知書（様式第4号。以下「変更等許可書」という。）により許可又は通知するものとする。

7 使用者は、使用開始前に許可書（前項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書）を提示し、係員の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成19年規則62号・87号・20年54号・29年12号・30年34号〕

(使用の許可に係る予約)

第3条の2 前条に規定する使用の許可に係る予約については、利用規則に規定する手続によるものとする。

追加〔平成19年規則87号〕

(使用終了の届出)

第4条 使用者は、条例第11条の規定により施設等を原状に回復したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成29年規則12号・30年34号〕

(使用料の減免)

第5条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成29年規則12号・30年34号・31年16号〕

(減免の手続)

第6条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除決定通知書(様式第6号)により、申請したものに通知しなければならない。

追加〔平成19年規則62号〕

(使用料の還付)

第7条 条例第15条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第15条第1項又は第2項に該当するとき 全額の還付
- (2) 使用日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付
- (3) その他の場合 市長が別に定める額の還付
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成20年規則54号・29年12号・30年34号〕

(還付の手続)

第8条 使用料の還付(第3条第6項の規定による還付を除く。)を受けようとする者は、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をするときは、許可書(第3条第6項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書)を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付通知書(様式第8号)により申請をした者に通知し、使用料を還付するものとする。

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成20年規則54号〕

(指定管理者の指定の申請)

第9条 条例第17条第1項の規定による申請は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定申請書(様式第9号)によるものとする。

2 条例第17条第1項に規定するその他必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、その者の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) 過去3か年分の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(指定管理者の指定等)

第10条 市長は、条例第17条第2項の規定による選定の結果を前条の規定による申請をしたものに対し、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定候補者選定結果通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 市長は、条例第17条第2項の規定により指定したときは、当該指定した法人又はその他の団体(以下「指定団体」という。)に対し、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定通知書(様式第11号)によりその旨を通知するとともに、同条第3項の規定により、次に掲げる事項について速やかに告示するものとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 指定管理者に管理を行わせるセンターの名称
- (3) 指定管理者となる団体の名称及び所在地
- (4) 指定の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長及び指定団体は、センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(事業報告書)

第11条 条例第22条の事業報告書は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者事業報告書(様式第12号)によるものとする。

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(指定の取消し等)

第12条 市長は、条例第24条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定取消等通知書(様式第13号)によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 処分した日
- (2) 処分された指定団体が管理を行っていたセンターの名称
- (3) 処分された指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 期間を定めて指定管理者の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その期間と当該業務の範囲

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

一部改正〔平成19年規則62号・29年12号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前までに、春日部市男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則(平成11年春日部市規則第43号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年8月1日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年11月29日規則第87号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。(後略)
(春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則の改正に伴う経過措置)
- 7 改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則第3条第2項の規定は、平成20年5月1日からの施設の利用から適用する。

附 則 (平成20年6月26日規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に、改正前の春日部市春日部コミュニティセンター条例施行規則、春日部市庄和コミュニティセンター条例施行規則、春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則及び春日部市庄和勤労福祉センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成25年3月15日規則第21号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第62号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成30年3月28日規則第34号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

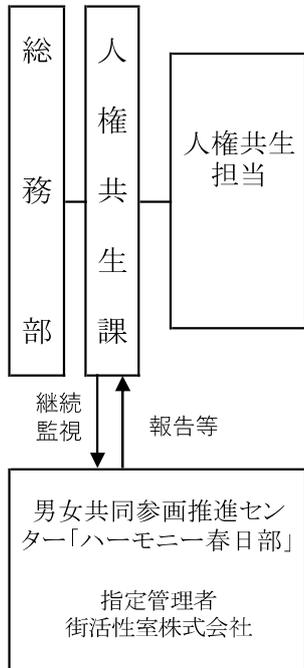
附 則 (平成31年3月22日規則第16号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日規則第22号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

5 令和5年度春日部市男女共同参画行政所管組織



ハーモニーの機能

情報機能
学習機能
交流機能
相談機能
施設管理

※男女共同参画社会に関する調査、企画及び総合調整に関すること

※男女共同参画社会に関する施策の推進及び啓発に関すること

1 基本計画推進事業

2 諮問機関

(1) 男女共同参画推進審議会の開催(2回)

3 各関係機関との連絡調整事業

4 啓発事業

(1) 男女共同参画情報誌「ハーモニー」の発行 …… 指定管理者

<情報機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる図書、資料及び情報の収集並びに提供に関すること

1 情報収集・提供事業

(1) 図書、資料等の閲覧・貸し出し …… 指定管理者

(2) パネル展示 …… 指定管理者

(3) センター要覧の発行…… 指定管理者

<学習機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる学習の機会の提供に関すること

2 学習事業 …… 指定管理者

(1) 男女共同参画セミナー(13回)

(2) 女性のためのエンパワメントセミナー(13回)

(3) メンズアクションセミナー(2回)

(4) 自主事業(2回)

<交流機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる市民参画

3 交流事業・市民活動支援事業 …… 指定管理者

(1) ハーモニーフェスタ2023

(2) 男女共同参画講演会(登録団体の集い)

<相談機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる相談に関すること

4 相談事業 …… 指定管理者

(1) 女性総合相談(女性相談員:週4回)

(2) 女性の中から相談(保健師:週1回)

(3) 女性のカウンセリング相談(女性カウンセラー:月3回)

(4) 女性のための法律相談(女性弁護士:月1回)

(5) 男性のための相談(男性産業カウンセラー:月1回)

<施設管理>

※施設の利用に関すること

5 施設管理事業 …… 指定管理者

(1) センター施設の貸し出し(男女共同参画意識の醸成)

(2) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること

6 団体登録制度

男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」は、男女が平等な立場で社会のあらゆる分野に参画し共に責任を担う「男女共同参画社会」実現のための活動拠点です。

目的を持って活動する団体の把握と支援のため、登録制度をおきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 登録要件

- A { ①男女共同参画社会の実現を目指して主体的に活動する団体
B { ②会員の7割が市内在住・在勤・在学者
③団体としての目的及び活動計画を有する団体
- 登録団体A：①～③を満たす団体
登録団体B：②～③を満たす団体

※使用目的が下記に該当する場合、その団体の登録はできません。

- ①秩序及び風俗を害する恐れがあるとき。
- ②建物及び附帯設備を破損する恐れがあるとき。
- ③営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。
 - ア 収益事業を営む法人（人格のない社団を含む）・商人・営利法人（会社）が使用する場合（目的を問わず）
 - イ 手工芸、舞踏、茶道、華道・生花、絵画やスポーツ・レクリエーション、その他の学習（習い事や技芸等）の先生や私塾の経営者の方が、収益（稽古や練習、作品づくり）や宣伝（生徒集め等）を目的に使用する場合。
 - ウ 公共・公益法人、協同組合等が収益事業の場として使用する場合。
 - エ 商品（販売できる物品・物資を含む）・サービスの販売・宣伝及び会社・商店・私塾/収益事業の宣伝を目的とする場合。
- ④特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- ⑤特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。
 - ※申請者（主催者）名を変えても実際の使用が宗教団体の場合は、使用できません。
 - ※布教活動及び布教活動につながる場合も使用できません。
- ⑥その他管理上支障があるとき。

(2) 登録の方法

① 登録団体申請書 に必要事項を記入し、会員名簿 及び 規約等 を添えて、センターへ申し込んでください。

※公共施設予約システムへの利用者登録申請も必要です。

② 申請後、登録証(カード) を交付します。センター使用申請の際、登録証を提示してください。

(3) 団体として使用できる施設

① 申込みが必要な施設

多目的ホール、生活学習室、研修室1・2、茶室、和室

② 申込みが不要な施設

印刷工房、サークル活動室、こどものへや(ただし、大人一人以上の監督者が必要)

(4) 登録後について

① 使用したい月の3か月前の1日から14日の間に公共施設予約システムを利用した抽選申込みができます。(抽選は1回です) 抽選期間終了後は先着申込みになります。

② 登録団体同士の交流を深めると同時に、センターの目的を理解していただくため、年1回登録団体の集いへの参加をお願いします。

③ 登録した内容は、市民からの問い合わせの際、情報提供するものとします。

④ 登録は毎年自動更新となります。

7 使用 方 法

男女共同参画推進センターの部屋などを使用する個人や団体の方々が安全で楽しく、快適に利用できるように定めたものです。是非お守りいただきますようお願いいたします。

(1) 使用できる部屋の種類及び定員、用途（定員は机やいすを並べたときの収容人数）

①多目的ホール	定員 100名	講演会、セミナー、軽体操など
②生活学習室	定員 36名	調理実習
③相談室1	定員 4名	相談
④印刷工房		印刷・製本作業
⑤情報ライブラリー	定員 22名	図書などの閲覧
⑥研修室1	定員 39名	セミナーなど
⑦研修室2	定員 21名	セミナーなど
⑧こどものへや	定員 16名	セミナー開催・団体活動時の保育
⑨サークル活動室	定員 24名	登録団体の会合
⑩和室	定員 12名	会議など
⑪茶室	定員 10名	茶道など

(2) 使用時間と休所日

①使用時間

8：30～21：30

※使用時間は準備時間及び清掃・片付け時間を含みます。

②休所日

年末年始（12／29～1／3）

※センターの管理上必要がある時は、臨時に休所する場合があります。

臨時休所日は広報かすかべでお知らせします。

(3) 使用許可申請の方法

①公共施設予約システムをご利用ください。

②抽選申込み期間は、使用する月の3か月前の1日から14日までです。

抽選申込み終了後の15日以降は、先着予約になります。

③使用区分（枠）は、

午前の部 8：30～10：30／10：30～12：30

午後の部 13：00～15：00／15：00～17：00

夜間の部 17：30～19：30／19：30～21：30

とし、1団体にのみ貸出します。

④予約は1団体月4枠までです。ただし、3日前の時点で空きがあれば使用予約を受け付けます。

⑤使用備品については、使用するものとその数を記入してください。

（例）マーカー○色○本・ラジカセ・ワイヤレスマイク○本など

⑥備品の持ち込みや部屋の装飾をする時は、事前に申出て許可を得てください。

⑦センターとの連絡調整などのため、使用責任者を記名してください。

(4) 使用の方法

- ①事務室にて、使用許可書を提出し部屋のカギをお受取りください。
- ②使用時間を守り時間内に後片付け清掃を行い、ゴミはお持ち帰りください。
- ③使用後は使用報告書に記入し、鍵・使用備品と一緒に事務室へお持ちください。
- ④施設・備品に破損、故障があった場合は速やかに事務室へご連絡ください。

(5) 使用予約の取消しや変更

取消や変更が生じた場合は、使用日の7日前までに手続きをお願いします。

(6) 使用にあたってのお願い

- ①センター内での飲酒は禁止です。また、多目的ホール、情報ライブラリー、印刷工房内及び和室・茶室（茶道を除く）での飲食はご遠慮ください。
- ②敷地内全面禁煙です。（令和元年7月1日～）
- ③他の部屋の使用者に迷惑がかからないようご配慮願います。
- ④自動車及び自転車は所定の位置に駐車及び駐輪し必ず施錠してください。
- ⑤盗難、紛失等について、センターは一切責任を負いません。
- ⑥ペットを連れての入館はできません。ただし盲導犬・介助犬は入館できます。
- ⑦政治・宗教・営利目的の使用はできません。

(7) 使用許可の取消し

次のような場合は、部屋の使用許可を取消しすることがあります。

- ①春日部市男女共同参画推進条例第5条第2項第1号から第5号までのいずれかに違反したとき。
- ②偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- ③職員の指示に従わないとき。
- ④その他管理上支障があるとき。

※使用上分からないことは遠慮なく職員にお尋ねください。

各部屋の機能と使い方

事務室		40m ²
主な用途	相談受付業務、学習相談窓口、図書貸し出し、鍵の貸出	
館内貸し出し用 備品	備品名	数量
	CDラジカセ	2
	DVDプレーヤー	1
	ワイヤレスマイク	4
	マイクスタンド(スタンド)	3
	マイクスタンド(卓上)	3
	アンプ(ワイヤレスマイク用)	2
	譜面台	9
	オーバーヘッドプロジェクター	1
	三脚付スクリーン	1
液晶プロジェクター	1	

多目的ホール		約136m ²
主な用途	講座、講演会、軽体操	
設備	椅子	100
	机	20
	ステージ折りたたみ式	2
	講演台	1
	花台	1
	アップライトピアノ	1
	壁面ミラー	
	音響操作卓(DVD、CD、VTR、カセットデッキ、マイクロホン)	1
	更衣室(ロッカー)	男女別各20
	ホワイトボード	1
遮光スクリーン		
使用方法	窓の開閉や遮光スクリーンの上下、音響卓、照明、空調の操作についてご不明な点がございましたら、職員にお聞きください。 更衣室のロッカーはコイン返却方式です。清掃用具は男子更衣室内にあります。飲食はできません。	

情報ライブラリー		78m ²
主な用途	男女共同参画に関する資料、図書等の閲覧、貸出	
設備	閲覧テーブル	12
	椅子	16
特徴	約3,920冊の図書と、各市町の女性情報誌などの行政資料を備えています。	23
使用方法	図書・ビデオの貸出は一人4冊(本)までです。貸出期間は図書が2週間、ビデオは1週間です。住所等を確認できるものと一緒に図書貸出登録票を窓口に提出してください。飲食はできません。	

生活学習室		約97㎡
主な用途	調理実習	
設備	調理台(流し、オーブン)	6
	椅子	36
	調理道具	各種
	食器	各種
	ホワイトボード	1
	ガーデンテーブル	3
	ガーデンチェア	16
	冷蔵庫	1
	電子レンジ	1
	炊飯器	3
	ハンドミキサー	4
	ジューサーミキサー	4
	スピードカッター	4
	シューズケース	24
ワゴン	1	
	衣類用ハンガー	
使用方法	履物を脱いで入室してください。シューズケースは、室内にあります。生ごみはお持ち帰りください。調理したものをテラスで試食することもできます。調理台の下にガスの元栓がありますので、使用後は必ず閉めてください。換気扇、清掃道具は倉庫の中にあります。調理用具を使用した場合は、チェックリストに記入をして下さい。	

印刷工房		約14㎡
主な用途	男女共同参画団体の活動に関する資料の作成	
設備	印刷機	1
	紙折り機	1
	裁断機	1
	電動穿孔機	1
	大型ステープラー	1
	作業テーブル	1
使用方法	機材の操作方法は必ず職員にお聞きください。用紙はご持参ください。印刷使用簿に印刷枚数を記入してください。カウンターは印刷機内部にあります。印刷前に原稿を確認させていただき、印刷終了後に実費徴収させていただきます。	

相談室1		18㎡
主な用途	専門相談員による相談	
設備	相談テーブル、事務机、椅子	各1
	相談者用テーブル	1
	相談者用椅子	4
	キャビネット	1
使用方法	女性相談(総合相談、からだ・母乳・育児相談、カウンセリング相談、法律相談)と男性のための相談を行っています。開催日時等につきましては、広報かすかべまたは春日部市ホームページをご覧ください。	

ミーティングルーム		約7㎡
主な用途	打ち合わせ室	
設備	事務机1、椅子2	1
使用方法	打ち合わせ等に使用します。	

研修室1		60㎡
主な用途	研修、会議、学習活動	
設備	机	13
	椅子	39
	33インチテレビ	1
	S-VHSビデオ	1
	ホワイトボード	1
使用方法	机、椅子を移動された場合は元の位置に戻してください。	

研修室2		39㎡
主な用途	研修、会議、学習活動	
設備	机	7
	椅子	21
	29インチテレビ	1
	ホワイトボード	1
使用方法	机、椅子を移動された場合は元の位置に戻してください。	

こどものへや		約34㎡
主な用途	保育	
設備	座卓	1
	ベビーベット	1
	21インチテレビ	1
	おもちゃ	各種
	絵本	各種
	幼児用トイレ	1
使用方法	センターの主催事業の時にお子さんを一時保育する場所です。また、保護者がセンターを利用している間、お子さんをあずかる部屋としてお使いください。その場合、必ず大人が付くようにして下さい。利用の際は、事務室にある利用簿に記入してください。個人利用はできません。	

サークル活動室		38㎡
主な用途	サークル同士交流の場、情報の提供など	
設備	テーブル	8
	椅子	20
	掲示板	1
	収納ロッカー	2
使用方法	入室前に事務室で受付をしてください。使用時間は1時間までです。共有スペースですので、譲り合ってください。飲食は可能ですが、ゴミは必ずお持ち帰りください。	

茶室		約15㎡
主な用途	華道、茶道	
設備	炉、にじり口、水屋	
	茶道具、華道具一式	
使用方法	入室の際は、入り口の鍵をお持ちください。茶道具、華道具を使用の場合は、チェックリストに記入してください。道具は和室と水屋上の棚に収納してあります。	

和室		約18㎡
主な用途	会議、着付け等	
設備	座卓	6
	座布団	30
	姿見	1
使用方法	入室の際は、入り口の鍵をお持ちください。飲食はできません。	

ちびっこ広場		約715㎡
主な用途	施設の前庭としてお使いください。センターの管理になりますが、休所日でもご利用いただけます。	
設備	鉄棒	2
	ベンチ	4
	滑り台	1
使用方法	小さいお子様から大人まで誰もが利用できますように、ボール遊びなど危険なことはご遠慮ください。	

その他の施設

授乳室	2階給湯室奥にあります。ベビーベットがあり、専用の個室でお子様の世話をしてください。
給湯室	1、2階にあります。湯のみ、急須をお使いください。ただし飲食可能な部屋に限ります。
トイレ	1、2階に男女別と多目的トイレがあります。多目的トイレは、障害者はもちろん、ベビーカーなどのお子様づれにも利用できます。それぞれのトイレにはベビーベットやベビーチェアが備えてあります。紙おむつはお持ち帰りください。
利用案内	当日の利用案内は1階エントランスホール事務室前に掲示してあります。お部屋を確認してお入りください。
自動販売機	エントランスホールに清涼飲料水の自動販売機が1台あります。
駐車場	32台(身障者用1台を含む)。正面玄関前と建物北側にあります。駐車場台数が少ないため、できるだけ他の交通機関をご利用ください。

※令和元年7月1日から敷地内全面禁煙です。

8 令和5年度利用統計

<部屋別月別利用統計>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
多目的ホール	枠	98	96	99	115	90	118	127	121	96	108	98	119	1,285
	女	749	765	746	906	770	1,025	1,004	1,664	811	861	771	890	10,962
	男	119	101	100	124	103	114	147	526	111	108	105	129	1,787
	計	868	866	846	1,030	873	1,139	1,151	2,190	922	969	876	1,019	12,749
生活学習室	枠	6	5	8	6	6	5	5	15	6	5	6	16	89
	女	24	34	37	34	30	29	36	67	58	36	45	69	499
	男	19	21	20	29	9	20	19	41	28	22	30	42	300
	計	43	55	57	63	39	49	55	108	86	58	75	111	799
研修室1	枠	48	21	61	21	18	20	24	35	22	20	19	61	370
	女	258	274	324	298	218	275	325	374	227	245	252	332	3,402
	男	117	92	148	108	93	100	128	152	126	89	99	175	1,427
	計	375	366	472	406	311	375	453	526	353	334	351	507	4,829
研修室2	枠	33	23	31	27	9	13	26	33	24	20	17	24	280
	女	136	107	133	119	28	57	115	127	106	82	77	64	1,151
	男	20	9	19	28	12	11	19	21	16	16	22	18	211
	計	156	116	152	147	40	68	134	148	122	98	99	82	1,362
茶室・和室	枠	1	1	1	1	2	2	1	14	5	5	5	8	46
	女	8	3	4	5	0	6	2	15	13	22	35	24	137
	男	0	1	1	0	0	0	0	13	1	5	4	8	33
	計	8	4	5	5	0	6	2	28	14	27	39	32	170
有料施設合計	枠	186	146	200	170	125	158	183	218	153	158	145	228	2,070
	女	1,175	1,183	1,244	1,362	1,046	1,392	1,482	2,247	1,215	1,246	1,180	1,379	16,151
	男	275	224	288	289	217	245	313	753	282	240	260	372	3,758
	計	1,450	1,407	1,532	1,651	1,263	1,637	1,795	3,000	1,497	1,486	1,440	1,751	19,909
有料施設昨年実績	計	1,110	1,260	1,502	1,369	928	1,351	1,444	2,187	1,164	1,140	1,298	1,412	16,165
情報ライブラリー/ エントランスホール/ ちびっ子広場	女	913	1,302	1,440	1,548	1,187	1,555	1,662	2,182	1,397	1,444	1,368	1,531	17,529
	男	294	309	377	434	367	383	514	749	463	396	441	553	5,280
	計	1,207	1,611	1,817	1,982	1,554	1,938	2,176	2,931	1,860	1,840	1,809	2,084	22,809
サークル活動室	女	49	41	11	13	21	36	26	31	19	14	37	27	325
	男	7	17	3	3	9	4	4	8	0	3	0	0	58
	計	56	58	14	16	30	40	30	39	19	17	37	27	383
こどもの部屋	女	33	38	57	52	31	48	62	54	33	41	41	62	552
	男	61	57	73	76	58	61	77	59	49	59	61	84	775
	計	94	95	130	128	89	109	139	113	82	100	102	146	1,327
印刷工房	女	2	2	4	1	4	5	7	6	3	3	4	5	46
	男	0	3	0	0	3	5	9	2	0	2	1	8	33
	計	2	5	4	1	7	10	16	8	3	5	5	13	79
図書貸出	女	10	44	26	22	14	24	20	21	21	19	11	26	258
	男	10	28	24	26	18	20	24	15	22	12	8	13	220
	計	20	72	50	48	32	44	44	36	43	31	19	39	478
相談室	女	60	62	52	67	66	66	59	57	62	61	55	54	721
	男	3	2	2	2	1	2	2	2	2	2	3	1	24
	計	63	64	54	69	67	68	61	59	64	63	58	55	745
無料施設合計	女	1,067	1,489	1,590	1,703	1,323	1,734	1,836	2,351	1,535	1,582	1,516	1,705	19,431
	男	375	416	479	541	456	475	630	835	536	474	514	659	6,390
	計	1,442	1,905	2,069	2,244	1,779	2,209	2,466	3,186	2,071	2,056	2,030	2,364	25,821
無料施設昨年実績	計	1,597	1,808	1,973	1,756	1,318	1,665	1,811	2,572	1,463	1,492	1,649	1,793	20,897
利用者合計	女	2,242	2,672	2,834	3,065	2,369	3,126	3,318	4,598	2,750	2,828	2,696	3,084	35,582
	男	650	640	767	830	673	720	943	1,588	818	714	774	1,031	10,148
	計	2,892	3,312	3,601	3,895	3,042	3,846	4,261	6,186	3,568	3,542	3,470	4,115	45,730
昨年度利用者合計	計	2,707	3,068	3,475	3,125	2,246	3,016	3,255	4,759	2,627	2,632	2,947	3,205	37,062

※枠とは・・・使用区分のこと(19ページ(3)③参照)。

9 令和5年度情報事業

(1) 情報ライブラリー／パネル展示テーマ

4月	かすかべハーモニープランの紹介
	春日部市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の紹介
	各種相談窓口の紹介
5月	壁新聞・内牧フォークロア
	男女共同参画週間事業紹介
6月	男女共同参画週間とは？
	「イラストで学ぼう男女共同参画基本法」 (WithYouさいたま貸出用パネル)
7月	七夕の短冊に「男女共同参画実現」の願いを書こう
	ほっこりカフェ紹介
8月	DV防止講座紹介「DVとは？」
	壁新聞・内牧フォークロア
9月	介護講座紹介「頼れる先を知ろう」
10月	ハーモニーフェスタ2024開催告知
	ジェーンズ著書の「読みどころ」紹介
	館内利用者アンケート結果の告知
11月	女性に対する暴力をなくす運動パープルリボン
	ハーモニーフェスタ2023展示企画 (木工作品、手織り作品、手芸作品ほか)
	「音楽と女性」 (国立女性会館借用パネル)
12月	ハーモニーフェスタ2023終了告知
	「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」 (WithYouさいたま借用パネル)
1月	性の多様性講座紹介「性の多様性ってなんだろう」
	男女共同参画情報誌「ハーモニーVOL. 19」紹介
2月	「リプロダクティブヘルス&ライツ」の講座紹介と関連図書展示
	国際女性デー紹介
3月	壁新聞・内牧フォークロア
	2024国際女性デー「風刺漫画で説く～女を待つバリア」

(2) 令和5年度図書関係

男女共同参画に関する図書・行政資料等を備えています。

図書 3,920冊 / ビデオ・DVD 87本

①貸出用購入図書

	書名	著者	出版社
1	女性のいない民主主義	前田健太郎	岩波書店
2	自閉症スペクトラム症の女の子が会う世界	サラ・ヘンドリックス	河出書房新社
3	子どもと一緒に楽しく学ぶ性教育	遠見才希子	ナツメ社
4	しんきらり	やまだ紫	光文社
5	マンガでわかるLGBTQ+	パレットーク	講談社
6	失敗しないためのジェンダー表現	新聞労連	小学館
7	子どもジェンダー	シオリーヌ	ワニブックス
8	災害とトイレ	日本トイレ協会	柏書房出版
9	婦人保護事業から女性支援法へ	戒能民江	信山社
10	アスリート盗撮	共同通信運動部	筑摩書房
11	おんなの女房	蟬谷めぐ実	KADOKAWA
12	女を待つバリア	西田淑子	現代書館
13	もし親友が婦人科医でなんでも聞けるとしたら	シーラ・デ・リス	サンマーク出版
14	親が認知症？離れて暮らす親の介護・見守り・お金のこと	工藤宏伸	翔泳社
15	親の見守り・介護をラクにする道具・アイデア・考えること	工藤宏伸	翔泳社
16	孤独と居場所の社会学	阿比留久美	大和書房
17	戦いの庭 咲く女 彼女がそこにいる理由	ジェーン・スー	文藝春秋
18	女らしさは誰のため	ジェーン・スー/中野信子	小学館新書
19	働く人のための「読む」カウンセリング	高山直子	研究者
20	性の多様性ってなんだろう	渡辺大輔	平凡社
21	関東大震災～被災者支援に動いた女たちの軌跡	浅野富美枝	生活思想社
22	障害があり女性であること～生活史からみる生きづらさ	土屋 葉	現代書籍
23	ジェンダー平等社会の実現へ「おかしい」から「あたりまえに」	杉井 静子	日本湖評論社
24	聞き書き・関東大震災	森まゆみ	亜紀書房
25	さらば、男性政治	三浦 まり	岩波新書
26	おしゃべりから始めるジェンダー入門	清田孝之	朝日出版社

	書名	著者	出版社
27	よかれと思ってやったのに男たちの失敗学入門	清田孝之	晶文社
28	アートとフェミニズムは誰のもの	村山由鶴	光文社
29	明日少女隊作品集「We can do it!」	明日少女隊	ツバメ出版流通
30	君の人生はきみのもの～子どもが知っておきたい権利の話	谷口真由美／荻上チキ	NHK出版
31	社会問題の作り方	荻上チキ	翔泳社
32	ケアの倫理	岡野八代	岩波書店
33	差別は思いやりで解決しない	神山 悠一	集英社
34	被害と加害のフェミニズム	クオンキムヒョンヨン	解放出版社
35	災害と性暴力：性被害をなかったことにしない、させないために。	小川たまか他	日本看護協会出版会
36	普通の相談	東畑開人	金剛出版
37	フィンランドで気づいた小さな幸せ	島塚絵里	パイインターナショナル
38	自分のために料理を作る自炊から始まるケアの話	山口祐加／星野概念	晶文社
39	乳がんがよくわかる本～安心して納得の治療を受けるために	井本茂	つちや書店
40	黄色い家	川上未映子	中央公論新社

②閲覧用購入図書

	書名	著者	出版社
1	THE BIG ISSUE	ビッグイシュー日本	
2	We Learn	公益財団法人日本女性学習財団	
3	きょうの健康	NHK出版	
4	女性情報	パド・ウィメンズ・オフィス	

③寄贈図書

	書名	著者	出版社
1	エゴイスト	高山真	小学館
2	食堂かたつむり	小川糸	ほぷら文庫
3	愛なき世界（上）	三浦しをん	中央文庫
4	愛なき世界（下）	三浦しをん	中央文庫
5	生のみ生のままで（上）	綿矢りさ	集英社文庫
6	生のみ生のままで（下）	綿矢りさ	集英社文庫
7	BL時代の男子学	國友万裕	SCREEN新書
8	やっぱり僕の姉ちゃん	益田ミリ	幻冬舎

	書名	著者	出版社
9	続・僕の姉ちゃん	益田ミリ	幻冬舎
10	夜回り猫2	深谷かおる	まがじんはうす
11	食べるの怖いな	シオリーヌ	ハガツサブックス
12	イクメンと呼ばないで	うめ	マガジンハウス
13	そして、星の輝く夜がくる	真山仁	祥伝社文庫
14	バラカ (上)	桐野夏生	集英社文庫
15	バラカ (下)	桐野夏生	集英社文庫
16	伊藤野枝集	森まゆみ	岩波文庫
17	みだれ髪	与謝野晶子	KADOKAWA
18	風よあらしよ (上)	村山由佳	集英社
19	風よあらしよ (下)	村山由佳	集英社
20	自由に考え、自由に学ぶ	鈴木裕子	労働大学
21	ダーティ・ワーク	絲山秋子	集英社
22	デンジャラス	桐野夏生	中央文庫
23	カケラ	湊かなえ	集英社
24	消えない月	畑野智美	角川文庫
25	夜空に泳ぐチョコレートグラミー	町田そのこ	新潮文庫
26	あの家に暮らす4人の女	三浦しをん	中央文庫
27	つるかめ助産院	小川糸	集英社
28	傑作はまだ	瀬尾まいこ	文春文庫
29	手のひろの京	綿矢りさ	新潮文庫
30	天然日和	石田ゆり子	幻冬舎
31	四十歳未婚出産	垣谷美雨	幻冬舎
32	生きるぼくら	浜田マハ	徳間文庫
33	おつかれ、今日の私。	ジェーン・スー	マガジンハウス
34	OVER THE SUN	ジェーン・スー	左右社
35	私がオバさんになったよ	ジェーン・スー	幻冬舎
36	これでもいいのだ	ジェーン・スー	中央文庫
37	生きるとか死ぬとか父親とか	ジェーン・スー	新潮文庫
38	貴様いつまで女子でいるか問題	ジェーン・スー	新潮文庫
39	日本のフェミニズム	北原みのり	河出書房
40	コロナと女性の貧困	樋田敦子	大和書房

書名		著者	出版社
41	月経の人類学	杉田映理	世界思想
42	赤ちゃんをわが子として育てる方を求む	石井光太	小学館
43	こどもホスピスの軌跡	石井光太	新潮文庫
44	メタボラ	桐野夏生	文春文庫
45	海をあげる	上間陽子	筑摩書房
46	異邦人	原田マハ	PHP文芸文庫
47	群青の魚	福澤徹三	光文社新書
48	ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ	辻村深月	講談社文庫
49	チョコレートコスモス	恩田陸	角川文庫
50	落日	湊かなえ	ハルキ文庫
51	火の粉	雫井脩介	幻冬舎ぶ
52	未来	湊かなえ	双葉文庫
53	水の眠り灰の夢	桐野夏生	文春文庫
54	本性	井岡瞬	KADOKAWA
55	リボルバー・リリー	長浦京	講談社
56	ロンリネス	桐野夏生	光文社
57	悪女について	有吉佐和子	新潮社
58	今日の人生	益田ミリ	ミシマ社
59	海を抱く	村山由佳	集英社文庫
60	独立記念日	浜田マハ	PHP文芸文庫
61	ファーストクラッシュ	山田詠美	文春文庫
62	農ガール農ライフ	垣谷美雨	祥伝社文庫
63	夏を喪くす	浜田マハ	講談社
64	女性と図書館	青木玲子	日外アソシエーツ
65	転職ばかりうまくなる	ひらいめぐみ	万年書房
66	小山さんノート	松尾亜希子	エトセトラブックス

●春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」●

情報ライブラリーのご案内

＜男女共同参画に関する図書・行政資料等を備えています＞



図書の貸出し

初めて借りるとき：図書貸出登録票に必要事項を記入し、住所等が確認できるものと一緒にカウンターへ提出してください。貸出券を発行します。

※春日部市在住・在勤・在学・登録団体の方に限ります。

利用方法：借りたい本と貸出券をカウンターにお持ちください。

※行政資料、館内シールが貼ってあるものは貸出できません。

貸出期間と冊数：一人4冊まで（新刊は1冊まで）

貸出期間は図書が2週間、ビデオ類は1週間です。

本を返すとき：午前8時30分から午後9時30分までに窓口へ返却ください。

※貸出券をお返しします。

（休館日：年末年始）

※貸出券を紛失された場合は窓口までお声掛けください。

春日部市男女共同参画推進センター ハーモニー春日部

〒344-0063 春日部市緑町3-3-17

TEL048-731-3333 / FAX 048-733-0071

国道4号線「緑町4丁目」交差点からユリノキ通り案内板から1分。

住宅地の中にある2階建ての建物です。 （駐車場32台）

10 令和5年度主催事業実績

(1) 学習事業

事業名	開催日	開催回数	延べ参加者
映画上映「私は男女平等を憲法に書いた」	6月24日	1回	11人
みんなにやさしい防災講座「どうする？災害時のトイレ問題」	6月25日	1回	30人
こどもの料理教室&ママのほっこりタイム	7月23日	1回	17人
不機嫌と言う名の暴力～なぜ被害者は自分を責めるのか～	9月2日	1回	36人
女性のための法律講座～知っておきたい婚姻・離婚の常識～	9月30日	1回	12人
かかえ込まない家族介護～頼れるさきを知ろう～	10月21日	1回	39人
「おモテナし稽古」男性のためのコミュニケーション連続講座	12月10日/12月17日	2回	33人
男女共同参画講演会「さなぎ」上映&監督トーク	1月14日	1回	75人
毎月の「ツラさ」と上手に付き合おう～女性の活躍とヘルスリテラシーin春日部～	1月14日/3月2日	2回	14人
いろいろな性 いろいろな生き方	1月28日	1回	21人
誰にでもある更年期のこころと身体のケア	2月17日	1回	20人
ジェンダーカフェ	3月8日	1回	12人
知って安心 とことんやさしく学ぶ 女性のための年金講座	3月9日	1回	36人
ほっこりカフェinハーモニー	4月20日、5月18日、6月15日、7月20日、8月17日、9月21日、10月19日、11月16日、12月21日、1月18日、2月15日、3月21日	12回	133人
ほっこりカフェinハーモニー（番外編）	11月16日	1回	15人
合 計		28回	504人

(2) 利用団体交流事業・市民活動支援事業

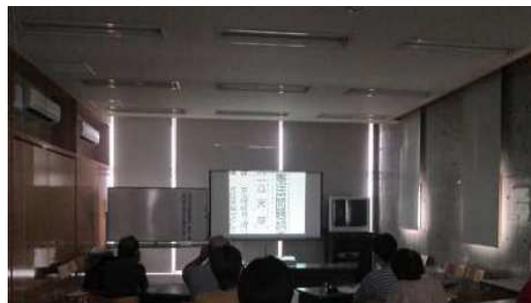
事業内容	開催日	開催回数	延べ参加者
ハーモニーフェスタ2023	11月20日～26日	1回	1,201人
登録団体の集い 男女共同参画講演会「さなぎ」上映&監督トーク	1月14日	1回	75人
合 計		2回	1,276人

11 令和5年度自主事業実績

事業内容	開催日	開催回数	延べ参加者
シネマサロン「ツヒノスミカ」	7月16日	1回	38人
親子で楽しく知る防災 ～実験と体験で学んじやおう～	12月9日	1回	22人
パープル・オレンジライトアップ	11月1日～11月29日	1回	-人
パネル展示	通年	26回	-人
合 計		29回	60人

(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー（男女共同参画週間企画）】 映画上映「私は男女平等を憲法に書いた」				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	ジェンダー視点のある映画の上映で身近な男女共同参画について考えるきっかけを作る。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	6月24日（土）	参加者数	11人 (女性6人、男性5人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		シネマサロン「私は男女平等を憲法に書いた」		
	回数	1回	講師名	土屋 俊子 氏	
	備考		13：30～15：30		
	備考		研修室1		
参加者からのアンケート	勉強になりました。人権は大切です。				
	ジェンダーギャップ指数が低い日本で一人一人の市民が問題意識をもつような取り組みを今後も望みます。				
	この企画が素晴らしい。				
	憲法制定のことがわかり大変勉強になりました。知る事ができて良かったです。				
	素晴らしい方だと知らなかった。いい勉強になりました。				
	今後もこのような企画をしていただきたいです。				



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】 みんなにやさしい防災講座「どうする？災害時のトイレ問題」				
事業対象者	一般（定員30人）				
事業のねらい	身近なトイレ問題から女性が災害によって受ける障壁を可視化し、防災意識を持つことで、日ごろから女性がリーダーシップをとれるコミュニティを作る。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	6月25日（日）	参加者数	30人 (女性18人、男性12人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		みんなにやさしい防災講座 「どうする？災害時のトイレ問題」		
	回数	1回	講師名	インクルラボ代表 高橋 聖子 氏	
	備考		13：30～15：30		
	備考		研修室 1		
参加者からのアンケート	災害時の行動等参考になりました。やはりトイレが心配です。今日の講座を家族と共有します。				
	トイレについて実際に体験も出来て分かりやすかったです。				
	自分事として考えることができる講座でした。さまざまな立場での参加者の見方が参考になりました。				
	避難場所ではトイレが多くないと汚染もでて来るし、衛生面も問題になる。仮設トイレが少ないという問題点を解決する必要がある。				
	自治体への提案のアドバイスが参考になった。				
	途中「尊厳」という言葉がでてきて、支援を切り下げるような思考停止は絶対に許されなかった。				



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】 こどもの料理教室&ママのほっこりタイム				
事業対象者	小学3年生～6年生までのこどもとその母親（定員12組）				
事業のねらい	こどもの自立支援と母親のエンパワメント				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	7月23日（日）	参加者数	17人 (女性15人、男性2人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ママとこどもの夏休み講座		
	回数	1回	講師名	こどもの料理教室 宮武 佐治子 氏 (春日部市保健所地域活動栄養士会) ママのほっこりタイム講師 小澤 美佳 氏	
	備考		10:00～12:30		
			生活学習室・研修室1		
参加者からのアンケート	パンダおにぎりのなかにウィンナーをいれるのを初めて知った。				
	いろいろな料理が作れて楽しかった。家で作ってみたい。				
	初めてで緊張したけど、知らないことを教えてくれて、みんなやさしかった。				
	こどもと離れてゆっくり集中しながら楽しめる時間が出来てよかった。				
	このような機会をまた、作ってほしい。歴史や文化の話もとても興味深かった。				
	こどもたちが体験できる講座があればうれしい。自分のことは次回しなので今日の講座は嬉しかった。				



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー（DV防止啓発講座）】 不機嫌と言う名の暴力～なぜ被害者は自分を責めるのか～				
事業対象者	一般（定員30人）				
事業のねらい	DVが身体的な暴力だけではなく、精神的、性的、経済的な暴力が存在すること。特にモラルハラスメントが及ぼす心と体の影響や回復に必要な意識を学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	9月2日（土）	参加者数	36人 (女性33人、男性3人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		不機嫌という名の暴力 ～なぜ被害者は自分を責めるのか～		
	回数	1回	講師名	カウンセラー 高山 直子 氏	
	備考		13：00～15：30		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	モラハラについて認識はありましたが、この講座を聴いて深く理解できました。 家でも資料を読み返します。				
	今までモラルハラスメントを受けていたが、仕組みがよくわかり気持ちが少し楽になりました。重い話の後のピアノ鑑賞はよかった。				
	日常生活を例に話してくれたのですごくわかりやすかった。 加害者にも被害者にもなり得ると思うと怖いことだと思った。				
	DV被害にあっていたが、自分の中で整理することが出来た。 冷静に話を聞くことができたので、自分は回復していると思えた。				
	目的が違う両者の意識が交わることがないとわかり納得できた。 被害を言語化し過ぎしていきたい。				
	ハラスメントという課題の根柢の相互理解やコミュニケーションの大切さを学ぶことができました。安心安全な環境の大切さも伝わりました。				



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】 女性のための法律講座～知っておきたい婚姻・離婚の常識～				
事業対象者	女性（定員12人）				
事業のねらい	女性が生涯にわたり安心して暮らすことを考え、自身のライフワークに必要な法的解決方法や支援の関連先を知る。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	9月30日（土）	参加者数	12人(女性12人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		知っておきたい婚姻・離婚の常識		
	回数	1回	講師名	進藤法律事務所 弁護士 進藤 秀子 氏	
	備考		13:30～15:30		
			研修室1		
参加者からのアンケート	生涯において必要な知っておいたほうがよい法律に触れて勉強になった。				
	わかりやすくまとまっていて理解することができた。				
	難しい法律の話をわかりやすく、面白く話してもらい楽しく学びました。これからも法律に触れたいと思います。				
	必要な情報。ためになる事ばかりでした。参考になりました。				
	シンデレラ物語になぞられた話でとても聞きやすかった。年代別に悩みは違うがそれぞれが生き方を考えられたと思う。				
	遺族年金の話は参考になったがショックもあった。				



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー（介護講座）】 かかえ込まない家族介護～頼れるさきを知ろう～				
事業対象者	一般（定員30人）				
事業のねらい	介護も男女がともに担いながら社会資源を活用する方法を知る。 高齢者虐待を防ぐために、普段から家庭内でお互いを尊重できる関係を構築する事の大切さを学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	10月21日（土）	参加者数	39人 (女性28人、男性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		かかえ込まない家族介護～頼れるさきを知ろう～		
	回数	1回	講師名	LIFULL介護 編集長 小菅 秀樹 氏	
	備考		13：30～15：00		
	多目的ホール				
参加者からのアンケート	突然介護がはじまり、自分で介護休暇など調べてかなり時間を費やした。もっと早くこの講座と出会いたかった。				
	わかりやすく話してもらった。介護初心者だが、制度について大変理解が深まった。				
	資料が充実していたためになった。				
	介護についてこれから自分にもかかわってくる問題なのでとても参考になった。				
	特に印象深かったのが、介護は長期化するので頼れることは頼っていこうという言葉。介護の選択肢が広がった。				
	まだ先だと思っていた介護施設だったが、「自立～介護2」が半数以上と聞き、とても驚いた。				



(1) 学習提供事業

事業名	【メンズアクションセミナー（男性講座）】 「おもてなし稽古」男性のためのコミュニケーション連続講座（第1回）				
事業対象者	両日参加できる男性（定員24人）				
事業のねらい	「おもてなし稽古」からコツを学び実践。相手への思いやりを深め、家庭や職場でよりよく生活していくためのコミュニケーションスキルを学ぶ講座です。				
実施回数	1/2回	実施日 (曜日)	12月10日（日）	参加者数	16人(男性)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		「おもてなし稽古」 ～男性のためのコミュニケーション連続講座～		
	回数	2回	講師名	会社の現場監督合同会社 代表 市場 真理子 氏 株式会社 おづづみ園 社長 尾堤 宏 氏	
	備考		10：00～12：00		
			研修室1		
参加者からのアンケート	幅広い年代の方々と交流できるイベントで刺激的でした。「おもてなし稽古」で学んだことを実践し、人間力アップに結びつけたいと思います。				
	講師のお二人のお話が分かりやすく、すぐに実践できる「気付き」もいただきました。家庭、職場に活かしていきます。				
	とても分かりやすく、グループワークを通じて楽しく学べました。このようなワークを企画していただきありがとうございます。				
	共感できる所が多くありました。特に家庭、職場の方々に気配り、傾聴を心がけ講座で学んだことを活かして行きたいと思います。				
	傾聴力は自分の課題でもあり、今後のプライベートやビジネスで学んだことを活かし、人生を歩んでいきたいです。				
	参加して楽しかった。相手のことを考え、当たり前の毎日の生活を見直す必要性を感じました。				



(1) 学習提供事業

事業名	【メンズアクションセミナー（男性講座）】 「おモチなし稽古」男性のためのコミュニケーション連続講座（第2回）				
事業対象者	両日参加できる男性（定員24人）				
事業のねらい	「おモチなし稽古」からコツを学び実践。相手への思いやりを深め、家庭や職場でよりよく生活していくためのコミュニケーションスキルを学ぶ講座です。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	12月17日（日）	参加者数	17人(男性)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		「おモチなし稽古」 ～男性のためのコミュニケーション連続講座～		
	回数	2/2回	講師名	会社の現場監督合同会社 代表 市場 真理子 氏 株式会社 おづづみ園 社長 尾堤 宏 氏	
	備考		10：00～12：00		
			研修室1		
参加者からのアンケート	当たり前前の生活が当たり前ではなかったことを学びました。				
	気遣いのポイントを学び常に感謝の気持ちを忘れない事を実践しました。				
	傾聴の難しさを学ぶ。自身が日々やっていることに関心を持ってもらおうとする癖の改善につなげたい。				
	「お茶」とは？の話はとても深い質問の時間がもっと長くほしかった。				
	第2回目「おモチなし稽古」 開催をお願いしたい。男性向けのコミュニケーション講座を今後ともお願いしたい。				
	ためになる講座でした。今後は「家庭円満」について知りたいのでよろしくお願ひいたします。				



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】 男女共同参画講演会「さなぎ」上映&監督トーク				
事業対象者	「ハーモニー春日部」登録団体及び一般				
事業のねらい	男女共同参画に関する理解を深める映画「さなぎ」の上映				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月14日(日)	参加者数	75人 (女性65人、男性10人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		男女共同参画講演会「さなぎ」上映&監督トーク		
	回数	1回	講師名	映画監督 三浦 淳子 氏	
	備考		13:30~15:25		
	備考		多目的ホール		
参加者からのアンケート	考えさせられるとても良い映画でした。ありがとうございました。				
	家族の愛情、こどもを信じて見守る姿勢が本当に大切なことをわからせてくれた映画でした。				
	不登校の理由は様々で一つではないけれど周囲の理解が重要だと感じました。学校には行けなくても友達とのつながり、外部との関りを持つことがこどもの気持ちを変えていくのだと感じました。				
	不登校のこどもに接する方法がよくわかりました。				
	不登校のこどもを見守る家族に胸を打たれました。不安なのは本人だけではなく家族も同じ。少しずつ順応していくようすがわかりました。				



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】毎月の「ツラさ」と上手に付き合おう ～女性の活躍とヘルスリテラシーin春日部～				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	女性がいきいきと活躍し続けるために、女性特有の健康について理解を深める。				
実施回数	1/2回	実施日 (曜日)	1月14日（日）	参加者数	6人(女性6人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		毎月の「ツラさ」と上手に付き合おう ～女性の活躍とヘルスリテラシーin春日部～		
	回数	2回	講師名	メディセオ ウィメンズコーディネーター 亀下 菜菜 氏 ヨガインストラクター 宮嶋 香織 氏	
	備考		13:30～15:10		
			研修室1/研修室2		
参加者からのアンケート	自分だけが悩んでいるのではなく、多くの女性の悩みであること、社会全体でサポートしようという流れを感じました。				
	ヨガでリラックスしました。実技ができるのが嬉しいです。				
	身近な問題についての講義で聞き易く大変参考になりました。				
	初体験でしたが、自分をいたわるきっかけになりそうです。自律神経を整える効果が期待できるので、家でも実践していきたいと思います。				
	ヨガ教室を定期的に取り入れていただきたいです。				



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】毎月の「ツラさ」と上手に付き合おう ～女性の活躍とヘルスリテラシーin春日部～				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	女性がいきいきと活躍し続けるために、女性特有の健康について理解を深める。				
実施回数	2/2回	実施日 (曜日)	3月2日（土）	参加者数	8人(女性8人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		毎月の「ツラさ」と上手に付き合おう ～女性の活躍とヘルスリテラシーin春日部～		
	回数	2回	講師名	メディセオ ウィメンズコーディネーター 亀下 菜菜 氏 ヨガインストラクター 宮嶋 香織 氏	
	備考		13：30～15：10		
			研修室1 / 研修室2		
参加者からのアンケート	よく月経の時に股関節が痛くなることが多くあったのですが、今回ヨガを習い股関節が伸びていると感じられ良かったです。ヨガをやることで痛みが(少なくなり)良くなるのではと思えた時間でした。				
	ヨガがとっても身体を見つめなおすキッカケになりました。ヨガの講座があれば是非参加したい。				
	大変勉強になりました。ヨガは日常でも取り入れたいと思った。月経については今日初めて知ることも多く、無意識の思い込みを改めたい。				
	私自身は月経でとてもつらい時期は過ぎてしまいましたが、子どもたちのためにも、新しい知識を得られて有意義な時間でした。社会で「病気じゃないから」で片付けられていたのが変化してきてとても良いです。				
	お話がとても勉強になりました。自分の身体について考えられるきっかけになりました。またヨガも楽しく参加させて頂きました。				
	不調を我慢するのではなく、向き合って改善していけるような方法を自分でも調べて行きたい。				



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー（多様性講座）】 いろいろな性 いろいろな生き方				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	誰にでもある無意識の偏見や思い込みをなくし、理解を深めることで、お互いを尊重する関係を築き、性別に関わりなく誰もが生きやすくなる社会についてを考える。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月28日（日）	参加者数	21人 (女性13人、男性8人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		いろいろな性 いろいろな生き方		
	回数	1回	講師名	埼玉大学基盤教育センター准教授 渡辺 大輔 氏	
	備考		13：30～15：30		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	社会における性的マイノリティへの配慮・支援を実施しなければならないと思います。性の多様性を前提にした社会を私たちが作る必要があると思います。				
	LGBT性的多様性については良く理解できました。多様性の観点から性＝性質・性格・個人の人格・性癖の問題も多様性に入りますね。性癖の多様性について取り上げてほしいですね。				
	とても丁寧なわかりやすい講義でもやもやしていた知識が整理できました。教育の現場から先生の講義を広めていただくと、世の中もっと早く変わっていくのかと感じました。ありがとうございました。前半、会場が少し寒かったです。				
	大変参考になりました。「普通」とは何か…考えさせられるお話でした。自らが中心ではなく他者（周囲）を中心に考える必要性を感じました。				
	女のくせに、女なんだからとできないことがあった（親に言われて）社会全体の（私も含めた）これからの意識の変化についていきたいと思います。				
	わかりやすく説明して下さって良かったと思います。				
	越谷市などと比べて春日部市はこういった内容を討議したりすることがあまりなかったのので。これを機会に何度でもこういった講座を開いてほしい。正直こういった講座内容に興味がない人ほど話を聞いてほしいです。				



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー（リプロダクティブヘルス/ライツ）】 誰にでもある更年期のころと身体のケア				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	老若男女を問わず情報不足の更年期をみんなの課題として、心身のケアや運動、認知行動療法のワークの例を体験・共有する。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	2月17日（土）	参加者数	20人 (女性18人、男性2人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		誰にでもある更年期のころと身体のケア		
	回数	1回	講師名	埼玉県立大学看護学科教授 兼宗 美幸 氏	
	備考		13：30～15：30		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	最近身体の不調とともに精神的に不安になることが多いので今日の講座でまずは何について不安なのか書き出していこうと思いました。				
	認知行動療法のやり方が知りたくて参加した。理解できたので実際にやってみます。				
	講師が具体的にどう対処されているのか教えて頂いたので、とても参考になりました。				
	とても参考になりました。家でもこの資料を読みたいです。				
	頑張りすぎないための知恵は心が楽になりました。				
	話を聞くだけでも考え方がいろいろある。家族にも助けてもらうようにしたいと思いました。				



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】エンパワメント講座「ジェンダーカフェ」				
事業対象者	一般（定員10人）				
事業のねらい	国際女性デーに女性の人権やエンパワメントについて話し、日ごろモヤモヤした気持ちがジェンダーに起因する構造があることを考える。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	3月8日（金）	参加者数	12人 (女性11人、男性1人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		しゃべろうジェンダーカフェ		
	回数	1回	講師名	稲垣 百代 氏	
	備考		13：30～15：30		
			研修室1		
参加者からのアンケート	あっと言う間の時間でした。それぞれの方が自分の思う課題に対してしっかり軸を持っていると感心しました。				
	皆さんの話は関心があり、参考になることが多く、生き方にも関わっていて様々な視点から見る事が出来てよかったです。				
	いろいろな年代の女性の話が聞けてよかったです。これまでの講座とちがってリラックスして話が出来ました。対話の時間もよく気持ちがほぐれました。				
	いろいろな人のジェンダーの話が聞けてよかった。今後の参考になりました。さまざまな年代の方がどのように社会と向き合ってきたか知るいい機会でした。				
	たくさんの気づきがありました。自分の考えを再認識できたし、普段会えない方々とじっくり話が出来た。参加しやすい場を作ってください感謝です。				
こんな集まりで意見を出し合うのがよい。学びあうことも大切ですね。今後できるだけ参加したいです。					



(1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】 知って安心 とことんやさしく学ぶ 女性のための年金講座				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	女性が後回しにしがちな自身の年金。女性がおかれている年金制度の基礎や、さまざまなライフプランに応じた受給の仕方を学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	3月9日（土）	参加者数	36人 (女性34人、男性2人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		知って安心 とことんやさしく学ぶ 女性のための年金講座		
	回数	1回	講師名	AFP、特定社会労務士 岩井 通雄 氏	
	備 考		13：00～15：00		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	年金のことは今まで無関心でわからない状態だったからとても勉強になった。				
	タイトルの通り「とことんやさしく」の講座だった。				
	年金の制度は複雑すぎる場所もあるが、資料もあり説明も丁寧でよかった。				
	自分のもらっている年金のしくみがわかり、テレビで見た障害年金の内容も講座を聞いて「そういう事だったのか」と納得がいった。				
	もう少し若い時に勉強しておきたかった。				
	年金のことを考えることがなかったので、こちらに参加して良かった。これから勉強したり調べたりしたいと思う良い機会になった。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第1回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	4月20日(木)	参加者数	11人(女性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第1回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			コースターづくり		
参加者からのアンケート	はじめて参加しました。どうにか仕上げることができました。ありがとうございました。				
	普段針作業をやらないので難しかったが、とても楽しく過ごせました。				
	今年度も始まってよかったです。いろいろ教えてください。				
	とても楽しみながら作ることができました。どんなことでもいいです。お願いします。				
	集中しました。新しいものが一つ増えてとてもうれしいです。				
	これからも参加していきたいです。よろしくお願いします。なんでもやってみたいです。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第2回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	5月18日(木)	参加者数	11人(女性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第2回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			猫のブローチづくり		
参加者からのアンケート	毎回楽しいです。長く続けてくれれば良いです。				
	制作に集中できて久しく頭がからっぽで楽しい時間をありがとうございました。				
	優しい先生や友達にかこまれてホッとしました。かわいい猫大切にします。				
	今回は気持ちにも余裕ができる作品作りなので途中鑑賞しながらできて楽しかったです。				
	今回は仕上げられてよかったです。猫はあまり好きではないが可愛いので猫が好きになりました。				
	初めての参加でしたが、家のことをしばし忘れて集中できて楽しかったです。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第3回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	6月15日(木)	参加者数	11人(女性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第3回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			七夕のミニ飾り作り		
参加者からのアンケート	毎回楽しいです。				
	今日も大変お世話になりました。子どもと一緒に作った日のことが思い出される。				
	センスの無いことに気づきましたが楽しい時間を過ごせました。				
	手先が動かなくなっていることにビックリした。童心にかえり子どもと作った頃を思い出した。				
	小さい七夕飾りを作ったのは初めて。いつもはひとりで寂しいので楽しかった。				
	久しぶりの折り紙は楽しかった。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第4回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	7月20日(木)	参加者数	8人(女性8人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第4回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			身近にあるものでアクセサリーづくり		
参加者からのアンケート	細かい作業でしたが、楽しく下手なりに製作することができた。				
	トイレットペーパーの芯はいつも捨てる時に何か使えないかと思っていたが新しいことを教えてもらえてよかった。				
	初めての参加だったが楽しかった。				
	あちらこちらで笑い声がして楽しい時間だった。				
	とてもよかったです。				
	トイレットペーパーの芯でできるなんてビックリ。家でも作りたい。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワーメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第5回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	8月17日(木)	参加者数	12人(女性12人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第5回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			香りに癒されながらサシェづくり		
参加者からのアンケート	脳トレのようで楽しかったです。				
	初めての参加でした。とても楽しかったです。				
	久しぶりの手作業は楽しく、オリジナル作品ができて良かった。				
	楽しいひとときが過ごせました。				
	一緒に参加した方と助け合いながらできました。				
	毎回楽しい。いつまでも続けてほしい。				
	かわいらしいお飾りをどれも使いたかったですが美的センスを問われるかと思わずに思い少ない目で…お気に入りになりました。ご指導ありがとうございました。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第6回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	9月21日(木)	参加者数	11人(女性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第6回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			エコな段ボール織機を使った織物づくり		
参加者からのアンケート	過去の手芸作品に興味を持ちました。				
	楽しくてどんどん夢中になった。				
	次、参加するのが楽しみです。				
	むずかしかったけど、楽しかった。				
	いつも楽しい時間をありがとうございました。				
	毎回楽しみにしています。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第7回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	10月19日(木)	参加者数	12人(女性12人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第7回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			季節のはんこづくり		
参加者からのアンケート	楽しい時間でした。				
	初めての参加でしたが楽しかった。				
	はんこづくりは難しかったが、楽しかった。				
	秋を感じる事ができた。				
	はんこがカラフルにつくれて良かった。				
	次回楽しみにしています。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第8回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	11月16日(木)	参加者数	10人(女性10人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第8回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			トイレットペーパーの芯でお花をつくる		
参加者からのアンケート	毎回楽しみです。				
	絵手紙もぜひやってみたい。				
	大変、楽しくできました。				
	楽しく考える大切さがわかりました。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第9回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	12月21日(木)	参加者数	13人(女性13人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第9回)		
	回数	1回	講師名	藤井 彩奈 氏	
	備考		生活学習室 13:30~15:30		
			バレットジャーナルづくり		
参加者からのアンケート	シールがなかなか剥がせず苦労しましたが楽しくできました。				
	今回、初めての参加だったが楽しかった。				
	毎月参加するのが楽しみです。				
	もの作りが楽しいのでまた参加したい。				
	同じテーブルの方からアイデアをいただけてやることができた。				
	来年の目標が決まり頑張って生活していきたいと思った。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第10回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月18日(木)	参加者数	13人(女性13人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第10回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		生活学習室 13:30~15:30		
			女正月を楽しもう(白玉おしるこづくり)		
参加者からのアンケート	たくさんの人と賑やかに作って食べたおしるこは美味しかった。				
	女正月やお雑煮の話が面白かった。				
	家では味わえない美味しさを友人知人と味わえてよかった。				
	女正月の由来が興味深かった。				
	集まってつくる料理は楽しかった。				
	グループでスムーズに進めることができ交流もできた。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第11回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	2月15日(木)	参加者数	9人(女性9人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第11回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		生活学習室 13:30~15:30		
			わたしだけのひな人形をつくりましょう		
参加者からのアンケート	楽しい時間でした。				
	手作業が遅くても最後までみてくれて飾るのが楽しみ。				
	久しぶり「お雛様」気分をあげました。				
	楽しく過ごさせていただきました。				
	とても可愛い女雛ができました。				
	素敵な貝をありがとうございました。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第12回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	3月21日(木)	参加者数	12人(女性12人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第12回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		生活学習室 13:30~15:30		
			防災カードを通して防災を考えよう		
参加者からのアンケート	参加して教えていただくことが多くありありがたいと感じる。				
	日頃から防災について考える機会になった。他人事とは思わず自分自身、家族のこと、地域のこととして考えなければならない必要を感じた。				
	初めての参加。一人だったために緊張したが話しかけてくれる方もいて心安らいだ。				
	改めて防災のことを考えてみたいと思った。防災と言ってもいろんな視点があることを知った。				
	改めて考えるキッカケになった。				
	災害に対しての心がまえや手元に準備しておくものを確認しようと思います。				



(1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー (番外編)				
事業対象者	どなたでも (定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	11月16日 (木)	参加者数	15名 (女性13人、男性2人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー番外編 癒しのピアノ		
	回数	1回	講師名	kokone 氏	
	備考		多目的ホール 10:30~11:30		
			もやもやする気持ちをピアノで癒される		
参加者からのアンケート	素晴らしかったです。また行きたい。				
	たくさんの曲楽しく聞かせていただきました。				
	こんな近くで聞けて幸せでした。				
	とても楽しいひとときを過ごすことができました。				
	癒されました。ありがとうございました。				
	気持ちが落ち着きとても良かったです。				



(2) 利用団体交流事業・市民活動支援事業

事業名	ハーモニーフェスタ2023																											
事業対象者	一般市民・こども																											
事業のねらい	基調講演、ビデオ上映、手芸教室や料理教室等のイベント行い、より多くの方にハーモニー春日部を知って頂くとともに、男女共同参画に関する様々な情報を提供する。																											
実施回数	実施日 (曜日)	11/20 (月) ~ 26 (日)	参加者数	1,201人 (女性899人、男性302人)																								
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル	ふれあい ささえあい 助け合い ～だれもがともに自分らしく生きるまち～																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>基調講演</th> <th>あなたのモヤモヤを話しませんか</th> <th>よつばのクローバー朗読会</th> <th>ハーモニーコンサート</th> <th>朗読アメンボの会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部アマチュア音楽祭</td> <td>木工工作教室</td> <td>演舞の実演Ⅰ</td> <td>水引細工講座</td> <td>夢追いコンサートPart1</td> </tr> <tr> <td>手芸教室・ぶクリップをつくる</td> <td>演舞の実演Ⅱ</td> <td>ふるしぎライフ</td> <td>上映会&トーク「隣の人」</td> <td>みんなの食堂</td> </tr> <tr> <td>工作用紙で恐竜を作る</td> <td>ピースアカセサリー・サネフロー・チを作る</td> <td>飛び出すわたしのXmasカード</td> <td>夢追いコンサートPart2</td> <td>ホースでカズーを作って遊ぼう</td> </tr> <tr> <td>クラシック音楽の夕べ</td> <td>ベーゴマ体験教室</td> <td>食生活の改善/パン配布</td> <td>展示コーナー</td> <td>販売コーナー</td> </tr> </tbody> </table>	基調講演	あなたのモヤモヤを話しませんか	よつばのクローバー朗読会	ハーモニーコンサート	朗読アメンボの会	春日部アマチュア音楽祭	木工工作教室	演舞の実演Ⅰ	水引細工講座	夢追いコンサートPart1	手芸教室・ぶクリップをつくる	演舞の実演Ⅱ	ふるしぎライフ	上映会&トーク「隣の人」	みんなの食堂	工作用紙で恐竜を作る	ピースアカセサリー・サネフロー・チを作る	飛び出すわたしのXmasカード	夢追いコンサートPart2	ホースでカズーを作って遊ぼう	クラシック音楽の夕べ	ベーゴマ体験教室	食生活の改善/パン配布	展示コーナー	販売コーナー	
基調講演	あなたのモヤモヤを話しませんか	よつばのクローバー朗読会	ハーモニーコンサート	朗読アメンボの会																								
春日部アマチュア音楽祭	木工工作教室	演舞の実演Ⅰ	水引細工講座	夢追いコンサートPart1																								
手芸教室・ぶクリップをつくる	演舞の実演Ⅱ	ふるしぎライフ	上映会&トーク「隣の人」	みんなの食堂																								
工作用紙で恐竜を作る	ピースアカセサリー・サネフロー・チを作る	飛び出すわたしのXmasカード	夢追いコンサートPart2	ホースでカズーを作って遊ぼう																								
クラシック音楽の夕べ	ベーゴマ体験教室	食生活の改善/パン配布	展示コーナー	販売コーナー																								
参加者からのアンケート	本当に参加する側を考えた企画。																											
	ハーモニーフェスタってこんなにうれしい、楽しいものだとは知らなかった。																											
	自分らしく思い思いに楽しんでいて勇気が湧いてくる感じです。																											
	大人子供、男女、皆人間として生活していけると良いと思いました。																											
	「隣の人」を見て、つらいことも訓練だと言っていたことが、そうだな頑張れと思った。																											
	司会者の説明で良く知ることが出来ました。																											
	男女の性も大切に、こだわることなく人間として生きることが出来るのが良いことと思います。																											
	自分の理解を含めて、多くの方々に広まると良いですね。																											
	朗読（作品）に興味があり参加。																											
時代によって変わる女性の境遇を知ることが出来た。																												



(2) 利用団体交流事業・市民活動支援事業

事業名	「登録団体の集い」 ※令和5年度男女共同参画講演会と同時開催				
事業対象者	「ハーモニー春日部」登録団体及び一般				
事業のねらい	男女共同参画に対する理解を深め、施設利用を円滑に進めるための説明会と各登録団体の交流の集いを行う。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月14日(日)	参加者数	75人 (女性65人、男性10人) 32団体
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		登録団体の集い		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		15:30~16:00		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	最近ホールの予約が取りづらくなったが、使いやすい施設なので利用したい。				
	いつもきれいに清掃されています。				
	音響や鏡があり使いやすい。				
	このような機会があって発言できるのは嬉しい。				
	フェスタ等楽しみにしています。				

1 1 令和5年度自主事業実績

事業名	【映画上映】シネマサロン「ツヒノスミカ」				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	ジェンダー視点のある映画の上映とレクチャーで身近な男女共同参画について考えるきっかけを作る。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	7月16日（日）	参加者数	38人 (女性24人、男性14人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		シネマサロン「ツヒノスミカ」		
	回数	1回	講師名	NPO法人 男女共同参画こしがやともろう理事 小野 由理 氏	
	備考		10：00～12：00		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	心に残るよい作品を数多く紹介していただけることを楽しみにしている。				
	とても参考になる内容でした。無理しないよう丁寧に過ごしたいと思った。				
	このようなドキュメンタリーを見られてよかった。 おばあちゃんの映画も期待しています。				
	家の片づけを手伝い母親の気持ちを思いやる息子の様子がやさしいと思った。				
	歳を重ねても自分らしい生き方だと思います。				
	とても考えさせられる映画でした。今後も映画を見たいです。				



1 1 令和5年度自主事業実績

事業名	【親子防災講座】 親子で楽しく知る防災～実験と体験で学んじゃおう～				
事業対象者	未就学児がいる親子（定員10組）				
事業のねらい	まだまだ女性が家族をケアする現状。災害時に、どのように家族を守れるのか。子どもたちを守りながら避難するにはどうすればいいのか。普段の備えと家族の中でも女性が決定権を持ち行動するための知識を学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	12月9日（土）	参加者数	22人 (女性13人、男性9人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		親子で楽しく知る防災～実験と体験で学んじゃおう～		
	回数	1回	講師名	アウトドア防災ガイド あんどー りす 氏	
	備考		10:00～12:00		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	今まで災害に備えていなかったが、具体的なことを聞いてよくわかった。今後もいろいろ教えてほしい。				
	とても役立つ話が聞けた。もっとたくさんを知って防災対策をしていきたい。				
	実体験をもとに経験できる機会があってよかった。				
	あんどーりすさんの講演は3回目だが毎回発見と家を見直すきっかけになる。もっと幅広い年齢枠で開催してほしい。				
	こどものためにも、何かが起こる前に備えておく必要があることがわかった。				
	災害に対してやらなければという思いがありましたが、何の対策もしていなかったのが今日を機に見返したい。子どもたちと学ぶ機会になりました。				



12 令和5年度ハーモニー相談事業

ハーモニー相談は、女性相談員による女性の悩み相談と、男性相談員による男性のための相談を行っています。

秘密は守りますので気軽にご連絡ください。（TEL048-731-3333）

相談曜日	相談時間	相談内容
月曜日	10:00～15:00	女性総合相談（面接相談・電話相談：予約可） 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
火曜日	10:00～15:00	女性総合相談（面接相談・電話相談：予約可） 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
水曜日	10:00～15:00	女性総合相談（面接相談・電話相談：予約可） 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
木曜日	13:00～16:00	女性のからだ相談（面接相談・電話相談：予約可） 女性のこころと体の健康などの悩みに保健師が応じます
金曜日	10:00～15:00	女性総合相談（面接相談・電話相談：予約可） 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
第1・2・3 土曜日	12:00～16:00	女性のカウンセリング相談（面接相談：予約可） 女性のこころの悩みに女性のカウンセラーが応じます
第4土曜日	13:00～16:00	女性のための法律相談（面接相談：予約可） 女性の離婚、DVなどの法的解決に女性の弁護士が応じます。 ※市内在住の女性、年度に一人1回
第1日曜日	13:00～16:00	男性のための相談（面接相談・電話相談：予約可） 男性のこころの健康、生き方などに男性の相談員が応じます

※年末年始および臨時休館日は相談は行っておりません

(1) 女性の悩み相談 利用統計 (令和5年度分)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	構成比率(%)
家族との関係	配偶者	2	7	11	11	10	10	6	12	9	8	7	8	101	5.1
	配偶者からの暴力	7	6	10	12	5	3	2	5	6	5	7	9	77	3.9
	配偶者以外からの暴力	0	2	0	4	0	0	0	0	1	0	1	2	10	0.5
	離婚	9	8	13	9	8	5	4	9	11	6	5	14	101	5.1
	子ども	7	16	17	17	15	11	9	20	17	21	15	17	182	9.1
	親	13	14	14	16	16	11	9	10	9	7	12	9	140	7.0
	兄弟	8	12	7	7	7	6	7	7	7	3	6	7	84	4.2
	配偶者の家族	1	1	0	3	1	0	0	3	1	3	1	1	15	0.8
近隣	2	0	1	1	1	1	3	1	2	2	3	5	1	22	1.1
友人	1	2	1	2	4	7	2	3	9	6	6	6	5	48	2.4
自分のこと	生き方	6	5	13	10	15	18	11	16	16	17	9	4	140	7.0
	就職/転職	3	3	2	7	6	6	10	4	4	6	3	4	58	2.9
	労働環境	5	4	1	3	1	2	4	3	4	5	2	2	36	1.8
	経済	5	12	5	6	10	12	11	5	7	7	12	10	102	5.1
	体	5	23	15	19	18	14	15	12	15	19	20	13	188	9.4
	こころ	27	21	35	39	48	50	34	36	35	43	28	38	434	21.8
	LGBT・性同一性障害	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3	0.2
	その他	29	23	8	6	15	15	15	13	16	5	20	1	166	8.3
自分以外のこと	生き方	0	0	2	0	0	0	0	1	4	4	3	0	14	0.7
	就職/転職	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0.2
	労働環境	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0	6	0.3
	経済	0	0	5	1	0	1	0	1	2	1	2	0	13	0.7
	体	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4	1	0	8	0.4
	こころ	0	0	4	1	0	2	0	3	7	4	6	0	27	1.4
	LGBT・性同一性障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	3	0	1	0	0	0	0	5	2	1	12	0.6
合計件数	130	159	168	174	182	177	142	168	187	183	174	146	1,990	100.0	
昨年度合計件数	163	186	145	153	160	172	158	166	133	130	144	150	1,860		
相談者数	63	62	55	68	68	63	58	66	63	62	56	54	738		
昨年度相談者数	61	68	56	55	60	61	55	63	47	44	55	56	681		

※各割合は小数点以下第2位を四捨五入してしているため、合計が100%にならない場合がありますが、便宜上100%と表記。

(2) 男性のための相談 利用統計 (令和5年度分)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	構成比率(%)
家族との関係	配偶者	1	2	2	1	1	2	2	1	1	1	0	1	15	27.8
	配偶者からの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	配偶者以外からの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	離婚	1	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1	11	20.4
	子ども	0	1	2	0	1	0	0	1	1	1	1	1	9	16.7
	親	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	5.6
	兄弟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	配偶者の家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.9
近隣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
友人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.9	
自分のこと	生き方	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	5.6
	就職/転職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	労働環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	経済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	3.7
	こころ	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	6	11.1
	LGBT・性同一性障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	その他	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	5.3
自分以外のこと	生き方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	就職/転職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	労働環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	経済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	こころ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	LGBT・性同一性障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計件数	4	7	8	2	3	2	3	4	5	6	6	4	54	100.0	
昨年度合計件数	2	2	4	3	3	3	5	2	3	4	4	5	40		
相談者数	3	2	2	2	1	2	2	2	2	2	3	1	24		
昨年度相談者数	2	2	3	2	3	3	3	2	3	3	3	3	32		

※各割合は小数点以下第2位を四捨五入してしているため、合計が100%にならない場合がありますが、便宜上100%と表記。

春日部市男女共同参画推進センター要覧

令和6年度版

(令和5年度統計)

令和6年8月発行

編集・発行 春日部市 総務部 人権共生課

人権共生担当

TEL 048-736-1130(直通)

令和6年度 春日部市男女共同参画推進センター
「ハーモニー春日部」事業計画

資料3

指定管理者：街活性室株式会社

令和5年度は、第3次春日部市男女共同参画計画の初年度であることから、男女共同参画の拠点施設として、令和5年度ハーモニー春日部事業計画に基本的に取り組む項目を示し、プランに沿って忠実に事業を行った。

令和6年度は計画の項目ごとに内容を深め、市民とともに学びを構築していく。

特に年初の能登半島地震により、平時からの備えの大切さや災害弱者の避難の難しさが浮き彫りになり、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識を持つことが、喫緊の課題であることが明らかになった。

今年度は、避難所でもある「ハーモニー春日部」において、近隣の自治会と協働し「防災とジェンダー」に力をいれた事業を展開する。

1. 情報事業

- ・ホームページから講座の申し込みを可能にし、参加者にとって利便性のよい環境を整える。
- ・講座に関連するパネルの展示やテーマに合わせた所蔵本の展示を行う。
- ・講座の早期周知のため季刊誌を発刊する。
- ・催し物毎にカフェ看板を書き換え、来所者に施設や講座を訴求する。

2. 学習事業

学習提供事業を通じ、男女共同参画のさまざまなセミナーに春日部市民が参加する機会を提供することでジェンダーに対する関心を高める。

講座種別	開催月	タイトル	開催数
男女共同参画セミナー	5月18日（土）	シネマサロン 「飯舘村の母ちゃん 土とともに」	1
男女共同参画セミナー	6月23日（日）	男女共同参画週間 「関東大震災から間もなく101年～ 女性たちの行動から見る災害と被災者支援～」	1
女性のエンパワーメント こどもの自立支援	7月28日（日）	ママとこどもの夏休み講座 「こどもの料理教室&ママのほっこりタイム」	1
こどもの居場所事業 （自主事業）	8月4日（日） 8月24日（土）	キミの夏休みを応援します！ 「この夏とおきのハーモニク エストにチャレンジ」	2

講座種別	開催月	タイトル	開催数
男女共同参画セミナー	8月25日（日）	シネマサロン「みすゞ」 ～みんな違ってみんないい～	1
男性のための講座	9月21日（土） 9月28日（土）	自分らしさをグレードアップ ～家庭や地域、職場で役立つヒントを学ぶ連続講座～	2
男女共同参画セミナー	10月5日（土）	女性のための法律講座～知っておきたい 女性に大切な法律のこと～	1
男女共同参画セミナー	10月26日（土）	「かかえ込まない家族介護」～頼れる先を知ろう～	1
男女共同参画セミナー	12月 7日（土）	DV防止講座 「誤解される発達障害とDV」 ～相談事例を通して見えた事～	1
男性のための講座 （自主事業）	12月14日（日）	「男性の料理教室」～料理でこことカラダを整える～	1
男女共同参画セミナー	1月19日（日）	シネマサロン 「はれ舞台はブロードウェイで」	1
男女共同参画セミナー	1月19日（日）	登録団体のつどい	1
女性のエンパワーメント	1月25日（土）	女性のための起業講座	1
男女共同参画セミナー	2月12日（日）	リプロダクティブヘルス&ライツ 「食べるのこわいな」～痩せたら幸せになると思った～	1
男女共同参画セミナー	2月23日（日）	25周年記念音楽と語り「セロ弾きのゴーシュ」	1
男女共同参画セミナー	3月5日（水）	ミモザカフェシネマサロン 「私は男女平等を憲法に書いた」	1
男女共同参画セミナー	3月8日（土）	国際女性デー「虎に翼を振り返り 改めて憲法を考える」	1
男女共同参画セミナー	3月9日（日）	防災講座 「みんなにやさしい防災講座」	1
男女共同参画セミナー	3月15日（土）	性の多様性講座 「多様な性について」	1
男女共同参画セミナー	毎月第1水曜	ミモザカフェ （ジェンダーについて話そう）	10
エンパワーメント講座	毎月第3木曜	ほっこりカフェ （女性の居場所事業）	12
実施・予定数			43

3. 利用団体交流事業・市民活動支援事業

事業種別	内容
ハーモニーフェスタ 2024	2024テーマ「ふれあい ささえあい たすけあう」
	～みんなでつなげよう新たなバトン～
	令和6年11月23日（土）～12月1日（日）
	11月30日（土）はこども向けのイベント中心
	実行委員会による企画運営（春日部市民公募）
	ハーモニー春日部の文化祭として実施
	ハーモニー春日部活動団体の公開活動
	男女共同参画基調講演、DVD上映会、コンサート
	市民企画、実行委員会企画の講演、イベント、展示等
	催し物の数は9日間で39件 館内展示は7団体 販売2件 資料配布1件
情報誌ハーモニー vol. 20	編集委員会による企画運営（春日部市民公募）
	令和7年1月発行予定、本庁舎・各公民館等にて配布。
	掲載内容（予定）：テーマ「介護とジェンダー」
	ハーモニーフェスタ2024開催記事
	女性相談/男性相談の各案内 等
登録団体の集い	ビデオ上映会と講師による講話を行う。 （男女共同参画記念講演会）
	令和7年1月開催予定
	男女共同参画について考えるきっかけとなる場とする。
	施設利用上の注意、年間活動の簡潔な報告も行う。
	学習提供事業参加者も対象とする。

4. 相談事業

性別による差別的な扱い、その他の様々な悩み事について、問題解決を図り支援するため、各種相談事業を以下のように実施しています。

相談種別	内容
女性のための総合相談	女性相談員による相談 毎週月～水曜日および金曜日
女性のカウンセリング相談	女性カウンセラーによる相談 毎月第1～3週土曜日
女性のからだ相談	女性保健師による相談 毎週木曜日
女性のための法律相談	女性弁護士による相談 毎月第4土曜日 1年度1人1回30分。
男性のための相談	男性産業カウンセラーによる相談 毎月第1週日曜日。

5. 自主事業

事業種別	内容
パープルライトアップ	女性に対する暴力をなくす運動
	運動期間 令和6年11月12日（火）～11月25日（月）
	パープルおよびオレンジのライトで館内をライトアップ
	エントランスホール内をパープルを基調した花々を飾る。
アダプトプログラム	南側花壇・ちびっこ広場・正面玄関の植栽を整える。
	国際女性デーにちなみミモザの植栽を行う。（3月）
	広場の花を充実させ地域とのつながりを実現する。
防犯カメラの設置	安全・安心な施設利用のため防犯カメラを設置する。
交流コーナーの設置	団体やグループが交流できる場の提供する。
飲食スペースの設置	アンケート結果での要望が多い飲食スペースを提供する。

年次継続監視評価表(令和5年度)

資料4

1 基礎情報

対象施設	春日部市男女共同参画推進センター
施設の設置目的	男女共同参画社会を促進するための拠点施設として設置。
施設所管部署	人権共生課
指定管理者	街活性室株式会社
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日
指定管理業務内容	(1)男女共同参画社会の形成に係る図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。 (2)男女共同参画社会の形成に係る学習の機会の提供に関すること。 (3)男女共同参画社会の形成に係る相談に関すること。 (4)多目的ホール、研修室、生活学習室等の使用に関すること。 (5)センターの施設(設備及び物品を含む。)の維持管理に関すること。 (6)その他センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 施設利用状況の推移

区分	過去4年間の平均	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(件数)	37,497	54,591人	20,019人	30,084人	37,062人	45,730人
対前年度比	-	767人	△34,572人	10,065人	6,978人	8,668人

3 施設利用者の満足度(利用者アンケート結果)

区分	回答者数	満足度				全体
		施設・設備管理	接客対応	教室・イベント等	その他	
上半期	344人	84.9%	85.5%	77.9%	-	82.8%
下半期	353人	96.6%	92.4%	85.5%	-	91.5%
利用者の主な意見・要望等	「軽食がとれるスペースがほしい」「ホールに椅子を置いてほしい」等、コロナ禍以前にあったサービスを再開してほしいという要望が多かった。					

4 主な自主事業実績

自主事業名	内容	参加者数等
シネマサロン「ツヒノスマカ」	ジェンダー視点のある映画の上映とレクチャーで身近な男女共同参画について考えるきっかけを作る。(7/16)	38人
親子で楽しく知る防災～実験と体験で学んじゃおう～	親子で楽しく防災を学び、普段の備えと家族の中でも女性が決定権を持ち、行動するための知識を学ぶ。また、メディアの正しい情報の取り方やARを使った浸水体験やバネばかりを使った水圧実験などで体感する。(12/9)	22人
パープル/オレンジライトアップ	女性に対する暴力をなくす運動に合わせた「パープルライトアップ」、及び子どもの虐待防止運動に合わせた「オレンジライトアップ」を同時に、施設の壁面(ちびっこ広場側)をライトアップした。(11/1～11/29)	995人

5 主な修繕実績

修繕箇所・修繕名等	内容	金額
ちびっこ広場 複合遊具床板修繕	滑り台付き木製遊具の床板を修繕	374,000円
多目的ホール 地下貯水槽ポンプ交換	排水ポンプ故障のため交換	212,300円
多目的ホール ピアノ調律	コンサート等で利用しているピアノの調律	15,400円

6 収支状況

(単位:円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
収入額 A	48,017,810					48,017,810
内、指定管理料 a	46,430,000					46,430,000
内、利用料金収入	1,587,810					1,587,810
支出額 B	45,685,057					45,685,057
内、人件費	23,507,544					23,507,544
収支額 A-B	2,332,753					2,332,753
対前年度比	-					0
想定事業費 C	47,897,000					47,897,000
削減額 C-a	1,467,000					1,467,000
特記事項 (増減額の説明等)						

※「想定事業費」:市が直営で管理した場合に想定される事業費

7 四半期継続監視評価結果

区分	評価結果	特記事項(不適となった事項の有無、指導事項、改善状況等)
第1四半期	A	不適項目は無し。指定管理者が変更になり、主催事業の内容の充実や、ライブラリーの特設コーナー設置等の設備面の工夫がみられた。
第2四半期	A	利用者アンケートを行い、事故や苦情にあたるものはなかった。より快適な施設にするための要望に対して、実現可能なものから対応し、満足度をあげてほしい。
第3四半期	A	不適項目は無し。利用者団体と合同で避難訓練を行い、様々な場面を確認した。避難所として、普段から安全管理を心掛けてほしい。
第4四半期	A	不適項目は無し。7件の維持修繕があった。今後も適宜、維持修繕に努め、必要に応じて報告してほしい。

※評価結果の凡例

A：適切な指定管理業務が実施されている。

B：適切な指定管理業務が実施されておらず、さらなる努力を要する。

C：全体的に適切な指定管理業務が実施されておらず、取組を見直す。

8 年間を通じた個別事項の評価

No.	評価項目	主な内容	適
1	住民の平等な利用が確保されているか。	事業等の内容に偏りが無いのか。	○
		施設の利用が一部の利用者に偏った計画・実施となっていないか。	○
2	施設の効用を最大限に発揮させているか。	サービス向上のための適切な方策が実施されているか。	○
		受付等業務従事者の接客態度・対応は適切か。	○
		パンフレットの整備等、積極的な利用案内が行われているか。	○
3	施設の適切な管理運営が計画的に実施されているか。	自主事業は適正・効果的な実施となっているか。	○
		事業計画書で提案された内容が適切に実施されているか。	○
		書類等文書の作成・管理・保存は適正に行われているか。	○
		施設の安全・衛生管理、危機管理、災害時等緊急時の対応は適切か。	○
4	管理に係る経費の縮減が図られているか。	適切な計画の下、効果的な修繕・保守点検が実施されているか。	○
		事業収支は事業計画書による計画と乖離していないか。	○
		指定管理料の範囲内で効果的・効率的な予算執行が行われているか。	○
		サービス水準を確保した効果的な経費縮減に取り組んでいるか。	○
5	安定的な運営体制が確保されているか。	会計処理業務が適切に行われているか。	○
		職員体制は十分か。	○
		職員の育成指導、研修体制は十分か。	○
6	その他	適正な雇用・労働条件が確保されているか。	○
		個人情報に関する情報の管理体制は十分か。	○
		地域経済の活性化に繋がる市内事業者との連携が図られているか。	○
適(○)の数		20 / 20	

9 総合評価

住民サービスの向上や経費の節減について
今年度より指定管理事業所が変更になり、主催事業の内容の充実や、設備面の工夫が見られ、男女共同参画推進センターとしてより特色のある取組みがみられるようになった。
指導に対する対応・改善状況について
業務移行の中で、提出書類が遅れることがあった。(9月に行った上半期アンケートの提出が1月だった。) 全体的には、市の指導に対し、すぐに問題解決に当たっている。
その他(上記以外の制度導入による効果、業務状況、課題、今後の方向性等)
利用者と相談業務の安全確保のために、監視カメラの導入を検討している。 今後は、令和6年度から設置される春日部市配偶者暴力相談センターと連携をとり、相談業務にあたってほしい。

令和5年度の評価結果	A
------------	---

令和6年度版

男女共同参画の推進に関する

年次報告書

(令和5年度実施結果)

令和6年9月

計画体系

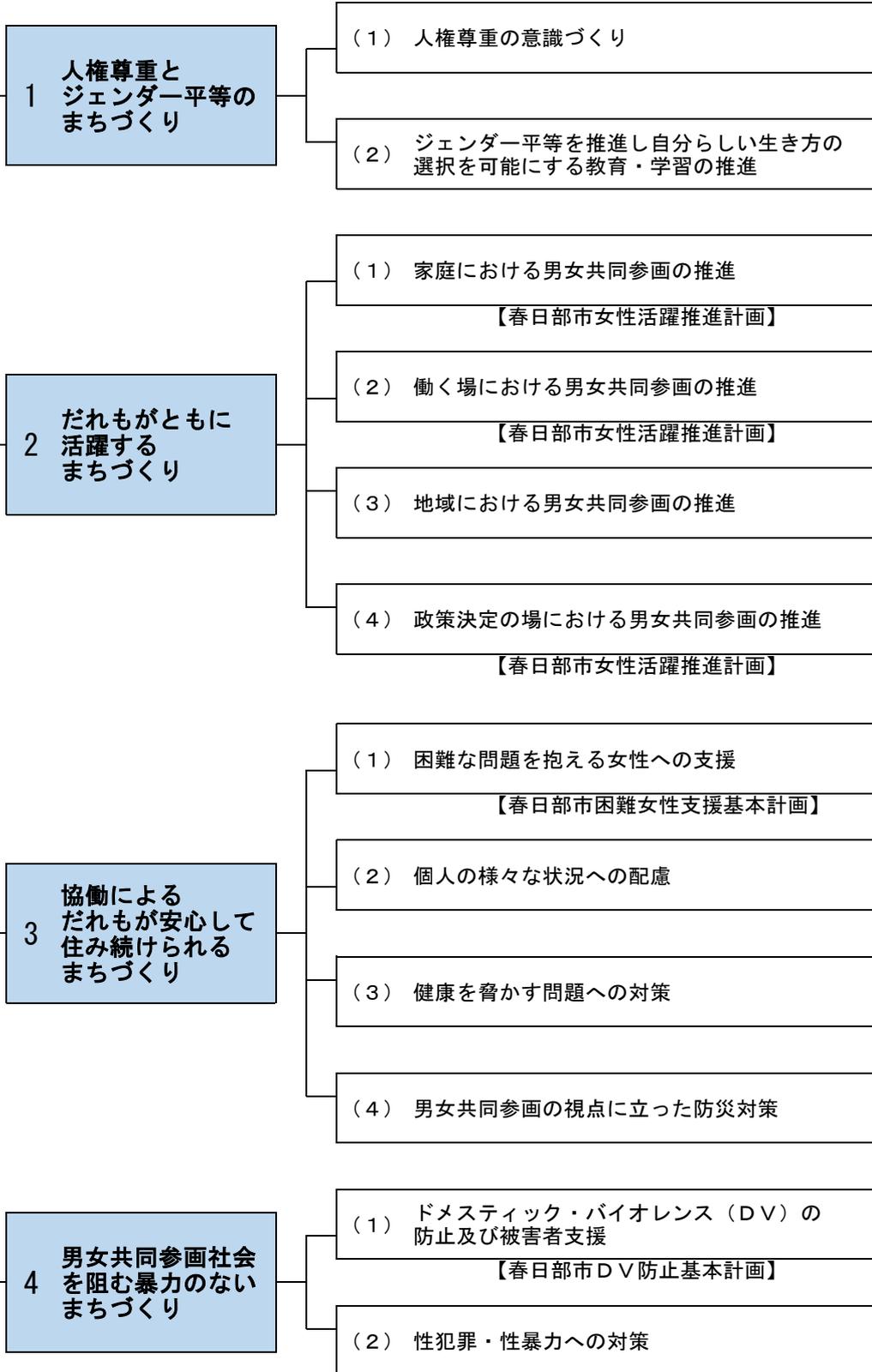
【目指す姿】

【目標】

【施策】

かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）

認め合い、響き合い、だれもがともに活躍するまち



■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

施策1-(1)	人権尊重の意識づくり
---------	------------

● 目的

市民が人権への関心をもち、お互いを尊重できるようにする

● 取組の方向性

○ 差別や偏見をなくすとともに、個人や集団の間に存在している多様な価値観を認め合えるよう、人権や性の多様性に関する意識の向上を図ります。

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

● 施策の推進指標

LGBTの認知度 「言葉も意味も知っている」人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):58.3% 目標値(令和9年):75.0%以上 (現状値30%程度増加)	目標値	60.0%	64.0%	68.0%	72.0%	75.0%
	現状値	77.9%				
	達成率	129.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況 施策幹事課:人権共生課

進捗状況	教育・啓発の取組により、人権尊重・性の多様性への関心が高められています。
課題	高い関心から多様な価値観への理解を深めて、人権尊重の意識をつくることが課題です。
対応策	引き続き「人権尊重・性の多様性に関する教育・啓発」に積極的に取り組み、人権尊重の意識づくりを進めます。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	人権や性の多様性に関する啓発の取組により関心は高まっており、人権尊重の意識づくりに向け進んでいます。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	審議会で評価

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

●取組の結果

施策1-(1) 人権尊重の意識づくり

①人権尊重・性の多義性に関する教育・啓発

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
1	人権啓発事業の実施	人権共生課	だれもが人権の大切さに対する理解を深め、人権意識を持って行動できるよう、人権施策指針に従って事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発を図るため、埼玉市町の団体及び行政が主体となり「埼玉人権を考えるつどい」を実施し、約5,000人の市民の来場がありました。また、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、さらには職員の資質の向上を図るために、埼玉市町職員を対象とした研修会を実施しました。 ・令和6年度も人権施策推進指針に従った事業を継続することで人権啓発を図ります。 	継続	○
2	市職員への人権に関する研修の実施	人事課	人権についての理解と基本的人権の大切さを認識できるよう、人権に関する研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の理解を深めるため、市職員278人を対象に「部落差別解消のための人権行政研修」を実施しました。 ・令和6年度もより多くの市職員が人権の理解を深めるため継続して実施します。 	継続	
3	教職員人権教育研修会の実施	指導課	教職員人権教育研修会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の理解を深めるため、教職員35人を対象に「教職員人権研修会」を実施しました。 ・令和6年度も人権の理解を深めるため継続して実施します。 	継続	
4	「多様な性に関する対応ハンドブック」の周知	人権共生課	性的少数者への理解を深めるため、「多様な性に関する対応ハンドブック」の周知啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月に「多様な性に関する対応ハンドブック」を改定後、市公式HPに掲載し周知啓発に努めました。 ・令和6年度も性的少数者への理解をさらに深めるため、引き続き周知啓発します。 	継続	
5	性の多様性に関する講座などの実施	人権共生課	性の多様性についての理解を促進するため、講座・講演会などを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「いろいろな性いろいろな生き方」と題し、市民21人を対象に多様性講座を実施しました。 ・性の多様性の理解促進を図るため、市職員17人を対象に「LGBTQ研修」を実施しました。 ・令和6年度も引き続き性の多様性等に関する研修会を実施し、性の多様性の理解促進を図ります。 	継続	

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

●取組の結果

施策1-(1) 人権尊重の意識づくり

①人権尊重・性の多義性に関する教育・啓発

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
6	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度などの周知及び充実	人権共生課	性の多様性を尊重するとともに差別や偏見のない社会を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度などの周知及び充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を市公式HPに掲載し周知を行いました。 ・街頭啓発では、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」のチラシを配布し周知を行いました。 ・さいたま市、越谷市、草加市、久喜市と転入出における自治体間連携協定を締結し、宣誓者の利便性向上を図りました。 ・令和6年度は市公式HPへの掲載を継続するとともに、様々な機会でご当制度を周知します。あわせて、自治体間連携協定を積極的に拡大していきます。 	拡充	
7	性的少数者の児童・生徒への配慮	指導課	市内の小・中・義務教育学校で個々の状況に応じた教育を推進するよう働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者の児童・生徒に対するきめ細やかな対応(教育)を推進するため、校長会で各学校に働きかけました。 ・令和6年度も引き続き校長会で各学校に働きかけるとともに、課題等の情報共有を図ります。 	継続	
8	行政文書などの性別欄や内容の見直し	人権共生課	性的少数者への配慮として、各種申請などの記載欄について、不要な場合は削除するなどの見直しを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月に「多様な性に関する対応ハンドブック」を改定後、ネットフォルダ及び市公式HPに当該ハンドブックを掲載し「性別欄の取扱い」を含め、性的少数者への配慮を促しました。 ・来年度も引き続き、性別の記載について職員の理解促進に努めます。 	継続	

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

施策1-(2)	ジェンダー平等を推進し自分らしい生き方の選択を可能にする教育・学習の推進
---------	--------------------------------------

● 目的

市民が自分らしい生き方の選択ができるようにする

● 取組の方向性

- 男女共同参画に関する実態を把握するとともに、だれにでも分かりやすい情報提供を充実させます。
- 自分らしい生き方の選択ができるようにするため、ジェンダー平等に関する教育・学習の機会を充実させます。
- 困ったときに相談できる窓口の充実を図ります。

● 施策の推進指標

春日部市男女共同参画推進センターにおける事業参加者数	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):643人 目標値(令和9年):4,900人 (コロナ禍以前の水準10%程度増加)	目標値	965	1,450	2,175	3,265	4,900
	現状値	1,840				
	達成率	190.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況

施策幹事課:人権共生課

進捗状況	新型コロナウイルス感染症拡大防止の行動制限が解除されたため、コロナ禍前の状況に参加者が戻りつつあり、ジェンダー平等に関する情報提供や教育・学習、相談事業の取組が進められています。
課題	ジェンダー平等を推進するために、共に考え、自分らしい生き方の選択ができるように、あらゆる立場の方がより多く参加できるようにすることが課題です。
対応策	「男女共同参画に関するデータの公表」「表現ガイドの周知」などの情報提供により、現状と適切な配慮についての周知を図るとともに、「ジェンダー平等に関する講座」へあらゆる立場の方が参加しやすいものとなるよう、教育・学習内容のより一層の充実や、回数・時間などの開催方法を工夫します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	ジェンダー平等についての教育・学習への参加者が戻ると同時に、相談体制を整えつつあり、自分らしい生き方の選択を可能にする取組が進んでいます。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	審議会で評価

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

●取組の結果

施策1-(2) ジェンダー平等を推進し自分らしい生き方の選択を可能にする教育・学習の推進

①調査研究・情報提供の充実

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
9	男女共同参画に関する意識や実態の把握	人権共生課	ジェンダー平等に向けた意識の浸透や市民ニーズを把握するため、男女共同参画に関する意識や実態を調査します。	・令和6年5月にインターネットモニター制度により、男女共同参画に関するアンケートを実施しました。	継続	
10	男女共同参画に関するデータの公表	人権共生課	男女共同参画の推進に関するデータ、国の女性活躍推進法「見える化」サイトに掲載の情報などを公表し、市民に活用してもらえるよう努めます。	・市公式ホームページに男女共同参画に関するデータを公表しているサイトについて整理して掲載します。	見直し	
11	表現ガイドなどの周知	人権共生課	表現ガイド等を周知することにより、市民や市職員に対し、固定観念にとらわれず男女共同参画の視点に立った適切な表現ができるようにします。	・埼玉県発行「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を庁内での利用しジェンダー平等に配慮した表現を進めます。	見直し	
12	男女共同参画情報誌の発行	人権共生課	男女共同参画に関する市民の理解を促進するため、定期的に男女共同参画情報誌を発行します。	・公募した市民編集委員による「かすかべハーモニープラン」策定の記事を中心とした男女共同参画情報誌を令和6年1月に発行しました。 ・令和6年度は、新たに公募する市民編集委員により情報誌を発行します。	継続	○
13	ポスター展示 (男女共同参画推進センターなど)	人権共生課	男女共同参画に関する市民の理解を促進するため、定期的にポスター展示などを実施します。	・「男女共同参画週間(6/23～6/29)」「国際女性の日(3/8)」などテーマを持たせたパネル展示を26回実施しました。 ・令和6年度においても引き続き実施します。	継続	
14	情報ライブラリーの充実 (男女共同参画推進センター)	人権共生課	男女共同参画に資するため、情報収集及び情報提供の充実を図ります。	・令和5年度:貸し出し蔵書図書数3,920冊、ビデオ・DVD87本、閲覧雑誌4種 ・令和6年度も引き続き情報収集と情報提供の充実を図ります。	継続	

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

●取組の結果

施策1-(2) ジェンダー平等を推進し自分らしい生き方の選択を可能にする教育・学習の推進

②ジェンダー平等に関する教育・学習の充実

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
15	ジェンダー平等に関する講座の実施 (男女共同参画推進センター)	人権共生課	ジェンダー平等をテーマにした講座など、市民や事業者、関係機関などと連携しながら男女共同参画に関する講座・講演会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナーを12講座(延13回)実施し延323人が参加しました。 ・メンズアクションセミナー1講座(延2回)を実施し延33人が参加しました。 ・女性のためのエンパワメントセミナー(ほっこりカフェ延13回)を実施し延148人参加しました。 ・令和6年度もより一層の講座の充実を図ります。 	拡充	
16	ジェンダー平等に関する講座の実施 (かすかべし出前講座、市民アカデミーなど)	社会教育課	ジェンダー平等の意識啓発を推進するため、かすかべし出前講座や市民アカデミーを活用し、男女共同参画に関する講座を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・かすかべし出前講座にてジェンダー平等、男女共同参画に関する講座数を2講座実施しました。 ・市民アカデミーを10/12に開催し129人参加しました。 ・令和6年度も引き続き男女共同参画に関する講座を実施します。 	継続	
17	ジェンダー平等に関する講座の実施 (公民館)	中央公民館	ジェンダー平等に資するため、市民向けの講座を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区において、公民館利用者のつどい(利用者協議会)等でビデオ上映などの人権学習を実施し、様々な課題に対する学習機会を提供しています。 ・令和6年度も同様の取り組みを実施します。 	継続	
18	男女平等教育の実施	指導課	市内全ての小・中・義務教育学校で児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育を推進するよう働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科・道徳・特別活動等において、人権教育(男女平等教育)を実施しました。 ・令和6年度も同様に実施します。 	継続	
19	保育所職員への研修の実施	保育課	ジェンダー平等を含めた人権に関する意識の向上を図るため、研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権、男女平等、性差別解消等の学習の場に、積極的に出席し、意識の向上を図りました。 ・令和6年度も同様に実施します。 	継続	
20	教職員への研修の実施	指導課	教職員人権教育研修会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の理解を深めるため、教職員35人を対象に「教職員人権研修会」を実施しました。 ・令和6年度も同様に実施します。 	継続	

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

●取組の結果

施策1-(2) ジェンダー平等を推進し自分らしい生き方の選択を可能にする教育・学習の推進

②ジェンダー平等に関する教育・学習の充実

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
21	情報リテラシーに関する教育の実施	指導課	児童生徒がジェンダー平等を含めた人権感覚をもち、責任をもって適切に情報を扱おうとする態度の育成について、指導の焦点化・重点化を図ります。	・管理職情報活用研修会を開催し、人権に配慮した情報リテラシーについて周知しています。 ・令和6年度も実施します。	継続	
22	メディア・リテラシーの向上のための学習機会の提供	人権共生課	メディア・リテラシー向上のため、学習機会の提供を行います。	・令和5年度の実施はありませんでした。 ・男女共同参画の視点からのメディアリテラシーについて調査研究し、アンコンシャス・バイアスの認知・解消にむけた学習機会の提供に努めます。	見直し	

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

●取組の結果

施策1-(2) ジェンダー平等を推進し自分らしい生き方の選択を可能にする教育・学習の推進

③相談事業の充実

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
23	人権相談の実施	人権共生課	関係機関及び人権擁護委員などと連携し、人権に関する相談窓口を開設し、相談体制の充実を図ります。	・令和5年度は、人権擁護委員による人権相談を市役所にて12回、庄和総合支所にて2回を設けました。 ・令和6年度も、引き続き人権侵害の解消が図られるよう相談事業を実施します。	継続	
24	市民相談の実施 (市民相談室)	市政情報課	日常生活の困りごとなどの相談窓口を開設し、相談内容により、各種専門相談などの案内や情報提供を行います。	・令和5年度は、市民相談事業として、市民相談、法律相談、登記相談、行政相談を実施しました。 ・令和6年度も引き続き、市民が抱える不安の解消や問題解決に向けた助言や情報提供を行う身近な相談窓口として、市民相談事業を実施します。	継続	
25	市民相談の実施 (男女共同参画推進センター)	人権共生課	各種相談窓口を開設し、問題解決への助言や情報提供を行います。	・女性総合相談、女性のからだ相談、女性のカウンセリング相談、女性のための法律相談、男性のための相談を開設しました。 ・令和6年度も引き続きジェンダー平等が図られるよう、相談事業を実施します。	継続	

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

施策2-(1) 家庭における男女共同参画の推進

● 目的

家族がともに協力して、家庭生活をおくれるようにする

● 取組の方向性

- 家事・育児・介護などを家族が共働して行えるよう、特に男性の家庭生活への参画を促進します。
- 男女が働きながら育児や介護が行えるよう、多様な子育て支援、介護サービスを充実させます。

● 施策の推進指標

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

家庭での役割分担(家事)の満足度	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):62.1% 目標値(令和9年):70.0%以上 (現状値より10%程度増加)	目標値	64.1%	65.6%	67.1%	68.6%	70.0%
	現状値	62.3%				
	達成率	97.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保育所待機児童数	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):3人 目標値(令和9年):0人	目標値	0人	0人	0人	0人	0人
	現状値	13人				
	達成率	-	-	-	-	-

● 施策状況

施策幹事課:人権共生課

進捗状況	家庭での役割分担の見直し支援および子育て・介護の社会的支援の取組がそれぞれ進められています。
課題	家庭での役割分担の見直し支援をより一層推進することが課題です。また社会的支援の需要と供給のバランスを整えることも課題となっています。
対応策	「男性のための家事支援講座」「子育て支援講座」などの実施により、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏ったモノの見方)を払拭する、家庭での役割分担の見直し支援を推進します。また子育て・介護の社会的支援の適切な提供に向け引き続き取り組みます。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	家族がともに協力して、家庭生活をおくれるようにするために、より積極的な取り組みが必要です。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	審議会で評価

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

●取組の結果

施策2-(1) 家庭における男女共同参画の推進

①家庭での役割分担の見直し支援

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
26	男性のための家事支援講座の実施	人権共生課	男性の意識改革やスキルアップ、仲間づくりのため、男性を対象に家事支援講座を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「男性のためのおモテなし稽古」と題し相手への思いやりを深めよりよいコミュニケーションスキルを学ぶ2日間の連続講座を開催し延べ33人が参加しました。 ・令和6年度においても、男性の意識改革を促す講座を実施します。 	拡充	
27	子育て支援講座の実施	人権共生課	育児に関する知識や技術を学び不安を解消するため、両親学級や孫育て教室、離乳食教室を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「親子で楽しく知る防災」と題し、親子で普段から防災への備えを学ぶ講座を開催し22人が参加しました。 ・令和6年度においても、子育てに役立つ講座を実施します。 	継続	
28	親子料理教室の実施	中央公民館	保護者と子どもが一緒に参加し、交流できる機会をつくるため、親子料理教室を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の地区において親子での料理教室を実施しました。公民館利用団体を講師に招き、未就学児とその親が対象でした。参加者同士の交流を図りつつ親子で一緒に料理を作る機会を提供しました。 ・令和6年度も親子で一緒に料理を作る機会を提供します。 	継続	
29	家庭教育学級の実施	中央公民館	子育て家庭の相互交流・学習支援のため、家庭教育学級を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区において、幼児期、小学生期など段階に応じた教育学級を実施。親としてのあり方や役割、課題などへの理解を深める機会を提供しました。 ・令和6年度も子育て家庭に対する学習機会を提供します。 	継続	
30	介護講座の実施 (男女共同参画推進センター)	人権共生課	男女がともに担う介護を学ぶため、介護講座を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「かかえこまない家族介護」と題し、男女が共に介護を担い社会資源も活用する講座を開催し、39人が参加しました。 ・令和6年度も孤立しない介護講座を開催します。 	継続	
31	介護予防講座の実施 (介護予防講演会・すまいるケア教室など)	介護保険課	高齢者が要支援・要介護状態にならないように、介護予防講演会や健康脳トレ塾、すまいるケア教室などの介護予防講座を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は介護予防講演会9回、健康脳トレ塾8回/6コース、すまいるケア(家族介護教室)4回開催しました。 ・令和6年度は介護予防講演会10回、健康脳トレ塾8回/6コース、すまいるケア(家族介護教室)4回開催します。 	継続	○

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

●取組の結果

施策2-(1) 家庭における男女共同参画の推進

②子育て・介護の社会的支援の充実

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
32	地域子育て支援拠点 の運営	保育課	子育て中の孤独感、負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て家庭の親子の交流の場を設け、子育て経験者や保育士などが育児相談に応じます。	・子育て家庭をサポートするため、育児不安についての相談や子育て中の親子が気軽に集まることができる交流の場として、市内14施設の利用促進を図りました。 ・令和6年度も同様に実施します。	継続	
33	ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンターの運営	こども育成課	地域で子育てをサポートしていくことを目的に、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)が会員となり、会員同士の助け合いで子育て中の方を応援する制度を運営します。	・ファミリー・サポート・センター 会員数:1,588人、活動件数:1,847件 ・緊急サポートセンター 会員数:761人、活動件数:140件 事業周知のため、市広報かすかべ及び市公式ホームページに掲載するとともに、市が所管するモニターに掲載した。	継続	○
34	保育所や放課後児童クラブの運営	保育課/ こども育成課	保育ニーズを的確に把握しながら、必要な保育の受け皿の確保に努め、子育て支援の充実を図ります。	・保護者の就労や疾病等により保育を必要とする乳幼児や小学生の保育を実施しました。 ・令和6年度も同様に実施します。	継続	
35	病児保育の実施	保育課	通常の外来で治療可能な病気にかかっている、保護者が就労等により家庭で保育を行うことができない場合、医師の診断のもと一時的な預かり保育を実施します。	・保育所等での集団保育が困難である児童の一時的な保育の場を提供しました。 ・令和6年度も同様に実施します。	継続	
36	子育てに関する相談の実施	こども相談課	子どもの教育や養育に関する問題について、家庭児童相談を実施します。	令和5年度は、家庭児童相談室と市内児童館3館で定期的な家庭児童相談を実施しました。(相談件数:延べ1,002件) 令和6年度も引き続き子どもの教育や養育に関する相談を実施します。	継続	
37	障害福祉サービスの利用支援	障がい者支援課	障害の程度や個々の状態及び相談に応じて、ホームヘルプサービスなどの各種障害福祉サービスを提供します。	・令和5年度は、障害の程度や個々の状態及び相談に応じて、ホームヘルプサービスなどの各種障害福祉サービスを提供しました。 ・令和6年度も引き続き障害の状態に配慮したサービスを提供します。	継続	
38	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施	介護保険課	重度者をはじめとし要介護認定者の在宅生活を支えるため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を進めます。	・令和5年度:指定事業所4箇所 ・令和6年度:1事業所が新規開設し、5箇所となる予定	拡充	○

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

施策2-(2)	働く場における男女共同参画の推進
---------	------------------

● 目的

市民が自分らしい働き方ができるようにする

● 取組の方向性

- 仕事と家庭生活・地域活動の両立ができるよう、両立支援策を推進します。
- 女性が自らの意思によって職業生活を営めるよう、女性のキャリア形成を支援します。
- 男女がともに仕事と生活の調和がとれた働き方ができるよう、働きやすく、必要なときに休みがとれる職場環境づくりを推進します。
- セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントのない職場環境づくりを推進します。

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

● 施策の推進指標

職場での男女の地位の平等感「平等」と答えた人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):26.5% 目標値(令和9年):30.0%以上 (現状値より10%程度増加)	目標値	27.5%	28.0%	28.5%	29.0%	30.0%
	現状値	36.4%				
	達成率	132.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市男性職員の育児休業取得率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和元年):11.9% 目標値(令和9年):30.0%以上 (春日部市女性職員の活躍推進に関する特定事業 主行動計画に基づき10%程度増加)	目標値	25.0%	26.5%	28.0%	29.0%	30.0%
	現状値	36.6%				
	達成率	146.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況

施策幹事課:人権共生課

進捗状況	働く場における男女共同参画の推進については、順調に取組が進められています。
課題	管理職における男女比の差が、まだ大きいことが課題です。 ※民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合 (男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」) 係長相当職 23.5%、課長相当職 13.2%、部長相当職 8.3%(2023年)
対応策	女性の仕事とキャリア形成への講習や啓発の取組を、より一層、推進します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	働く場における男女共同参画の取組は順調に進められています。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	拡充	審議会で評価

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(2) 働く場における男女共同参画の推進

①仕事と家庭生活・地域活動の両立支援

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
39	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・情報提供の実施	商工振興課	仕事と生活の調和について、国・県と連携し講座を開催し、啓発資料を窓口で配布するなど情報提供を行います。	・令和5年度は、国・県からの啓発資料の配架により、積極的な情報提供に努めました。 ・令和6年度も引き続き、啓発資料等による周知を行い、ワーク・ライフ・バランスについて情報提供を行います。	継続	
40	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・情報提供の実施 (男女共同参画推進センター)	人権共生課	育児休業・介護休業の取得促進を含め、仕事と家庭生活・地域活動の両立に資するため、講座や情報提供を実施します。	・ライフプランを考える「女性のための年金講座」を開催し36人(男性2人含む)が参加しました。 ・令和6年度もワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。	継続	
41	両立支援に関する相談の実施	人権共生課	仕事と家庭生活・地域活動を両立させることができるよう、相談を実施します。	・女性が抱えるさまざまな悩みに対応する女性総合相談を週4回実施し、延べ515人の相談がありました。 ・男性のための相談を月1回実施し、延べ23人の相談の相談がありました。 ・令和6年度も引き続き相談を実施します。	継続	
42	市役所におけるワーク・ライフ・バランス推進月間の実施	人事課	ワーク・ライフ・バランス推進月間を実施し、職場環境・働き方の見直しについての意識付けを行い、時間外勤務の抑制を図ります。	・令和5年度は、新庁舎移転準備に伴い休暇取得を計画的に行うべく、7月から11月までに期間を拡大して実施しました。 ・令和6年度は、例年どおり10月、11月に実施する予定です。	継続	
43	市男性職員の育児休業促進に向けた職場環境づくり	人事課	市男性職員が育児休業を取得しやすくなるよう、制度の周知と職場の環境づくりの意識啓発を図ります。	・令和5年度は、出生に関する証明の事後提出を可能とし、出生の連絡によって男性が育児休業を取得できるよう運用を見直しました。 ・令和6年度も引き続き、取得を促進します。	継続	

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(2) 働く場における男女共同参画の推進

②女性の就業・起業・キャリア形成支援

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
44	講座情報の提供	商工振興課	女性の就業・起業・キャリア形成に関する、国や県の講座について情報提供を行います。	・令和5年度は、国・県の講座についての情報提供に加え、国との共催で女性のキャリア形成に関するセミナーを開催しました。 ・令和6年度も引き続き、講座の情報提供及び国・県との共催によるセミナーを開催し、女性の就労支援に努めます。	継続	
45	仕事(就労・職場)に関する相談窓口の周知	人権共生課	自分らしい働き方ができるよう、仕事(就労・職場)に関する支援を行っている相談窓口を周知します。	・相談業務の中で、必要に応じ、ハローワークなどの相談窓口を周知しました。 ・令和6年度も引き続き実施します。	継続	
46	女性のための講座の実施	人権共生課	自分らしい働き方ができるよう、仕事に関する講座を実施します。	・「しゃべろうジェンダーカフェ」と題し、ジェンダーに起因する社会構造について考えました。 ・令和6年度も引き続き女性のエンパワーメントやキャリア形成に関する講座を実施します。	拡充	
47	農業に従事する女性への支援	農業振興課	農業経営に関する知識や技能を習得するための研修などへの支援をすると共に、認定農業者の家族経営協定制度を活用し、女性が参加しやすい環境を推進します。	県農林振興センターと連携し、農業経営及び技術の習得に関する研修会や農業相談を随時実施しました。 令和5年度実績【6次産業化・法人化・新規就農等：県内】 全体参加者111人(うち農業者47人、うち市内農業者12人、うち女性2人(16%))	継続	○
48	高等職業訓練促進給付・自立支援教育訓練給付の実施	こども支援課	ひとり親家庭の経済的な自立の促進を図るため、職業能力の開発などを支援します。	・令和5年度は、高等職業訓練促進給付金を29人に、自立支援教育訓練給付金を2人に支給しました。 ・令和6年度も、ひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、引き続き実施します。	継続	

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(2) 働く場における男女共同参画の推進

③働きやすい職場環境づくり

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
49	市役所内の職場環境 向上の取組	人事課	職場環境アンケートを実施し、職場環境の現状を把握することで、より働きやすい職場に改善します。	・令和5年10月2日から令和5年10月13日に職場環境実態調査を実施しました。 ・令和6年度も同様に実態調査を実施する予定です。	継続	
50	消防署内の職場環境 向上の取組	消防総務課	女性消防吏員が、交代制勤務である消防隊などの業務を継続するための環境整備・修繕を行うことで、全ての消防吏員が働きやすい職場づくりを推進します。	・令和5年度は豊野分署の耐震補強工事に合わせ、女性専用施設を整備しました。 ・令和6年度は女性専用エリアを備えた新武里分署の開設により、女性消防吏員の更なる職域の拡充を図ります。	継続	
51	市役所内のDXの推進	行政デジタル改革課	AI・RPAの活用や庁内ペーパーレス化などをすすめ、市職員の業務改善・効率化に取り組みます。	・令和5年度は特別職の電子決裁化や既存の計画書等の電子化、議会資料の電子化などのペーパーレス化の方針を決定しました。 ・令和6年度は上記取組の具体的な実現に向けて取り組むとともに、DX推進ワーキンググループにてAIを活用した市民の利便性向上・職員の業務効率化を検討します。	継続	

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(2) 働く場における男女共同参画の推進

④各種ハラスメントの防止

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
52	各種ハラスメント防止に関する情報提供	人権共生課	各種ハラスメントを防止するため、啓発資料を窓口で配布するなど情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県から提供されるハラスメントにかかるポスターの掲示や冊子を配布しました。 ・令和6年度も引き続き実施します。 	継続	
53	市民相談の実施 (市民相談室)	市政情報課	日常生活の困りごとなどの相談窓口を開設し、相談内容により、各種専門相談等の案内や情報提供を行います。	<p>(No.24再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、市民相談事業として、市民相談、法律相談、登記相談、行政相談を実施しました。 ・令和6年度も引き続き、市民が抱える不安の解消や問題解決に向けた助言や情報提供を行う身近な相談窓口として、市民相談事業を実施します。 	継続	
54	市職員へのハラスメント防止研修の実施	人事課	各種ハラスメントを防止するため、研修などにより市職員の注意を喚起します。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、9月及び10月に管理職向けのハラスメント研修を実施しました。 ・令和6年度も同様に研修を実施する予定です。 	継続	
55	市職員へのハラスメント防止の取組 (消防署)	消防総務課	各種ハラスメントを防止するため、定期的に検討、状況報告等が可能な機会を設定します。	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回、服務規律の確保に関する検討委員会を開催するとともに、ハラスメント相談窓口を適切に運用しました。 ・令和6年度も前年度の取組を継続し、ハラスメントのない職場環境の整備に努めます。また、管理職職員を対象に、部内で研修を企画し、実施します。 	継続	
56	市職員への相談体制の充実	人事課	ハラスメント相談窓口を設置し、市職員がいつでも、安心してハラスメントに関する相談ができる体制を整備します。	常時、ハラスメント相談窓口を設置しており、希望があった場合には、ハラスメントの有無に関わらず、広く相談に対応しています。	継続	

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

施策2-(3)	地域における男女共同参画の推進
---------	-----------------

● 目的

市民が地域活動に参画できるようにする

● 取組の方向性

- 地域活動にだれもが参画しやすくなるように情報提供の仕方を工夫します。
- 女性がリーダーとして参画できるように人材育成を図ります。
- 地域活動団体が、持続可能な活動ができるよう支援します。

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

● 施策の推進指標

地域活動への参加率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):24.6% 目標値(令和9年):30.0%以上 (現状値より20%程度増加)	目標値	26.0%	27.0%	28.0%	29.0%	30.0%
	現状値	44.2%				
	達成率	170.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
NPOと協働で行われた事業数	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):85件 目標値(令和9年):149件 (現状値より20%程度増加)	目標値	105	116	127	138	149
	現状値	98				
	達成率	93.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自治会長の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年):4.0% 目標値(令和9年):6.0% (国の目標値を参考)	目標値	4.0%	4.5%	5.0%	5.5%	6.0%
	現状値	3.5%				
	達成率	87.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況

施策幹事課:市民参加推進課

進捗状況	だれもが参画する地域活動の推進への取組により個人の地域活動への参画は伸びています。
課題	地域活動団体の女性のリーダー参画の促進が課題です。
対応策	「女性の参画を意識した防災講座」「女性リーダー育成のための講座」を実施し、地域活動団体の女性リーダーの参画を推進します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	地域における男女共同参画の推進に向けた各取組をより一層推進する必要があります。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	審議会での評価

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(3) 地域における男女共同参画の推進

①だれもが参画する地域活動の推進

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
57	市長への提言の実施	シティセールス広報課	よりよいまちづくりのために、市長あてに市政に対する提案や意見などを提言する制度を推進します。	・令和5年度は、413件の提言等が寄せられました。 ・令和6年度も制度を継続し、市民の市政への参加を推進していきます。	継続	○
58	市民参加の推進	市民参加推進課	市民が主体的にまちづくりにかかわれるよう、市民意見提出手続(パブリックコメント)や意見交換会や各種委員の公募など、市民参加手続の機会を拡充します。	・令和5年度は、13の市民参加手続に対し、11の手続きで市政への参画を図ることができました。 ・令和6年度も、より一層の参画を推進するため、市民参加手続の募集時の周知方法を工夫しながら取り組みます。	継続	○
59	市民活動情報の提供	市民参加推進課	だれもが地域での活動を知ることができるよう、市民活動センターなどで活動団体についての情報提供を行います。	・令和5年度は、市民活動センター(ぼぼら春日部)ホームページのリニューアルやFacebook、Xなどを用いて、幅広い方々に向けて情報提供することができました。 ・令和6年度も、引き続き、丁寧できめ細かな周知に努めていきます。	継続	○
60	地域コミュニティに関する情報の提供 (自治会・コミュニティ推進協議会など)	市民参加推進課	だれもが地域コミュニティ活動に参加できるよう、情報提供を行います。	・令和5年度は、研修会の実施など、誰もが参画しやすい環境に努めました。 ・令和6年度も、地域の各種団体の長についても、男女の意見が反映されるような役員選出について、働きかけを行います。	継続	○
61	ボランティア情報の提供	福祉総務課	だれもが生きがいを持って暮らし、地域でのボランティア活動に参加できるよう、ボランティア団体などの情報提供を行います。	・令和5年度は社会福祉協議会と協力し、ボランティアセンターでボランティア団体などの情報提供を行いました。 ・令和6年度も引き続き社会福祉協議会と協力し、ボランティアセンターでボランティア団体などの情報提供を行います。	継続	○
62	男性のための講座の実施	人権共生課	男性が生き方を見直し、地域活動へ参加できるようにするため、男性のための講座を実施します。	(No.26再掲) ・「男性のためのおモテなし稽古」と題し相手への思いやりを深めよりよいコミュニケーションスキルを学ぶ2日間の連続講座を開催し延べ33人が参加しました。 ・令和6年度においても、男性の意識改革を促す講座を実施します。	継続	

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(3) 地域における男女共同参画の推進

①だれもが参画する地域活動の推進

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
63	ふれあい大学・ふれあい大学院の実施、春日部市いきいきクラブ連合会の支援	高齢者支援課	高齢になってもだれもが生きがいを持って暮らしていけるように、生涯学習や地域活動をはじめとする様々な活動の場を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、ふれあい大学・大学院において計56講座を開講、いきいきクラブ連合会にてグラウンドゴルフ大会、輪投げ大会、吹矢大会などのスポーツや趣味の作品店等を実施し、高齢者のいきがいくりに努めました。 ・令和6年度も引き続き、様々な活動の場を提供します。 	継続	○

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(3) 地域における男女共同参画の推進

②地域活動団体での女性のリーダー参画促進

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
64	女性の参画を意識した防災講座の実施	人権共生課	地域社会の各種団体・グループなどの活動に際し、女性がリーダーとなることが少ない分野において、男女共同参画の視点から意識醸成を行い、女性の積極的な参画を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなにやさしい防災講座」と題し、身近なトイレ問題からジェンダーの課題を明らかにし、地域活動団体での女性リーダー参画を促進する講座を開催し30人が参加しました。 ・令和6年度においても、家庭や避難所での女性の役割について考える講座を実施します。 	拡充	
65	環境学習講師養成講座の実施	環境政策課	地域社会の各種団体・グループなどの活動に際し、女性がリーダーとなることが少ない分野において、男女共同参画の視点から意識醸成を行い、女性の積極的な参画を促進します。	過去の養成講座で講師数が増えたことにより、令和5年度は実施しておりません。また、令和6年度も同様に実施予定はございません。	縮小	
66	女性リーダー育成のための講座実施	人権共生課	女性がリーダーとなることが少ない分野において女性が積極的に参画できるよう、女性のための講座を実施します。	(No46再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・「しゃべろうジェンダーカフェ」と題し、ジェンダーに起因する社会構造について考えました。 ・令和6年度も引き続きエンパワメントに関する講座を実施します。 	見直し	
67	生涯学習人材情報への登録と活用	社会教育課	生涯学習推進のための講師や、サークル活動の指導者として活躍している様々な分野の人材を募集・登録し、男女共同参画推進のための事業などに活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習人材登録者(個人・団体)計134名 ・生涯学習市民塾:延べ84名 ・遊学1日体験教室:19名 ・出前講座:延べ19名 ・人財紹介:8名 ・令和6年度も引き続き生涯学習人材登録者の募集・登録に努め、事業に活用します。 	継続	○

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(3) 地域における男女共同参画の推進

②地域活動団体での女性のリーダー参画促進

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
68	人材や団体情報の蓄積	人権共生課	男女共同参画をけん引する人材や団体の情報を蓄積し、新たに活動したい人や団体とのマッチングを行います。	令和6年度は、男女共同参画をけん引する人材や団体の情報の蓄積に努めます。	見直し	

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(3) 地域における男女共同参画の推進

③地域活動団体への支援

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
69	登録団体への支援 (男女共同参画推進センター)	人権共生課	地域活動団体の支援を行うため、春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」において登録団体の集いや団体への情報提供などを行います。	・男女共同参画に関わる映画上演及び監督トークと登録団体との交流会を実施しました。75人が参加し男女共同参画への理解を深めました。 ・令和6年度も引き続き実施します。	継続	○
70	登録団体への支援 (市民活動センター)	市民参加推進課	地域活動団体の支援を行うため、市民活動センターにおいて登録団体の集いや団体への情報提供などを行います。	・令和5年度は、ぽぽら春日部のホームページ、Facebook、Xなどを用いて、幅広い方々に向けて情報提供することができました。 ・令和6年度も、引き続き、丁寧できめ細かな周知に努めていきます。	継続	○
71	利用者団体への支援 (公民館)	中央公民館	地域活動団体の支援を行うため、公民館において利用者団体代表者会議や公民館フェスティバルなどを開催します。	各地区において、公民館利用者のつどい(利用者協議会)、及び地区文化祭・公民館まつり・合同フェスティバルなどを開催し、地域活動団体の支援を行っています。 ・令和6年度も、各地区に根差した各種活動支援(主催事業等)を展開します。	継続	○

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

施策2-(4)	政策決定の場における男女共同参画の推進
---------	---------------------

● 目的

男女がバランスよく政策決定の場に参画できるようにする

● 取組の方向性

- 男女双方がバランスよく審議会等委員へ参画できるようにします。
- 市女性職員のキャリア形成に向けた意識改革を働きかけます。
- 政治分野における女性の参画拡大に向けた啓発などを行います。

● 施策の推進指標

審議会等委員の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年3月):30.3% 目標値(令和9年):40.0%以上 (国の目標値40%を目指す)	目標値	33.5%	35.1%	36.7%	38.3%	40.0%
	現状値	32.9%				
	達成率	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性比率が30%~60%の審議会の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年3月):41.4% 目標値(令和9年):70.0%以上	目標値	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%	70.0%
	現状値	46.3%				
	達成率	92.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市管理職の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年4月):主幹以上11.8% (医療センター医療職及び消防除く) 目標値(令和9年):15.0%	目標値	13.0%	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%
	現状値	13.7%				
	達成率	105.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況 施策幹事課:人権共生課

進捗状況	政策決定の場における男女共同参画の推進は、順調に取組が進められています。
課題	男女比率が極端に偏っている審議会について、バランスのよい参画の推進が課題です。
対応策	男女がバランスよく政策決定の場に参画できるように市内各課への周知や市女性職員の管理職への登用、キャリア形成などの取組を推進します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	男女がバランスよく政策決定の場に参画できるよう各取組を推進する必要があります。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	審議会でも評価

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(4) 政策決定の場における男女共同参画の推進

①審議会等委員への女性の参画拡大

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
72	審議会等委員への女性の参画拡大の方針周知	人権共生課	審議会等委員への女性の参画拡大の方針を庁内各課へ周知します。	・男女がバランスよく政策決定の場に参画できるよう審議会等委員への女性の参画拡大を通知しました。 ・令和6年度も引き続き実施します。	継続	
73	審議会等委員への女性の参画状況の把握	人権共生課	審議会等委員の女性比率を把握します。	・審議会等委員の女性比率調査を実施しました。 ・令和6年度も引き続き実施します。	継続	

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(4) 政策決定の場における男女共同参画の推進

②市の政策決定における女性の参画拡大

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
74	市女性職員の管理職への登用	人事課	市女性職員を積極的に管理職へ登用していきます。	・令和5年度は主査選考を実施し、選考の積極的な受験について、庁議報告により所属長からの呼びかけを依頼しました。 ・令和6年度も引き続き、所属長からの呼びかけを依頼し、選考受験者の増員を図ります。	継続	
75	情報の提供、研修の機会の提供	人事課	市女性職員のキャリア形成に資する研修の実施や、情報提供を行い、キャリア形成に対する意識の向上を図ります。	・令和5年度は、階層別研修「主事・技師級研修(中級)」、「主任研修Ⅱ」において、「キャリアデザイン」の研修を実施し、いずれも24名の女性職員が受講しました。また、埼玉県女性キャリアセンターが主催する「働く女性応援講座」の周知を行い、延べ8名が受講しました。 ・令和6年度も同様の研修を実施する予定です。また、随時情報提供を行います。	継続	

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(4) 政策決定の場における男女共同参画の推進

②市の政策決定における女性の参画拡大

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
76	プロジェクトチームなどへの参画の拡大	政策企画課	市女性職員の活躍及び多様な業務経験によるスキル向上の観点から、プロジェクトチームへの参加を推進します。	・令和5年度はプロジェクトチーム創設の機会がありませんでした。 ・令和6年度においては、女性職員の活躍の場を広げる取組を推進します。	見直し	

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

●取組の結果

施策2-(4) 政策決定の場における男女共同参画の推進

③政治分野における女性の参画拡大

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
77	実態の調査及び情報の収集など	人権共生課	政治分野における男女共同参画を推進するため、市議会と連携を図り、社会的障壁及び取組の状況について情報の収集などを行います。	・地方議会の取組状況などの情報収集を行っています。 ・令和6年度も引き続き実施します。	継続	
78	啓発、研修の機会の提供	人権共生課	政治分野における男女共同参画に資するよう、市議会と連携を図り、議員や市民への啓発や研修などを行います。	・政治分野における男女共同参画について情報を収集し、議員研修に向けての資料を作成します。	見直し	

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

施策3-(1)	困難な問題を抱える女性への支援
---------	-----------------

● 目的

だれ一人取り残されないやさしいまちにする

● 取組の方向性

- 制度の狭間にある困難な問題を抱える女性に対する支援を充実します。
- 関係団体と連携して支援を行います。

● 施策の推進指標

	年度	R5	R6	R7	R8	R9
困難女性支援法施行後(R6. 4. 1)に設定するとして、未設定	目標値					
	現状値					
	達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

● 施策状況

進捗状況	
課題	
対応策	

● 施策の評価 施策幹事課:人権共生課

施策幹事課 一次評価	
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性		審議会にて評価

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

●取組の結果

施策3-(1) 困難な問題を抱える女性への支援

①困難な問題を抱える女性への支援の充実

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
79	情報の提供、学習の機 会の提供	人権共生課	困難な問題を抱える女性 が不安や悩みを少しでも 解消できるよう、情報の 提供や学習の機会の提 供を行います。	・「ほっこりカフェ(女性のための エンパワーメント講座)」を毎月 開催し、安心して他者と交流し、 社会とつながる場を提供しまし た。 ・令和6年度も引き続き実施しま す。	継続	
80	男女共同参画推進セ ンターで行う相談の充 実	人権共生課	困難な問題を抱える女性 が不安や悩みを少しでも 解消できるよう、相談を行 います。	・女性総合相談、女性のからだ 相談、女性のカウンセリング相 談、女性のための法律相談を実 施し、延べ738人の相談があり ました。 ・男性のための相談を月1回実 施し、延べ23人の相談がありま した。 ・令和6年度も引き続き相談を 実施します。	継続	
81	教職員への研修の実 施	指導課	教職員服務研修会を実 施します。	・各学校へ趣き、教職員服務研 修会を実施しました。 ・令和6年度も引き続き実施しま す。	継続	

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

●取組の結果

施策3-(1) 困難な問題を抱える女性への支援

②関係機関との協働の推進

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
82	県が設置する女性相 談支援センターなど との連携	人権共生課	困難な問題を抱える女性 が問題解決に向けて行動 できるよう、各種支援窓 口と連携して支援します。	・令和5年度は、県の支援セン ターなどと連携し、困難な問題 を抱える女性を支援しました。 ・令和6年度も、引き続き連携 し、困難な問題を抱える女性の 支援を実施します。	継続	
83	市民活動団体への支 援(情報提供、情報共 有)	人権共生課	困難な問題を抱える女性 の支援に資する情報につ いて、市民活動団体へ情 報提供などを行います。	・令和5年度の実績はありませ ん。 ・令和6年度は、市民活動団体 との連携を進めます。	見直し	
84	市民活動団体との協 働事業の実施	人権共生課	困難な問題を抱える女性 が安心して自立して暮ら せるよう、市民活動団体 と協働して支援を行いま す。	・令和5年度の実績はありませ ん。 ・令和6年度は、市民活動団体 との連携を進めます。	見直し	

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

施策3-(2)	個人の様々な状況への配慮
---------	--------------

● 目的

だれも孤立させないまちにする

● 取組の方向性

- 個々の様々な状況に適した支援策について、分かりやすい情報提供を行います。
- 関係団体が連携して包括的な支援を行います。

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

● 施策の推進指標

住んでいる地域は安心して暮らせると思う人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):83.0% 目標値(令和9年):85.0%以上	目標値	83.7%	84.1%	84.4%	84.8%	85.0%
	現状値	76.6%				
	達成率	91.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況

施策幹事課:福祉総務課

進捗状況	孤立することなく安心して暮らせるよう、個人の様々な状況などへ配慮した支援や、関係団体との協働に取り組んでいます。
課題	孤立することなく安心して暮らせるよう、福祉関係団体やボランティア団体、市民活動団体などの関係団体との協働を推進することが課題です。
対応策	関係団体(福祉関係団体や市民活動団体)の活動を支援し、協働をより一層進め、援助の必要な方へつなげていきます。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	個人の様々な状況などへ配慮した支援に向け、関係団体との協働をより一層、推進する必要があります。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	審議会にて評価

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

●取組の結果

施策3-(2) 個人の様々な状況への配慮

①個人の様々な状況などへ配慮した支援の充実

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
85	生活困窮者への支援 (福祉総合窓口の設置)	生活支援課	生活困窮者をはじめとした様々な福祉課題を抱える方の相談を受け付け、自立や課題の解決に向けて生活しやすいように支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者をはじめ、生活保護世帯の自立を助長することを目的とし、就労相談員を設置し就労に関する相談支援を行います。 令和5年度は稼働年齢層のある世帯に対し1,359件の相談を行いました。 令和6年度も就労相談を継続することで、生活困窮世帯の就労開始や就労収入の増収を図ります。 	継続	
86	高齢者への支援 (高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進)	高齢者支援課／介護保険課	高齢者などが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、健康維持・介護予防の推進、生きがいつくりと社会参加の推進、介護サービスの充実などの施策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は、春日部市高齢者保健福祉計画等推進審議会、春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定庁内検討委員会を開催し、「第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を新たに策定しました。 令和6年度も引き続き、高齢者への支援を続けるとともに、第9期計画に基づき、より充実したサービスの提供に努めます。 	継続	○
87	障がい者への支援 (障害者計画・障害福祉計画の推進)	障がい者支援課	障害者基本法及び障害者差別解消法の理念に則り、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、各種施策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は第7期春日部市障害福祉計画を策定しました。 令和6年度は第4期春日部市障害者計画と第7期春日部市障害福祉計画について、進捗管理を行います。 	継続	○
88	ひとり親家庭などへの支援(子ども・子育て支援事業計画の推進)	子ども育成課	子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、各種施策を推進します。	<p>令和5年度は、令和4年度の進捗状況及び令和5年度の実施予定内容について関係各課あて照会し、審議会において報告、市公式ホームページにおいて公表しました。</p> <p>令和6年度は、令和5年度の進捗状況及び令和6年度の実施予定内容について関係各課あて照会し、審議会において報告、市公式ホームページにおいて公表します。</p>	継続	○
89	外国人への支援 (多文化共生の推進)	市民参加推進課	国籍などによる差別や偏見のない多文化共生の考え方に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は、春日部市国際交流協会と連携し、市民を対象に「多文化交流サロン」を実施しました。 令和6年度も、引き続き「多文化交流サロン」を実施し、多文化共生の推進に継続して取り組みます。 	継続	○

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

●取組の結果

施策3-(2) 個人の様々な状況への配慮

②関係団体との協働の推進

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
90	福祉関係団体の活動支援 (生活困窮者支援)	福祉総務課	民生委員・児童委員などの福祉団体やボランティア団体などが実施する、見守りや生活支援などの各種事業などを支援します。	・令和5年度は民生委員・児童委員などの福祉団体等の会議や研修会を支援しました。 ・令和6年度も福祉団体の各種会議や研修会の開催を支援していきます	継続	○
91	市民活動団体との協働事業の実施 (ふれあい大学校友会)	高齢者支援課	ふれあい大学校友会とともに文化祭やグラウンド・ゴルフ大会を開催することなどにより、団体会員が交友関係や活動範囲を広げ、より充実した人生を送ることを支援します。	・令和5年度は、ふれあい大学校友会とともに文化祭やグラウンド・ゴルフ大会を開催し、団体会員の交流を深めました。 ・令和6年度も引き続き、団体会員が交友関係や活動範囲を広げることができる事業を実施します。	継続	○
92	市民活動団体との協働事業の実施 (国際交流協会・外国人住民との相互理解)	市民参加推進課	外国人住民と市民との相互理解が深まるよう、市民活動団体と協働して日本語教室の開催や交流事業を実施します。	・令和5年度は、春日部市国際交流協会と共催し、外国人住民を対象とした日本語教室を実施しました。 ・令和6年度も、外国人住民と市民との相互理解を深めるため日本語教室を継続して実施します。	継続	○
93	市民活動団体との協働事業の実施 (障がい者支援)	障がい者支援課	手話・点訳者講習会や障害者スポーツ大会などを通じて、各種市民活動団体などとの共同事業に取り組みむほか、重層的支援体制整備事業に則り、包括的相談支援事業への参画を図ります。	・令和5年度は、手話講習会(レベルアップコース、通訳者養成コース)、点訳者養成講習会、障害者スポーツ大会を実施しました。 ・令和6年度も引き続き市民活動団体との協働事業に取り組み、包括的相談支援事業への参画を図ります。	継続	○
94	市民活動団体などとの地域の支え合いの体制づくり	介護保険課	地縁組織やボランティアなど多様な主体間による定期的な情報共有及び連携・協働による支え合いを推進するため「春日部支え合い会議」を開催します。	・令和5年度は、8つの支部社協単位(第2層)での支え合い会議を合計29回開催し、市全体(第1層)での支え合い会議を1回開催しました。 ・令和6年度も多様な主体との連携による地域の支え合い体制づくりを推進します。	継続	○

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

施策3-(3)	健康を脅かす問題への対策
---------	--------------

● 目的

市民が健康を実感できるまちにする

● 取組の方向性

- 市民が主体的にこころとからだの健康づくりに取り組める環境を整備します。
- 関係団体が連携して健康づくりに取り組みます。

● 施策の推進指標

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

心身ともに健康だと感じている人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):72.3% 目標値(令和9年):80.2%以上	目標値	73.4%	75.1%	76.8%	78.5%	80.2%
	現状値	72.7%				
	達成率	99.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況 施策幹事課:健康課

進捗状況	健康を脅かす問題への取組は、概ね順調に取組が進められています。
課題	高齢化が進展するなかで、健康寿命の延伸を推進することが課題です。
対応策	健康寿命の延伸にむけて、市民の主体的な健康づくりや、支え合いの支援を推進します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	健康を脅かす問題への対策は、概ね順調に取組が進められています。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市... 男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	審議会にて評価

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

●取組の結果

施策3-(3) 健康を脅かす問題への対策

①健康を脅かす問題への対策の推進

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
95	食生活や運動習慣などに関する学習機会の提供 (両親学級など)	こども相談課	妊娠、分娩、産褥(さんじょく)及び育児に関する知識と技術の習得や、離乳食に関する正しい情報を提供し、育児不安の解消を図ります。	【ママパパ学級】 令和5年度実施結果 ・春日部市保健センター 年24回 ・受講者数353人 内訳→妊婦:179人、夫:174人 令和6年度は1回目・2回目の参加人数を16組→24組に変更。 また、1回目の実施回数を12回→10回に変更。2回目実施回数は12回。 【離乳食教室】 令和5年度実施結果 ・春日部市保健センター 年48回 ・受講者数655人 令和6年度実施予定 ・春日部市保健センター 年48回 開催予定	継続	○
96	食生活や運動習慣などに関する学習機会の提供 (保育所)	保育課	健やかな成長や健康の保持増進のため、食への関心を高める給食を提供します。	公立保育所では所庭で野菜を栽培し、野菜の生長を観察しながら保育士の話や絵を描きました。収穫した野菜をクッキング保育で使用したり昼食やおやつに提供しました。令和6年度も同様に実施します。また、保護者へ向けた食に関する情報提供もICTシステムで発信していく予定です。	継続	
97	食生活や運動習慣などに関する学習機会の提供 (保健センター)	健康課	健康の保持増進のための望ましい食事や運動などの生活習慣について、情報の提供や学習機会の充実を図ります。	・令和5年度は、生活習慣病予防教室「からだ革命」を全12回(運動編9回、栄養編3回)実施。講話と運動実技・調理実習を通じて、健康づくりに関する知識の普及を行いました。 ・令和6年度も市民の健康に関する学習機会を確保するために、生活習慣病予防教室「からだ革命」を継続します。	継続	
98	メンタルヘルスに関する学習機会の提供	健康課	市民が心身ともに健康を保てるよう、メンタルヘルスに関する学習機会を提供します。 また、こころの健康の維持増進やストレスへの対処法などについて、情報提供を行います。	・令和5年度は市内在住者を対象に精神科医による「若年層」のメンタルヘルスに焦点をあてた講演会を1回開催しました。 ・令和6年度もひきつづき、メンタルヘルスのセルフケアの理解と対処法の普及啓発のため講演会を1回開催します。	継続	

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

●取組の結果

施策3-(3) 健康を脅かす問題への対策

①健康を脅かす問題への対策の推進

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
99	女性特有の健康問題に関する学習機会の提供	健康課／ 人権共生課	女性特有の健康問題に関する学習機会を提供します。	<p>(健康課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は20歳～60歳までの女性を対象に骨粗鬆症の予防のための知識を学び、日常生活で実践してもらう目的で骨密度測定会(測定・健康教育)を1回開催しました。 令和6年度も20歳～60歳までの女性を対象に骨密度測定会(測定・健康教育)を開催します。 <p>(人権共生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度はリプロダクティブヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)をテーマに、更年期の心身のケアについての講座を開催しました。 令和6年度もひきつづき、リプロダクティブヘルス／ライツをテーマに講座を開催します。 	継続	
100	相談事業の実施(乳幼児健康相談)	こども相談課	育児に関する各種相談に応じ、適切な保健指導を行います。	<p>令和5年度実施結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 春日部市保健センター 年12回 庄和保健センター 年12回 春日部市役所相談室 年17回 受相者数385人 <p>令和6年度は庄和会場を庄和総合支所に変更。</p>	継続	○
101	相談事業の実施(健康相談)	健康課	心と身体の健康や悩みなどの相談に応じ、助言や情報提供などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度はこころの健康相談を実施し、保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じました。また、市民に身近な場所で相談ができるよう、健康相談を市内9カ所で実施し、保健師、管理栄養士が相談に応じました。 令和6年度も継続し、市民の心身の健康増進を図ります。 	継続	○
102	相談事業の実施(男女共同参画推進センター)	人権共生課	心身ともに健康を保てるよう、健康に関する各種相談に応じ、助言や情報提供などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 女性のからだ相談、女性のカウンセリング相談を実施し、延べ168人の相談がありました。 令和6年度も引き続き相談を実施します。 	継続	
103	相談事業の実施(教育相談センター、さわやか相談室)	指導課	臨床心理士、スクールカウンセラーなどの専門家を配置し、相談体制を整えます。	こころのサポートチームとして、各学校へ行き指導助言したり、各専門家と連携して相談業務を行いました。	継続	

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

●取組の結果

施策3-(3) 健康を脅かす問題への対策

②関係団体との協働の推進

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
104	精神保健福祉連絡会の開催	健康課	関係機関の役割・相談の実態を把握し、情報を共有することで、質の高い連携を図ります。また、相談支援に関する勉強会を行い、相談技術の向上を図ります。	・令和5年度は、関係機関との情報共有を1回実施しました。 ・令和6年度も引き続き開催し、関係機関との連携を図ります。	継続	○
105	市民活動団体との協働事業の実施 (男女共同参画推進センターなど)	人権共生課	市民が心身ともに健康を保てるよう、市民活動団体と協働して健康を脅かす問題への対策を行います。	・令和5年度は、市民活動団体の主催する健康づくり研修会や子育てひろばを市内各施設で開催しました。 ・令和6年度も引き続き実施します。	継続	○
106	市民活動団体との協働事業の実施 (子育てサロン)	福祉総務課 ／こども相談課	民生委員・児童委員協議会、主任児童委員連絡会との協働により、子育てに関する事業を実施します。	・令和5年度は、武里市民センター会場で11回、あしすと春日部会場で7回、中央公民館で2回開催しました。 ・令和6年度も引き続き子育てサロンを開催し、育児不安やストレスの解消を図ります。	継続	○
107	市民活動団体との協働事業の実施 (未成年者飲酒・喫煙防止キャンペーン)	健康課	関係機関との協働により、未成年の飲酒・喫煙防止及び健康被害について周知・啓発を実施します。	・令和5年度は、かすかべ酒販組合・春日部たばこ商業協同組合等が主催する未成年者飲酒防止及び喫煙防止キャンペーンを後援。未成年の飲酒・喫煙防止に関するキャンペーンティッシュを配布しました。 ・令和6年度も引き続き、喫煙防止キャンペーンの後援を通じて、市内の活動団体とともに、未成年飲酒・喫煙防止の普及啓発を行っていきます。	継続	○

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

施策3-(4)	男女共同参画の視点に立った防災対策
---------	-------------------

● 目的

市民が災害時でも安全に安心して避難できるまちにする

● 取組の方向性

- 自主防災組織や防災における意思決定の場への女性の参画拡大により、避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対策を行います。
- 関係団体と連携して、災害時に住民同士が助け合って避難できる仕組みを作ります。

● 施策の推進指標

防災会議の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年3月):9.1% 目標値(令和9年):15.0% (国の段階的目標値)	目標値	10.0%	12.0%	13.0%	14.0%	15.0%
	現状値	12.1%				
	達成率	121.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
年に1回以上防災訓練を実施する自主防災組織の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):98.4% 目標値(令和9年):100.0%	目標値	100%	100%	100%	100%	100.0%
	現状値	98.4%				
	達成率	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
消防吏員の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年4月):3.9% 目標値(令和9年):5.0%	目標値	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	現状値	3.5%				
	達成率	70.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
消防団員の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年):8.3% 目標値(令和9年):10.0%	目標値	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	現状値	8.3%				
	達成率	83.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況 施策幹事課:危機防災対策課

進捗状況	男女共同参画の視点に立った防災対策は、市民が災害時でも安全に安心して避難できるよう、概ね順調に取組が進められています。
課題	安全・安心した避難にむけ、自主防災組織や防災における意思決定の場へ女性の参画を、より拡大することが課題です。
対応策	「男女共同参画の視点に立った防災対策についての学習機会の提供」や、「自主防災訓練への女性の参加」への取組を推進します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	男女共同参画の視点に立った防災対策は、概ね順調に取組が進められています。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	審議会で評価

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

●取組の結果

施策3-(4) 男女共同参画の視点に立った防災対策

①男女共同参画の視点に立った防災対策

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
108	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策マニュアルの作成・周知	危機管理 防災課	女性や子ども、高齢者、障がいのある人など特に支援を必要とする人に配慮した地域防災計画の策定やマニュアルの整備を行います。	・令和5年度は、地域防災計画を改定し、避難行動要支援者に関する支援内容等を追記しました。 ・令和6年度も福祉部局や健康保険部局との連携を図ります。	継続	
109	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策に関する学習機会の提供	人権共生課	市民が男女共同参画の視点に立った防災対策ができるよう、学習機会の提供を行います。	(No64再掲) ・「みんなにやさしい防災講座」と題し、身近なトイレ問題からジェンダーの課題を明らかにし、地域活動団体での女性リーダー参画を促進する講座を開催し30人が参加しました。 ・令和6年度においても、家庭や避難所での女性の役割について考える講座を実施します。	継続	
110	自主防災組織への女性の参画促進	危機管理 防災課	地域社会の各種団体・グループなどの活動に際し、女性がリーダーとなることが少ない分野において、男女共同参画の視点から意識醸成を行い、女性の積極的な参画を促進します。	・令和5年度は、防災士養成講座の開催に伴って、女性受講者枠を確保し、女性防災士育成を推奨しました。 ・令和6年度も同様に行う予定です。	継続	
111	消防団員への女性の参画促進	消防総務課	女性の視点を取り入れるため、女性消防団員の入団を促進します。	・令和5年度は、イベント会場での女性消防団員の入団促進を実施しました。 ・令和6年度も引き続きイベント等に参加し、女性消防団員の入団促進を図ります。	継続	

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

●取組の結果

施策3-(4) 男女共同参画の視点に立った防災対策

②関係団体との協働の推進

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
112	自主防災組織との協働事業の実施	危機管理 防災課	災害時の避難所運営において、女性や子ども、高齢者、障がいのある人など特に支援を必要とする人に配慮した対応を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、避難所の開設、受付についての訓練を自主防災組織向けに開催しました。 ・令和6年度は、避難所開設後、避難者を年齢や性別、国籍、障がいの有無をもとに振り分けをする訓練(HUG訓練)を自主防災組織向けに開催する予定です。 	継続	○
113	市民活動団体との協働事業の実施	市民参加 推進課/ 人権共生課	市民が男女共同参画の視点に立った防災対策ができるよう、市民活動団体と協働して防災対策を学ぶ機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度においては、指定避難所である男女共同参画推進センターにおいて、近隣住民及び市民活動団体との避難所設営訓練及び防災講座を実施します。 	見直し	
114	男女共同参画推進センターのネットワークへの参加	人権共生課	災害時の男女共同参画推進センター間の相互支援体制を構築するため、全国女性会館協議会が運営する相互支援システムに参加します。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国女性会館協議会が運営する相互支援ネットに参加し、災害時支援の調査研究に努めています。 ・令和6年度も引き続き実施します。 	継続	○

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

施策4-(1) ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及び被害者支援

● 目的

DVを防止できるまちにする

● 取組の方向性

- DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを啓発します。
- DV被害者への相談支援体制を充実させます。
- 関係団体が連携して被害者の救済や自立支援を強化します。

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

● 施策の推進指標

暴力を受けた場合、どこにも相談しないと考える人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):11.2% 目標値(令和9年):10.0%以下	目標値	10.8%	10.6%	10.4%	10.2%	10.0%
	現状値	5.2%				
	達成率	151.9%	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%
パートナーからの言動が、どんな場合でも暴力と思う人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
①大声でどなる、ののしる 現状値(令和3年):44.7% 目標値(令和9年):70.0%	目標値	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%	70.0%
	現状値	32.5%				
	達成率	65.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
②細かく監視する 現状値(令和3年):47.7% 目標値(令和9年):70.0%	目標値	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%	70.0%
	現状値	23.4%				
	達成率	46.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③生活費を渡さない 現状値(令和3年):67.6% 目標値(令和9年):70.0%	目標値	68.0%	68.5%	69.0%	69.5%	70.0%
	現状値	58.4%				
	達成率	85.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況 施策幹事課:人権共生課

進捗状況	DV防止に向けた啓発や講座、研修を実施していますが、DVについての認識に乖離が生じています。
課題	DVについての認識に乖離が生じており、DV防止の支障となることが課題です。
対応策	DV防止に向けた啓発により一層取り組むとともに、相談員への研修などにより相談体制の充実を図ります。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	DV防止啓発の取組を、より一層推進する必要があります。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	審議会で評価

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

●取組の結果

施策4-(1) ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及び被害者支援

①ドメスティック・バイオレンス(DV)防止に向けた啓発

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
115	啓発の実施	人権共生課	市が作成したリーフレットの配布や、その他の機会を活用した啓発ポスターなどの掲示を実施します。	・DV講座の開催に併せて、DVについての展示を実施しました。 ・令和6年度も引き続き実施します。	継続	
116	講座やパネル展示の実施	人権共生課	配偶者などからの暴力防止と根絶に資するため、講座やパネル展示を実施します。	・「不機嫌という名の暴力」と題し、DV講座を実施しました。 ・令和6年度も引き続きDV講座を実施します。	継続	
117	市職員向け研修の実施	人権共生課	市職員が二次的被害を防止しつつ適切な対応ができるようにするため、研修を実施します。	・職員向けDV研修会を実施し窓口業務等での対応について市職員59人が受講しました。 ・令和6年度も引き続き職員向けDV研修を実施します。	継続	

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

●取組の結果

施策4-(1) ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及び被害者支援

②相談支援体制の充実

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
118	(仮称)配偶者暴力相談支援センターの設置	人権共生課	DV被害者への相談・保護、自立支援をワンストップで行えるよう、(仮称)配偶者暴力相談支援センターを設置します。	・令和5年度に準備を行い、令和6年4月1日より春日部市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。 ・令和6年度は相談体制の充実を図ります。	拡充	
119	相談窓口の周知	人権共生課	DV被害者が一人で悩まず、早期の段階で支援や助言を受けることができるよう、相談窓口の周知を行います。	・令和5年度は、広報かすかべ、市公式ホームページ、チラシなどにより各種相談窓口を周知しました。 ・令和6年度は、相談窓口に加え、配偶者暴力相談支援センターを加え、周知します。	継続	

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

●取組の結果

施策4-(1) ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及び被害者支援

②相談支援体制の充実

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果及び令和6年度実施予定	今後の方向性	市民・事業者との協働
120	相談体制の充実	人権共生課	DV被害者一人ひとりの状況に配慮した相談ができるよう、相談機会の拡充や相談しやすい環境の整備を行います。	(再掲) ・女性総合相談、女性のからだ相談、女性のカウンセリング相談、女性のための法律相談、男性のための相談を開設しました。 ・令和6年度も引き続き相談事業を実施します。	継続	○
121	相談員、相談担当職員への研修の実施	人権共生課	DV被害者一人ひとりの状況に配慮した相談ができるよう、相談員や相談担当職員への研修を実施します。	・DV被害者等支援実務担当者の研修を実施し、市職員23人が受講しました。 ・被害者に寄り添った支援を行うため、令和6年度も引き続き実施します。	継続	
122	緊急避難、一時保護の実施	人権共生課	DV被害者の安全確保を図るため、緊急避難や一時保護施設などへの保護を行います。	・令和5年度は、DV被害者の一時保護を実施しました。 ・令和6年度もDV被害者の安全の確保に努めます。	継続	○

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

●取組の結果

施策4-(1) ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及び被害者支援

③関係機関との連携強化

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果及び令和6年度実施予定	今後の方向性	市民・事業者との協働
123	春日部市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議の開催	人権共生課	DV被害者へ適切な支援ができるよう、春日部市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議や研究会を開催します。	・春日部市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議を開催し、支援対策を共有しました。 ・令和6年度も引き続き実施します。	継続	
124	関係機関やNPOなどとの連携を強化	人権共生課	DV被害者へ適切な支援ができるよう、関係機関やNPOなどとの連携を強化します。	・県男女共同参画センターや警察、民間団体などと連携し、DV被害者の一時保護を実施しました。 ・令和6年度も引き続き関係機関などと連携し適切な支援を実施します。	継続	○

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

施策4-(2)	性犯罪・性暴力への対策
---------	-------------

● 目的

性犯罪・性暴力を防止できるまちにする

● 取組の方向性

- 性犯罪・性暴力防止の教育、啓発を充実させます。
- 関係機関が連携して防犯対策を強化します。

● 施策の推進指標

人口千人当たりの刑法犯認知件数	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):6.8件 目標値(令和9年):6.1件	目標値	6.6件	6.4件	6.3件	6.2件	6.1件
	現状値	7.7件				
	達成率	83.3%	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%

● 施策状況 施策幹事課:くらしの安全課

進捗状況	性犯罪・性暴力の防止について、市内小・中・義務教育学校や高等学校等および自主防犯団体へ啓発の取組が進められています。
課題	性犯罪・性暴力は被害者が声を上げにくいという課題があります。
対応策	性犯罪・性暴力の防止についての啓発を積極的に実施するとともに、相談体制の充実を図ります。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	性犯罪・性暴力の防止についての啓発や相談体制の充実などの取組をより一層推進する必要があります。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	男女共同参画推進審議会において施策における進捗状況について、評価する。

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	審議会で評価

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

●取組の結果

施策4-(2) 性犯罪・性暴力を防止できるまちにする

①性犯罪・性暴力防止に向けた啓発

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
125	小・中・義務教育学校 への啓発	指導課	市内全ての小・中・義務 教育学校に資料を配布 し、性犯罪・性暴力に防 止に向けた啓発を行いま す。	・市内の学校に関係通知や 資料を送付し、性犯罪や性 暴力に向けた啓発を行いま した。 ・令和6年度も引き続き実施 します。	継続	
126	デートDV等防止の啓 発	くらしの 安全課	市内の高等学校や商業 施設において、資料を配 布し、デートDV等防止の 啓発を行います。	・4月に若年層の性暴力被害 予防運動として、春日部女子 高等学校にてキャンペーン 活動。また、SNSや広報等を 活用して、啓発活動を実施 しました。 ・令和6年度も同様の取り組 みを実施します。	継続	○

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

●取組の結果

施策4-(2) 性犯罪・性暴力を防止できるまちにする

②関係機関との連携強化

No.	取組	担当課	内容	令和5年度実施結果 及び令和6年度実施予定	今後の 方向性	市民・事業 者との協働
127	地域の防犯力の向上 と防犯意識の高揚	くらしの 安全課	警察署や自主防犯団体、 学校などとの連携を強化 し、地域のパトロール活 動や啓発活動を実施しま す。	・4月に自治会あてに自主防犯 活動団体の結成について依頼。 また、SNSや広報等を活用し て、ながら見守り活動や青色回 転灯車防犯パトロール活動の啓 発を実施。さらに、公用車使用時 に積極的に青色回転灯車防犯 パトロール活動を実施しました。 ・令和6年度も同様の取り組みを 実施予定です。	継続	○

施策番号	施策の推進指標	R5目標値	R5現状値	R5数値 説明
1-(1) 資料5-1 P2	LGBTの認知度 「言葉も意味も知っている」 人の割合	60.0%	77.9%	インターネットモニターアンケート結果(P3) ・LGBT(性的指向や性自認による性的少数者)という「言葉」や「意味」を知っていますか。 「言葉や意味を知っている」60件(77件中)
1-(2) 資料5-1 P5	春日部市男女共同参画推進センターにおける事業参加者数	965人	1,840人	ハーモニー春日部での講座などの参加者 (ハーモニーフェスタ含む)
2-(1) 資料5-1 P9	家庭での役割分担(家事)の満足度	64.1%	62.3%	インターネットモニターアンケート結果(P4) ・あなたのご家庭で「家事(炊事・洗濯・掃除等)」を分担されている方は、その役割分担に満足していますか。 「満足している」19件 「ある程度満足している」29件(77件中)
	保育所待機児童数	0人	13人	年度当初の保育所待機児童数
2-(2) 資料5-1 P12	職場での男女の地位の平等感	27.5%	36.4%	インターネットモニターアンケート結果(P5) ・あなたは、「職場」という分野において男女の地位は平等になっていると思いますか。 「平等になっている」28件(77件中)
	市男性職員の育児休業取得率	25.0%	36.6%	市男性職員の育児休業取得率 15人(該当者41人中)
2-(3) 資料5-1 P17	地域活動への参加率	26.0%	44.2%	インターネットモニターアンケート結果(P6) ・あなたは、この1年間に地域の活動(自治会、ボランティア活動等)に参加したことがありますか。 「ほぼ毎回参加している」11件 「年に数回程度参加している」23件(77件中)
	NPOと協働で行われた事業数	105件	98件	NPO等(自治会連合会、NPO法人、実行委員会など)との協働事業
	自治会長の女性比率	4.0%	3.5%	自治会連合会に所属する自治会の会長の女性比率 7人(195人中)
2-(4) 資料5-1 P21	審議会等委員の女性比率	33.5%	32.9%	審議会等委員の女性比率 272人(828人中)
	女性比率が30%~60%の審議会等の割合	50.0%	46.3%	女性比率が30%~60%の審議会等の割合 31審議会(67審議会中)
	市管理職の女性比率	13.0%	13.7%	市管理職(主幹以上、医療センター医療職及び消防除く)の女性比率 41人(該当者299人中)
3-(2) 資料5-1 P26	住んでいる地域は安心して暮らせると思う人の割合	83.7%	76.6%	インターネットモニターアンケート結果(P7) ・あなたがお住まいの地域は、安心して暮らせる、良い生活環境だと思いますか。 「そう思う」10件 「どちらかといえばそう思う」49件(77件中)

施策番号	施策の推進指標	R 5 目標値	R 5 現状値	R 5 数値 説明
3 - (3) 資料5-1 P 29	心身ともに健康だと感じている人の割合	73.4%	72.7%	インターネットモニターアンケート結果 (P 8) ・あなたは、自分自身が心身ともに健康だと感じていますか。 「感じている」21件 「どちらかといえば感じている」35件 (77件中)
3 - (4) 資料5-1 P 33	防災会議の女性比率	10.0%	12.1%	春日部市防災会議 (春日部市地域防災計画の作成及びその実施を推進する会議) の女性比率 4人 (会長である市長を除く33人中)
	年に1回以上防災訓練を実施する自主防災組織の割合	100.0%	98.4%	年に1回以上防災訓練を実施する自主防災組織 (地域で助け合う自主的な共助の防災組織。市では自治会連合会加盟の自治会を単位として、自主防災組織の結成を推進。) 192団体 (195団体中)
	消防吏員の女性比率	5.0%	3.5%	消防吏員 (市町村の消防本部・消防署に勤務する職員のうち、階級を持ち、制服を着用して消防活動に従事する職員) の女性比率 10人 (286人中)
	消防団員の女性比率	10.0%	8.3%	消防団員 (消防団は市町村の非常備の消防機関で、その構成員である消防団員は他の本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員) の女性比率 16人 (193人中)
4 - (1) 資料5-1 P 36	暴力を受けた場合、どこにも相談しないと考える人の割合	10.8%	5.2%	インターネットモニターアンケート結果 (P 9) ・あなたは、配偶者などのパートナーまたは家族からDVを受けた場合、どのような人 (場所) に相談したいと思いますか。 「相談しない・できない」4件 (77件中)
	パートナーからの言動が、どんな場合でも暴力と思う人の割合 ①大声でどなる・ののしる	50.0%	32.5%	インターネットモニターアンケート結果 (P 10) ・①あなたは、配偶者などのパートナーまたは家族から、大声でどなられたり、ののしられたとき、それをDVであると思いますか。 「どんな場合でもDVにあたる」25件 (77件中)
	②細かく監視する	50.0%	23.4%	インターネットモニターアンケート結果 (P 10) ・②あなたは、配偶者などのパートナーまたは家族から、行動などを細かく監視されたとき、それをDVであると思いますか。 「どんな場合でもDVにあたる」18件 (77件中)
	③生活費を渡さない	68.0%	58.4%	インターネットモニターアンケート結果 (P 11) ・③あなたは、配偶者などのパートナーまたは家族のうち家計を主に支えるべき人が、生活費を渡さないとき、それをDVであると思いますか。 「どんな場合でもDVにあたる」45件 (77件中)
4 - (2) 資料5-1 P 39	人口千人当たりの刑法犯認知件数	6.6件	7.7件	春日部市内で発生した人口千人当たりの刑法犯認知件数 (強盗・放火・窃盗・不同意性交その他警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数)

春日部市インターネットモニター第1回アンケート

テーマ：男女共同参画について

回答期間：令和6年5月10日～5月19日

回答者数：77人（回答率77%）

※グラフの「n」は、各設問の回答者総数を示しています

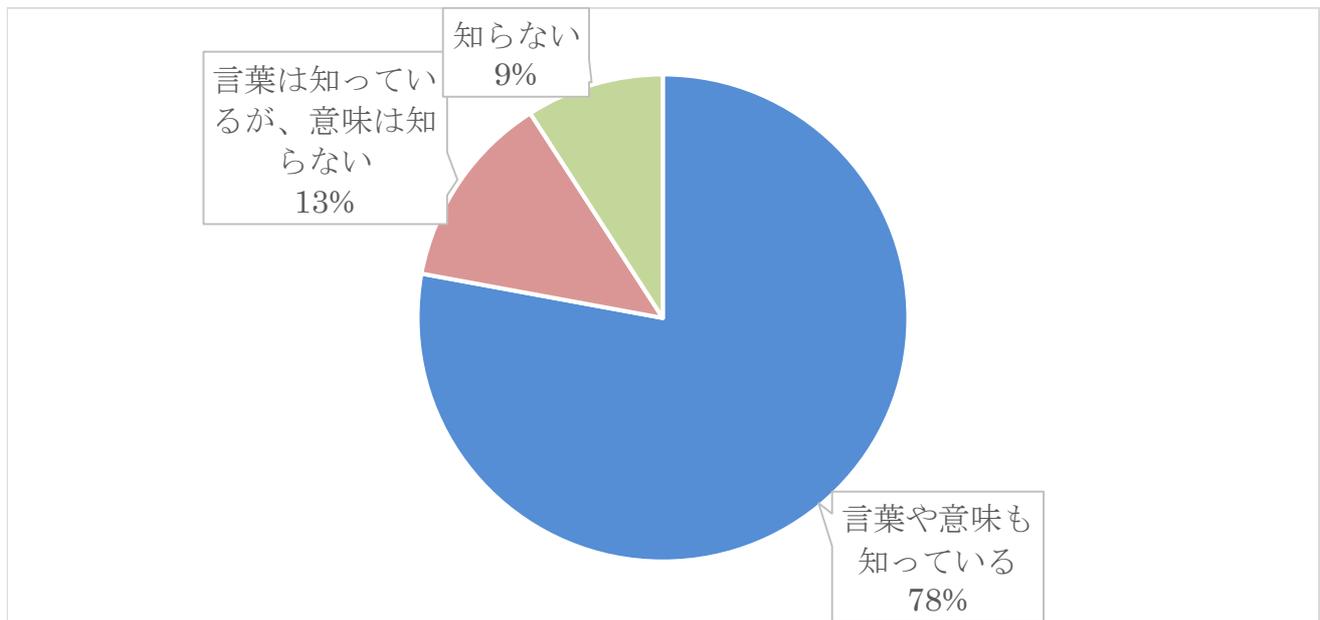
※各回答項目の割合（%）は、端数処理の関係上、合計が100%になっていません

※自由記述の回答は、ほぼ原文をそのままに掲載しています

施策1－（1）

LGBT（性的指向や性自認による性的少数者）という「言葉」や「意味」を知っていますか

n=77



図：施策1－（1）回答結果

言葉や意味も知っている：60件

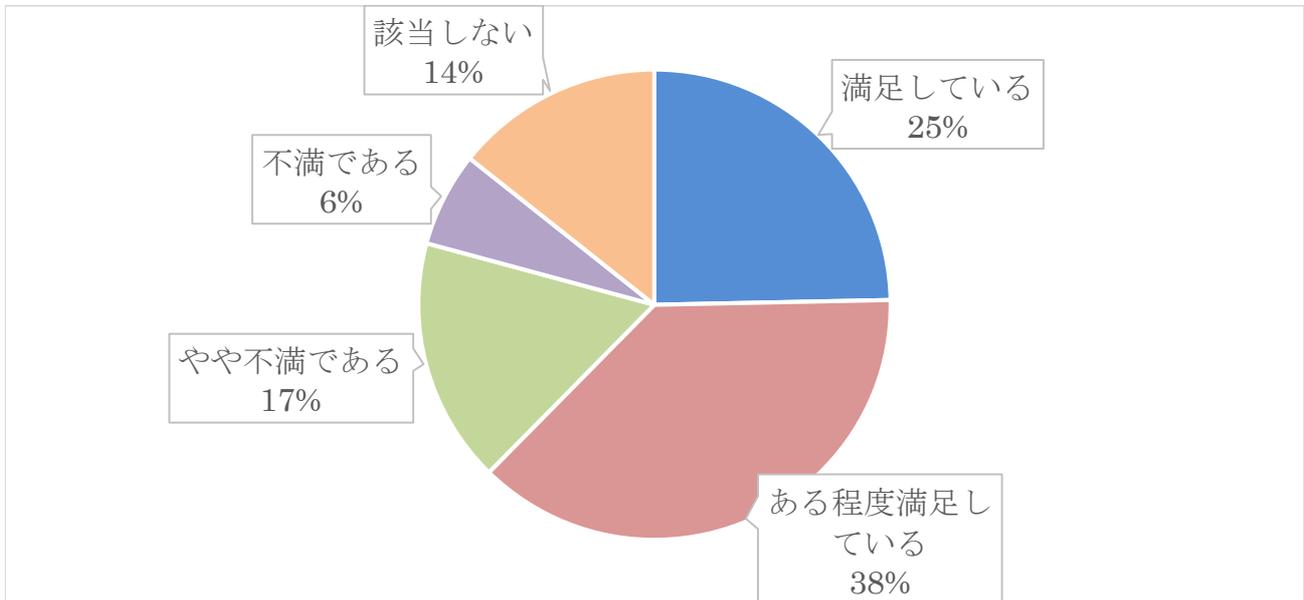
言葉は知っているが、意味は知らない：10件

知らない：7件

施策2－(1)

あなたのご家庭で「家事（炊事・洗濯・掃除等）」を分担されている方は、その役割分担に満足していますか

n=77



図：施策2－(1) 回答結果

満足している：19件

ある程度満足している：29件

やや不満である：13件

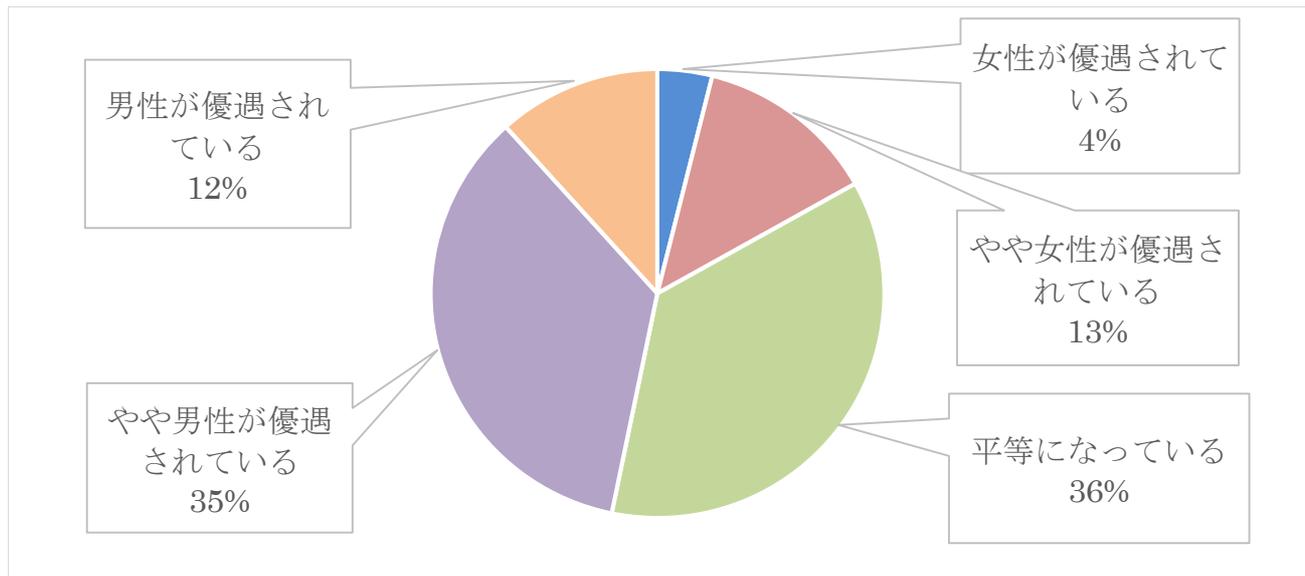
不満である：5件

該当しない：11件

施策2－(2)

あなたは、「職場」という分野において男女の地位は平等になっていると思いますか

n=77



図：施策2－(2) 回答結果

女性が優遇されている：3件

やや女性が優遇されている：10件

平等になっている：28件

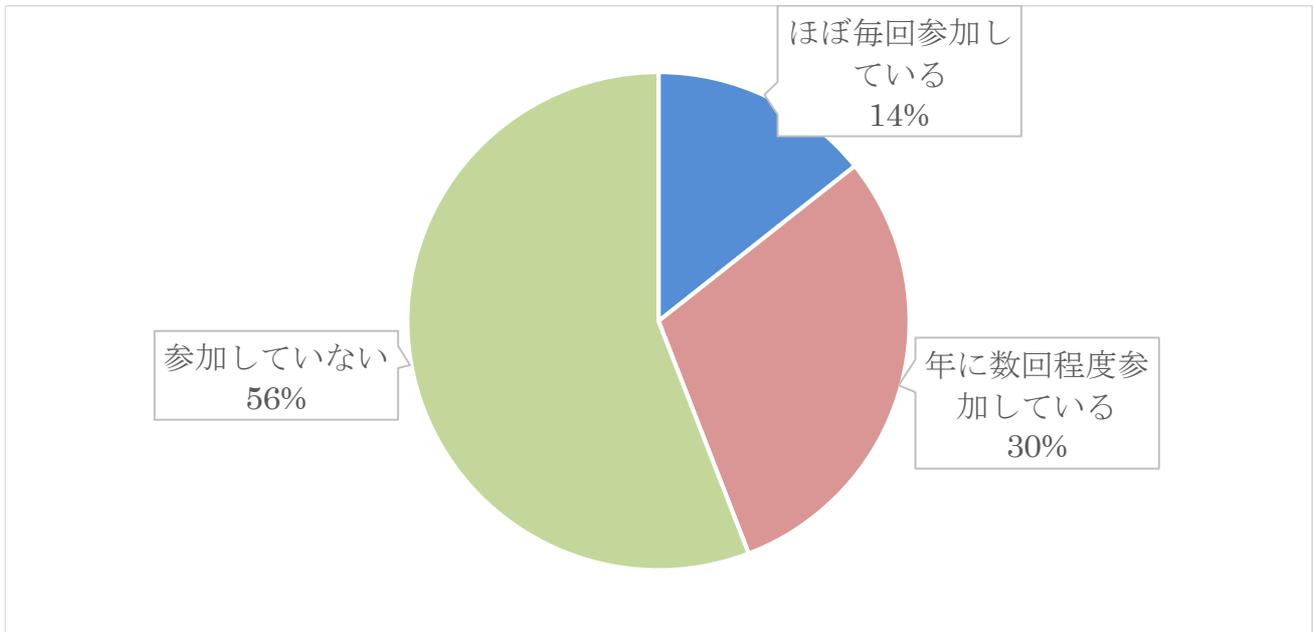
やや男性が優遇されている：27件

男性が優遇されている：9件

施策2－(3)

あなたは、この1年間に地域の活動（自治会、ボランティア活動等）に参加したことがありますか

n=77



図：施策2－(3) 回答結果

ほぼ毎回参加している：11件

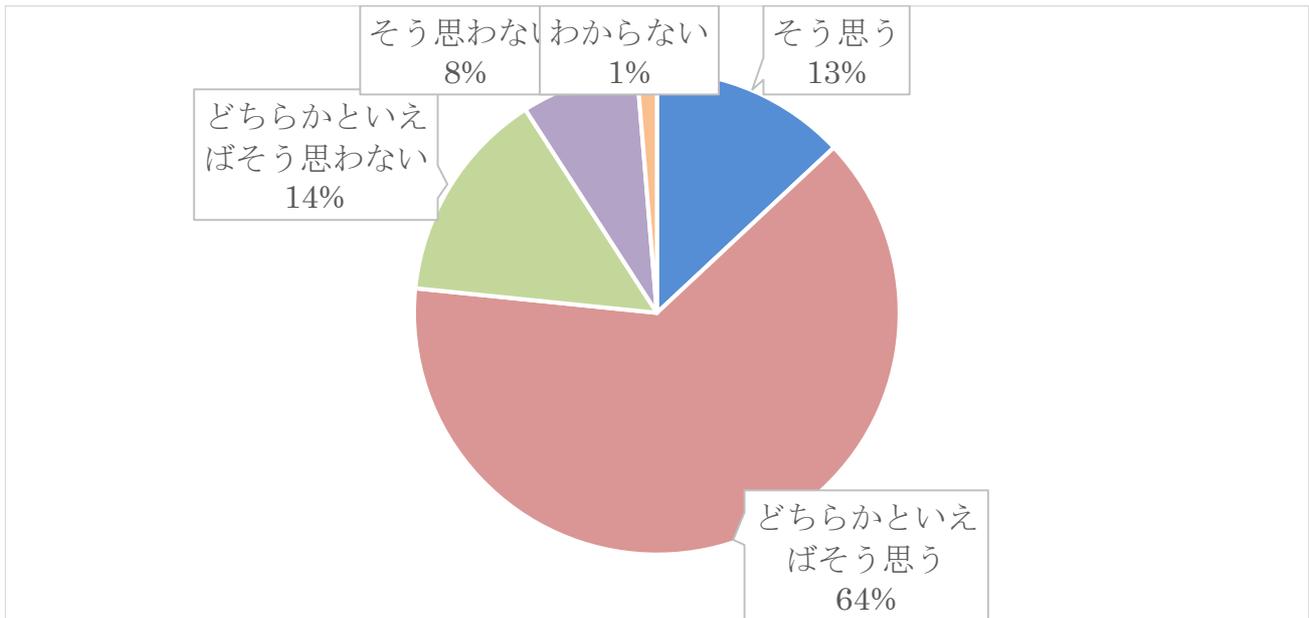
年に数回程度参加している：23件

参加していない：43件

施策3－(2)

あなたがお住まいの地域は、安心して暮らせる、良好な生活環境だと思いますか

n=77



図：施策3－(2) 回答結果

そう思う：10件

どちらかといえばそう思う：49件

どちらかといえばそう思わない：11件

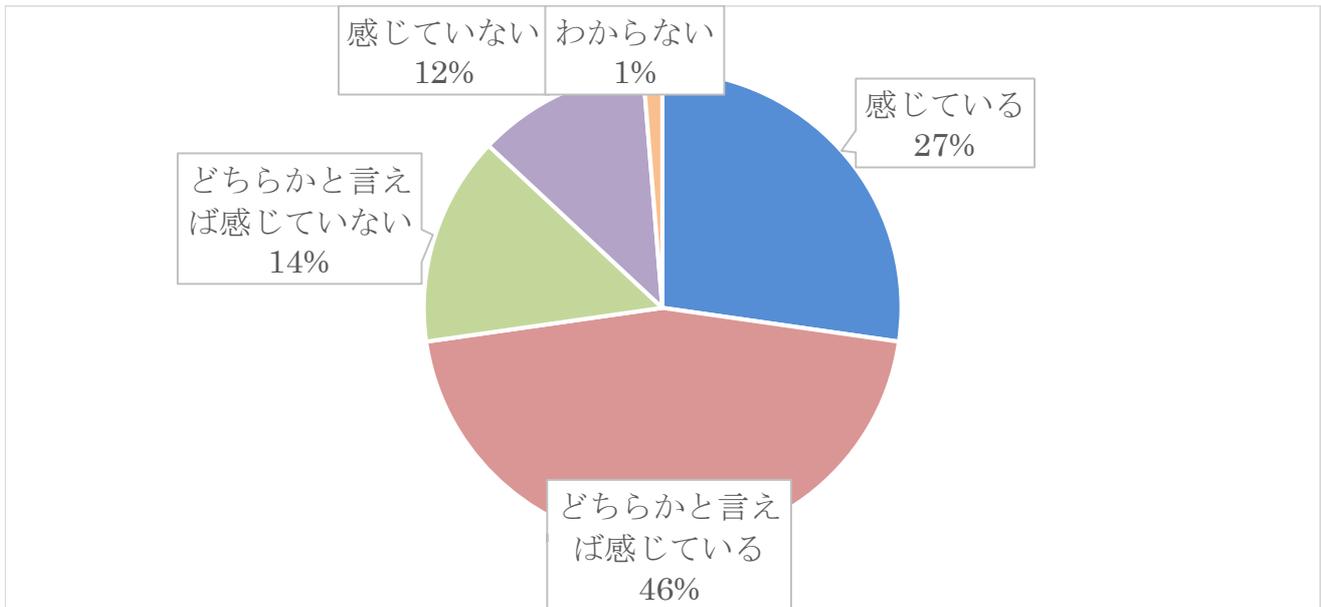
そう思わない：6件

わからない：1件

施策3-1(3)

あなたは、自分自身が心身ともに健康だと感じていますか

n=77



図：施策3-1(3) 回答結果

感じている：21件

どちらかと言えは感じている：35件

どちらかと言えは感じていない：11件

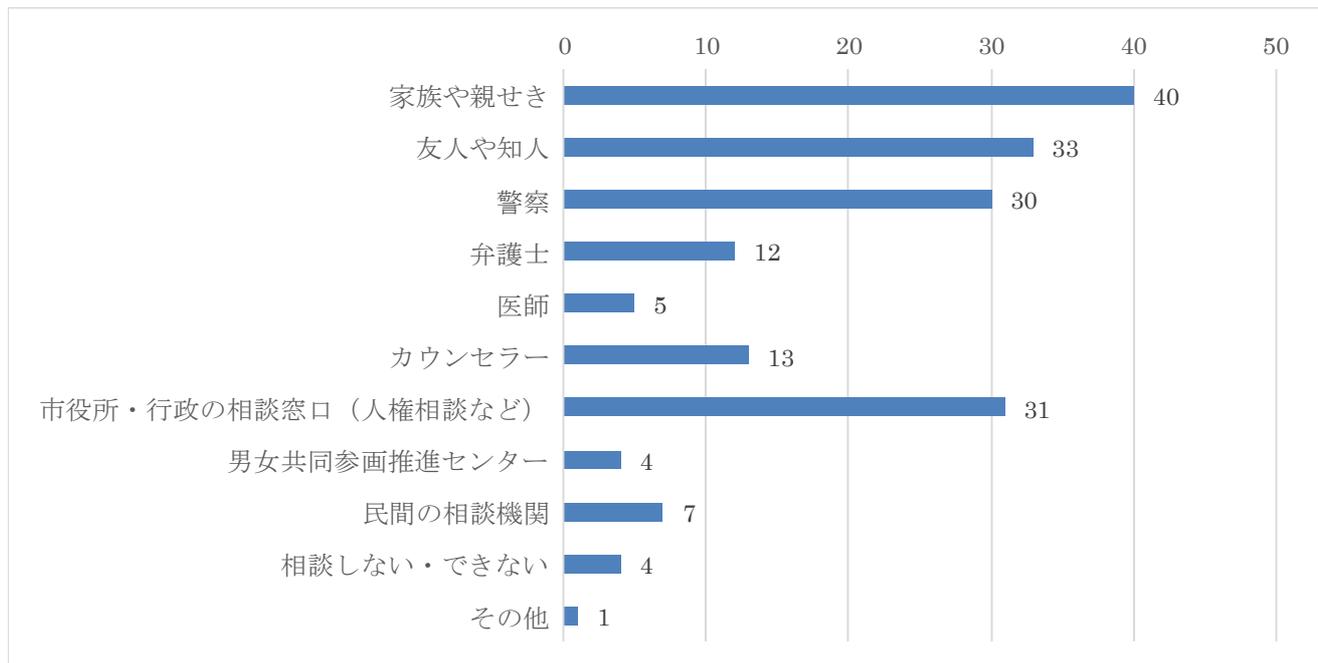
感じていない：9件

わからない：1件

施策4－(1)

あなたは、配偶者などのパートナーまたは家族からDVを受けた場合、どのような人(場所)に相談したいと思いますか

n=77



図：施策4－(1) 回答結果

家族や親せき：40件

友人や知人：33件

警察：30件

弁護士：12件

医師：5件

カウンセラー：13件

市役所・行政の相談窓口 (人権相談など)：31件

男女共同参画推進センター：4件

民間の相談機関：7件

相談しない・できない：4件

その他：1件

・とりあえずネットでいろいろ見る

「相談しない・できない」と回答した場合、その理由は何ですか

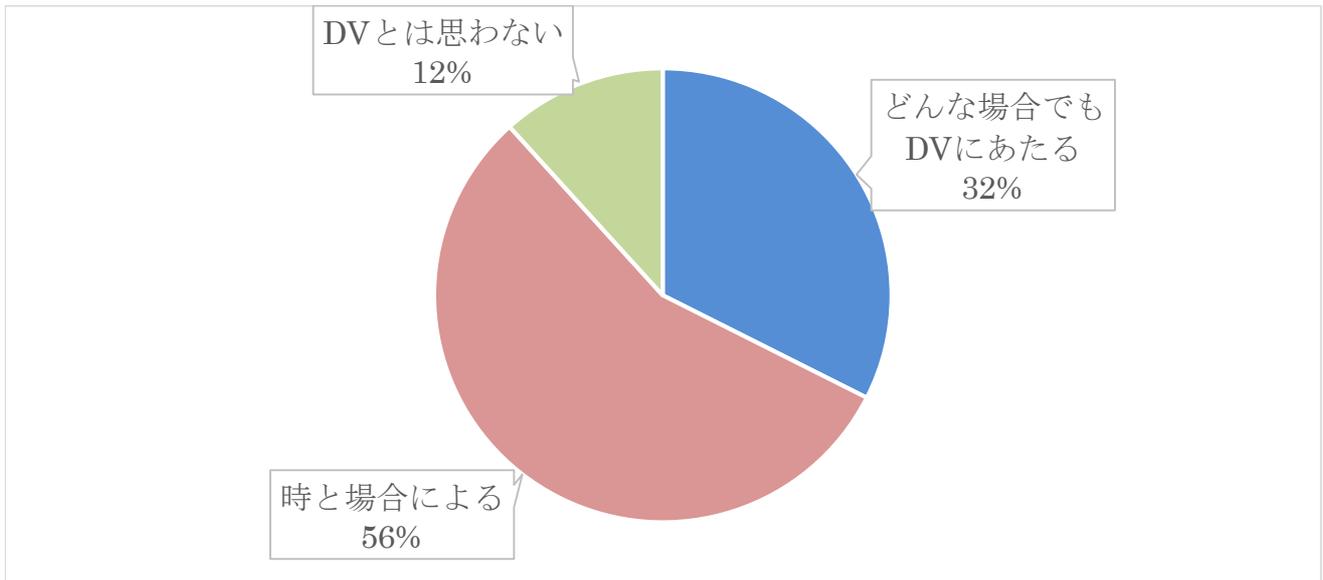
n=4

- ・DVを受けそうな相手がいなと思うから。
- ・高齢者故に、何処に行くのも移動が大変です。今現在は自転車での移動ですが、狭い道を後方から自転車で追い越して行く若い人が多く、怖いと思いながら買い物、通院をしています。足腰が弱っている為、市役所・行政の相談窓口等に行く事すら、精神的に無理だと思われま。今回の設問についてですが(配偶者などのパートナーまたは家族から、大声でどなられたり、ののしられた事が有る)それらが前提のようですが、我が家ではお互いにその様な事が1度も有りません。回答のチェック欄には、選択肢が無く困りました。
- ・恥ずかしさ
- ・まずは話し合いをしたいと思います。

施策4－(1)

①あなたは、配偶者などのパートナーまたは家族から、大声でどなられたり、ののしられたとき、それをDV(※)であると思いますか

n=77

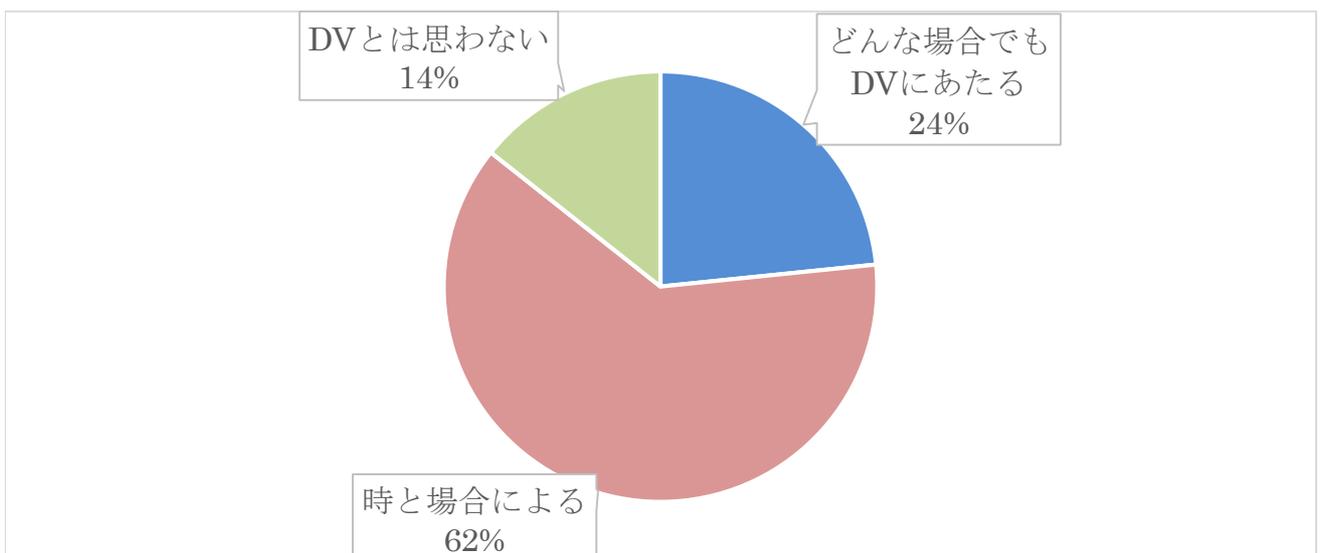


図：施策4－(1) ①回答結果

どんな場合でもDVにあたる：25件
時と場合による：43件
DVとは思わない：9件

②あなたは、配偶者などのパートナーまたは家族から、行動などを細かく監視されたとき、それをDVであると思いますか

n=77

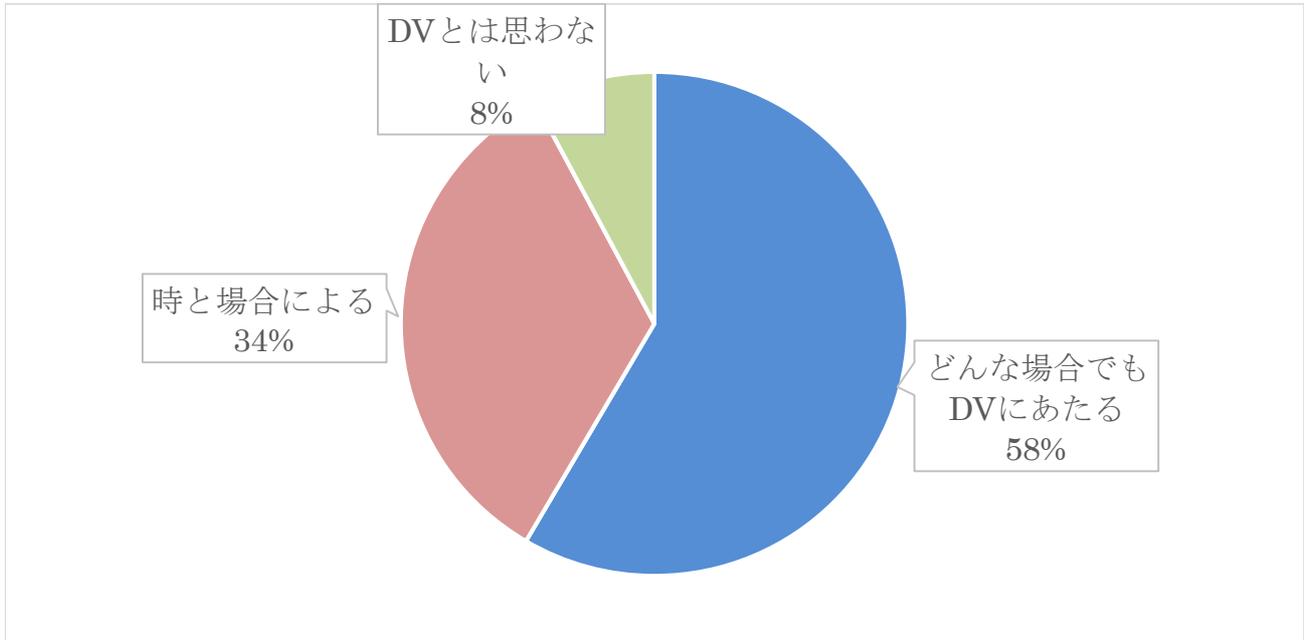


図：施策4－(1) ②回答結果

どんな場合でもDVにあたる：18件
時と場合による：48件
DVとは思わない：11件

③あなたは、配偶者などのパートナーまたは家族のうち家計を主に支えるべき人が、生活費を渡さないとき、それをDVであると思いますか

n=77



図：施策4－(1)③回答結果

どんな場合でもDVにあたる：45件
時と場合による：26件
DVとは思わない：6件

～DVのお悩み、ひとりで抱えていませんか？～

「春日部市配偶者暴力相談支援センター」

春日部市配偶者暴力相談支援センターでは、
あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について、
あなたの心に寄りそって、専任の女性相談支援員がお話をお聴きします。
プライバシーに配慮した個室で、電話相談または面接相談を行います。



誰もが暴力を受けないで安全に暮らす権利があります。

がまんしないで、早めの相談！

- DV相談専用ダイヤル● **048-739-6831**
- 相談日及び時間● 月曜日から金曜日 8時30分から17時15分
(祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く)
- ※ 面接相談は要予約。相談は無料。



<春日部市>

春日部市男女共同参画推進審議会

委員 各位

春日部市総務部長

かすかべハーモニープラン（第3次春日部市男女共同参画基本計画）

市民評価について（依頼）

時下、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市の男女共同参画の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の「男女共同参画の推進に関する年次報告書」は、令和5年度を始期とした第3次春日部市男女共同参画推進基本計画の年次報告であり、市民評価については、今回が初めて実施するものとなります。

つきましては、第2回審議会にてご審議いただく資料とするため、委員の皆様より、事前に市民評価をいただきたく、下記のとおりご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 提出物 市民評価記入用紙（11施策分）（1枚目に氏名をご記入ください。）

2 提出期限 令和6年10月23日（水）まで

添付の返信用封筒にてご提出ください。

3 評価方法

（1）市民評価記入用紙の「●施策の評価」欄の2段目「男女共同参画推進審議会（市民評価）」について、「ア」または「イ」を選択してください。

「イ」を選択した場合には、市民評価記入欄に、文言で評価をご記入ください。

（2）市民評価記入用紙の「●施策の方向性」欄の右側「男女共同参画推進審議会（市民評価）」について、「拡充・継続・見直し・縮小（裏面参照）」から1つを選択し、○をつけてください。

今後の方向性の選択肢

拡 充：施策・事業における取組の計画を拡大・強化することで、施策・事業の目的の達成を図るもの

（例）新たに事業を始める（事業を増やす）

継 続：施策・事業における取組を計画通り進めることで、施策・事業の目的の達成が図られるもの

（例）今後も予算規模を同じ水準を確保しながら、計画通り事業を進めていくもの

見直し：施策・事業における取組を見直すことで、施策・事業の目的の達成を図るもの

（例）事業を見直して、進めていくもの

縮 小：事業における取組の計画を縮小・弱めて、施策・事業の目的の達成を図るもの

（例）事業が終了するもの・制度変更に伴い事業の規模が小さくなるもの

問い合わせ 所在地 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1

担 当 春日部市総務部人権共生課人権共生担当 内藤、佐藤

電 話 048-736-1111（内線 2532）

メール jinken@city.kasukabe.lg.jp

市民評価記入用紙

審議会委員氏名

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

施策1-(1)	人権尊重の意識づくり
---------	------------

● 目的

市民が人権への関心をもち、お互いを尊重できるようにする

● 取組の方向性

○ 差別や偏見をなくすとともに、個人や集団の間に存在している多様な価値観を認め合えるよう、人権や性の多様性に関する意識の向上を図ります。

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

● 施策の推進指標

LGBTの認知度 「言葉も意味も知っている」人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):58.3% 目標値(令和9年):75.0%以上 (現状値30%程度増加)	目標値	60.0%	64.0%	68.0%	72.0%	75.0%
	現状値	77.9%				
	達成率	129.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況 施策幹事課:人権共生課

進捗状況	教育・啓発の取組により、人権尊重・性の多様性への関心が高められています。
課題	高い関心から多様な価値観への理解を深めて、人権尊重の意識をつくるのが課題です。
対応策	引き続き「人権尊重・性の多様性に関する教育・啓発」に積極的に取り組み、人権尊重の意識づくりを進めます。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	人権や性の多様性に関する啓発の取組により関心は高まっており、人権尊重の意識づくりに向け進んでいます。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄(

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ・ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ・ 見直し:改善の上で事業を行う。 ・ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

市民評価記入用紙

施策1-(2)

ジェンダー平等を推進し自分らしい生き方の選択を可能にする教育・学習の推進

● 目的

市民が自分らしい生き方の選択ができるようにする

● 取組の方向性

- 男女共同参画に関する実態を把握するとともに、だれにでも分かりやすい情報提供を充実させます。
- 自分らしい生き方の選択ができるようにするため、ジェンダー平等に関する教育・学習の機会を充実させます。
- 困ったときに相談できる窓口の充実を図ります。

● 施策の推進指標

春日部市男女共同参画推進センターにおける事業参加者数	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):643人 目標値(令和9年):4,900人 (コロナ禍以前の水準10%程度増加)	目標値	965	1,450	2,175	3,265	4,900
	現状値	1,840				
	達成率	190.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況

施策幹事課:人権共生課

進捗状況	新型コロナウイルス感染症拡大防止の行動制限が解除されたため、コロナ禍前の状況に参加者が戻りつつあり、ジェンダー平等に関する情報提供や教育・学習、相談事業の取組が進められています。
課題	ジェンダー平等を推進するために、共に考え、自分らしい生き方の選択ができるように、あらゆる立場の方がより多く参加できるようにすることが課題です。
対応策	「男女共同参画に関するデータの公表」「表現ガイドの周知」などの情報提供により、現状と適切な配慮についての周知を図るとともに、「ジェンダー平等に関する講座」へあらゆる立場の方が参加しやすいものとなるよう、教育・学習内容のより一層の充実や、回数・時間などの開催方法を工夫します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	ジェンダー平等についての教育・学習への参加者が戻ると同時に、相談体制を整えつつあり、自分らしい生き方の選択を可能にする取組が進んでいます。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄(

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ・ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ・ 見直し:改善の上で事業を行う。 ・ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

市民評価記入用紙

施策2-(1) 家庭における男女共同参画の推進

● 目的

家族がともに協力して、家庭生活をおくれるようにする

● 取組の方向性

- 家事・育児・介護などを家族が共働して行えるよう、特に男性の家庭生活への参画を促進します。
- 男女が働きながら育児や介護が行えるよう、多様な子育て支援、介護サービスを充実させます。

● 施策の推進指標

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

家庭での役割分担(家事)の満足度	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):62.1% 目標値(令和9年):70.0%以上 (現状値より10%程度増加)	目標値	64.1%	65.6%	67.1%	68.6%	70.0%
	現状値	62.3%				
	達成率	97.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保育所待機児童数	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):3人 目標値(令和9年):0人	目標値	0人	0人	0人	0人	0人
	現状値	13人				
	達成率	-	-	-	-	-

● 施策状況 施策幹事課:人権共生課

進捗状況	家庭での役割分担の見直し支援および子育て・介護の社会的支援の取組がそれぞれ進められています。
課題	家庭での役割分担の見直し支援をより一層推進することが課題です。また社会的支援の需要と供給のバランスを整えることも課題となっています。
対応策	「男性のための家事支援講座」「子育て支援講座」などの実施により、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏ったモノの見方)を払拭する、家庭での役割分担の見直し支援を推進します。また子育て・介護の社会的支援の適切な提供に向け引き続き取り組みます。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	家族がともに協力して、家庭生活をおくれるようにするために、より積極的な取り組みが必要です。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄(

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ・ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ・ 見直し:改善の上で事業を行う。 ・ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

市民評価記入用紙

施策2-(2) 働く場における男女共同参画の推進

● 目的

市民が自分らしい働き方ができるようにする

● 取組の方向性

- 仕事と家庭生活・地域活動の両立ができるよう、両立支援策を推進します。
- 女性が自らの意思によって職業生活を営めるよう、女性のキャリア形成を支援します。
- 男女がともに仕事と生活の調和がとれた働き方ができるよう、働きやすく、必要なときに休みがとれる職場環境づくりを推進します。
- セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントのない職場環境づくりを推進します。

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

● 施策の推進指標

職場での男女の地位の平等感 「平等」と答えた人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):26.5% 目標値(令和9年):30.0%以上 (現状値より10%程度増加)	目標値	27.5%	28.0%	28.5%	29.0%	30.0%
	現状値	36.4%				
	達成率	132.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市男性職員の育児休業取得率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和元年):11.9% 目標値(令和9年):30.0%以上 (春日部市女性職員の活躍推進に関する特定事業 主行動計画に基づき10%程度増加)	目標値	25.0%	26.5%	28.0%	29.0%	30.0%
	現状値	36.6%				
	達成率	146.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況 施策幹事課:人権共生課

進捗状況	働く場における男女共同参画の推進については、順調に取組が進められています。
課題	管理職における男女比の差が、まだ大きいことが課題です。 ※民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合 (男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」) 係長相当職 23.5%、課長相当職 13.2%、部長相当職 8.3%(2023年)
対応策	女性の仕事とキャリア形成への講習や啓発の取組を、より一層、推進します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	働く場における男女共同参画の取組は順調に進められています。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄(

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ・ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ・ 見直し:改善の上で事業を行う。 ・ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

市民評価記入用紙

施策2-(3)	地域における男女共同参画の推進
---------	-----------------

● 目的

市民が地域活動に参画できるようにする

● 取組の方向性

- 地域活動にだれもが参画しやすくなるように情報提供の仕方を工夫します。
- 女性がリーダーとして参画できるように人材育成を図ります。
- 地域活動団体が、持続可能な活動ができるよう支援します。

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

● 施策の推進指標

地域活動への参加率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):24.6% 目標値(令和9年):30.0%以上 (現状値より20%程度増加)	目標値	26.0%	27.0%	28.0%	29.0%	30.0%
	現状値	44.2%				
	達成率	170.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
NPOと協働で行われた事業数	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):85件 目標値(令和9年):149件 (現状値より20%程度増加)	目標値	105	116	127	138	149
	現状値	98				
	達成率	93.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自治会長の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年):4.0% 目標値(令和9年):6.0% (国の目標値を参考)	目標値	4.0%	4.5%	5.0%	5.5%	6.0%
	現状値	3.5%				
	達成率	87.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況 施策幹事課:市民参加推進課

進捗状況	だれもが参画する地域活動の推進への取組により個人の地域活動への参画は伸びています。
課題	地域活動団体の女性のリーダー参画の促進が課題です。
対応策	「女性の参画を意識した防災講座」「女性リーダー育成のための講座」を実施し、地域活動団体の女性リーダーの参画を推進します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	地域における男女共同参画の推進に向けた各取組をより一層推進する必要があります。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄(

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ▪ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ▪ 見直し:改善の上で事業を行う。 ▪ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標2 だれもがともに活躍するまちづくり

市民評価記入用紙

施策2-(4)

政策決定の場における男女共同参画の推進

● 目的

男女がバランスよく政策決定の場に参画できるようにする

● 取組の方向性

- 男女双方がバランスよく審議会等委員へ参画できるようにします。
- 市女性職員のキャリア形成に向けた意識改革を働きかけます。
- 政治分野における女性の参画拡大に向けた啓発などを行います。

● 施策の推進指標

審議会等委員の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年3月):30.3% 目標値(令和9年):40.0%以上 (国の目標値40%を目指す)	目標値	33.5%	35.1%	36.7%	38.3%	40.0%
	現状値	32.9%				
	達成率	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性比率が30%~60%の審議会の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年3月):41.4% 目標値(令和9年):70.0%以上	目標値	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%	70.0%
	現状値	46.3%				
	達成率	92.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市管理職の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年4月):主幹以上11.8% (医療センター医療職及び消防除く) 目標値(令和9年):15.0%	目標値	13.0%	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%
	現状値	13.7%				
	達成率	105.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況

施策幹事課:人権共生課

進捗状況	政策決定の場における男女共同参画の推進は、順調に取組が進められています。
課題	男女比率が極端に偏っている審議会について、バランスのよい参画の推進が課題です。
対応策	男女がバランスよく政策決定の場に参画できるよう庁内各課への周知や市女性職員の管理職への登用、キャリア形成などの取組を推進します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	男女がバランスよく政策決定の場に参画できるよう各取組を推進する必要があります。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄(

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ▪ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ▪ 見直し:改善の上で事業を行う。 ▪ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

市民評価記入用紙

施策3-(2) 個人の様々な状況への配慮

● 目的

だれも孤立させないまちにする

● 取組の方向性

○ 個々の様々な状況に適した支援策について、分かりやすい情報提供を行います。

○ 関係団体が連携して包括的な支援を行います。

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

● 施策の推進指標

住んでいる地域は安心して暮らせると思う人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):83.0% 目標値(令和9年):85.0%以上	目標値	83.7%	84.1%	84.4%	84.8%	85.0%
	現状値	76.6%				
	達成率	91.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況 施策幹事課:福祉総務課

進捗状況	孤立することなく安心して暮らせるよう、個人の様々な状況などへ配慮した支援や、関係団体との協働に取り組んでいます。
課題	孤立することなく安心して暮らせるよう、福祉関係団体やボランティア団体、市民活動団体などの関係団体との協働を推進することが課題です。
対応策	関係団体(福祉関係団体や市民活動団体)の活動を支援し、協働をより一層進め、援助の必要な方へつなげていきます。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	個人の様々な状況などへ配慮した支援に向け、関係団体との協働をより一層、推進する必要があります。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ・ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ・ 見直し:改善の上で事業を行う。 ・ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

市民評価記入用紙

施策3-(3) 健康を脅かす問題への対策

● 目的

市民が健康を実感できるまちにする

● 取組の方向性

- 市民が主体的にこころとからだの健康づくりに取り組める環境を整備します。
- 関係団体が連携して健康づくりに取り組みます。

● 施策の推進指標

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

心身ともに健康だと感じている人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):72.3% 目標値(令和9年):80.2%以上	目標値	73.4%	75.1%	76.8%	78.5%	80.2%
	現状値	72.7%				
	達成率	99.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況 施策幹事課:健康課

進捗状況	健康を脅かす問題への取組は、概ね順調に取組が進められています。
課題	高齢化が進展するなかで、健康寿命の延伸を推進することが課題です。
対応策	健康寿命の延伸にむけて、市民の主体的な健康づくりや、支え合いの支援を推進します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	健康を脅かす問題への対策は、概ね順調に取組が進められています。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄(

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ▪ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ▪ 見直し:改善の上で事業を行う。 ▪ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標3 協働によるだれもが安心して住み続けられるまちづくり

市民評価記入用紙

施策3-(4) 男女共同参画の視点に立った防災対策

● 目的

市民が災害時でも安全に安心して避難できるまちにする

● 取組の方向性

- 自主防災組織や防災における意思決定の場への女性の参画拡大により、避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対策を行います。
- 関係団体と連携して、災害時に住民同士が助け合って避難できる仕組みを作ります。

● 施策の推進指標

防災会議の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年3月):9.1% 目標値(令和9年):15.0% (国の段階的目標値)	目標値	10.0%	12.0%	13.0%	14.0%	15.0%
	現状値	12.1%				
	達成率	121.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
年に1回以上防災訓練を実施する自主防災組織の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):98.4% 目標値(令和9年):100.0%	目標値	100%	100%	100%	100%	100.0%
	現状値	98.4%				
	達成率	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
消防吏員の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年4月):3.9% 目標値(令和9年):5.0%	目標値	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	現状値	3.5%				
	達成率	70.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
消防団員の女性比率	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和4年):8.3% 目標値(令和9年):10.0%	目標値	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	現状値	8.3%				
	達成率	83.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況 施策幹事課:危機防災対策課

進捗状況	男女共同参画の視点に立った防災対策は、市民が災害時でも安全に安心して避難できるよう、概ね順調に取組が進められています。
課題	安全・安心した避難にむけ、自主防災組織や防災における意思決定の場へ女性の参画を、より拡大することが課題です。
対応策	「男女共同参画の視点に立った防災対策についての学習機会の提供」や、「自主防災訓練への女性の参加」への取組を推進します。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	男女共同参画の視点に立った防災対策は、概ね順調に取組が進められています。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄(

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ▪ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ▪ 見直し:改善の上で事業を行う。 ▪ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

市民評価記入用紙

施策4-(1)

ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及び被害者支援

● 目的

DVを防止できるまちにする

● 取組の方向性

- DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを啓発します。
- DV被害者への相談支援体制を充実させます。
- 関係団体が連携して被害者の救済や自立支援を強化します。

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

● 施策の推進指標

暴力を受けた場合、どこにも相談しないと考える人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):11.2% 目標値(令和9年):10.0%以下	目標値	10.8%	10.6%	10.4%	10.2%	10.0%
	現状値	5.2%				
	達成率	151.9%	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%
パートナーからの言動が、どんな場合でも暴力と思う人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
①大声でどなる、ののしる 現状値(令和3年):44.7% 目標値(令和9年):70.0%	目標値	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%	70.0%
	現状値	32.5%				
	達成率	65.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
②細かく監視する 現状値(令和3年):47.7% 目標値(令和9年):70.0%	目標値	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%	70.0%
	現状値	23.4%				
	達成率	46.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③生活費を渡さない 現状値(令和3年):67.6% 目標値(令和9年):70.0%	目標値	68.0%	68.5%	69.0%	69.5%	70.0%
	現状値	58.4%				
	達成率	85.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況

施策幹事課:人権共生課

進捗状況	DV防止に向けた啓発や講座、研修を実施していますが、DVIについての認識に乖離が生じています。
課題	DVIについての認識に乖離が生じており、DV防止の支障となることが課題です。
対応策	DV防止に向けた啓発により一層取り組むとともに、相談員への研修などにより相談体制の充実を図ります。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	DV防止啓発の取組を、より一層推進する必要があります。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄(

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ・ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ・ 見直し:改善の上で事業を行う。 ・ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標4 男女共同参画社会を阻む暴力のないまちづくり

市民評価記入用紙

施策4-(2) 性犯罪・性暴力への対策

● 目的

性犯罪・性暴力を防止できるまちにする

● 取組の方向性

- 性犯罪・性暴力防止の教育、啓発を充実させます。
- 関係機関が連携して防犯対策を強化します。

● 施策の推進指標

人口千人当たりの刑法犯認知件数	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):6.8件 目標値(令和9年):6.1件	目標値	6.6件	6.4件	6.3件	6.2件	6.1件
	現状値	7.7件				
	達成率	83.3%	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%

● 施策状況 施策幹事課:くらしの安全課

進捗状況	性犯罪・性暴力の防止について、市内小・中・義務教育学校や高等学校等および自主防犯団体へ啓発の取組が進められています。
課題	性犯罪・性暴力は被害者が声を上げにくいという課題があります。
対応策	性犯罪・性暴力の防止についての啓発を積極的に実施するとともに、相談体制の充実を図ります。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	性犯罪・性暴力の防止についての啓発や相談体制の充実などの取組をより一層推進する必要があります。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄(

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ・ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ・ 見直し:改善の上で事業を行う。 ・ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。

市民評価記入用紙

審議会委員氏名

■ かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)進捗管理シート

目標1 人権尊重とジェンダー平等のまちづくり

施策1-(1)	人権尊重の意識づくり
---------	------------

● 目的

市民が人権への関心をもち、お互いを尊重できるようにする

● 取組の方向性

○ 差別や偏見をなくすとともに、個人や集団の間に存在している多様な価値観を認め合えるよう、人権や性の多様性に関する意識の向上を図ります。

令和5年度現状値はインターネットモニターによる値です。

● 施策の推進指標

LGBTの認知度 「言葉も意味も知っている」人の割合	年度	R5	R6	R7	R8	R9
現状値(令和3年):58.3% 目標値(令和9年):75.0%以上 (現状値30%程度増加)	目標値	60.0%	64.0%	68.0%	72.0%	75.0%
	現状値	77.9%				
	達成率	129.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

● 施策状況

施策幹事課:人権共生課

進捗状況	教育・啓発の取組により、人権尊重・性の多様性への関心が高められています。
課題	高い関心から多様な価値観への理解を深めて、人権尊重の意識をつくることが課題です。
対応策	引き続き「人権尊重・性の多様性に関する教育・啓発」に積極的に取り組み、人権尊重の意識づくりを進めます。

● 施策の評価

施策幹事課 一次評価	人権や性の多様性に関する啓発の取組により関心は高まっており、人権尊重の意識づくりに向け進んでいます。
男女共同参画 推進審議会 (市民評価)	市民評価として、アまたはイを選択し、イを選択した場合には、文言評価をご記入ください。 ア:一次評価に同じ イ:一次評価は不適切 市民評価記入欄(

● 施策の方向性

	施策幹事課 (1次評価)	男女共同参画推進審議会(市民評価) 1つに○をつけてください。
今後の方向性	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充:さらに充実した内容で事業を行う。 ・ 継続:当該年度と同様の事業を行う。 ・ 見直し:改善の上で事業を行う。 ・ 縮小:事業を縮小・休止・廃止する。